

660
99

2



* 0 0 0 7 2 8 2 0 0 0 *

0007282-000

660-98

昭和八年改正恩給法恩給計算と
請求手続

真鍋喜三郎・著

大同書院

昭和9

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月2日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

書
物
法
天
切
江

10. 2. 7

660-9

法學士眞鍋喜三郎著

昭和八年
改正恩給法
恩給計算と請求手續

株式會社
大同書院發兌

831

法學士眞鍋喜三郎著



恩給計算と請求手續



株式會社 大同書院發兌

660-98

序

從來恩給法は文官・軍人・教職員・巡査・看守等各別に規定されたものであつたが、大正十二年これ等の法規を整理統一した、これが現行恩給法である。尙、現行恩給法は昭和八年法の不備不當を正し且累年遞増しつつある恩給總額の膨張を防止する意味に於て改正が行はれたのである。

前述の如く從來各種の恩給法が存在したため、恩給に關する註釋書も或は文官のみ或は教職員のみと謂へる如く、一部面に關するもの多く全般に關するものが少く且註釋も専門的に互り、何人にも理解出来る程度のもものがなかつたやうに思はれる。

本書は以上の諸點に鑑み、全般に互り簡易に其の要領を説明し、殊に、卷頭には條文の索引を附し、卷末には法文を附して利用の便宜を圖り

本書に依りて直ちに恩給請求の手續をなし得るやう記述したものである。

若し此の小著によつて恩給法の理解並にこれが手續上幾分なりとも資する處あらば著者は以て光榮とする處である。

昭和九年四月

大阪市堀江にて

著者識

昭和八年改正恩給法 恩給計算と請求手續 目次

第一章 恩給法規の内容	一
第二章 大正十二年の改正要綱	六
一、恩給給與率の増加	六
① 普通恩給	七
② 増加恩給	八
③ 遺族扶助料	九
④ 一時恩給及一時扶助料	一〇
二、法規の整理統一	一一
① 法規の合同	一一
② 恩給請求時効期間の統一	一二
③ 裁定機關の變更	一二
④ 恩給權侵害に對する行政救済	一三

⑤ 恩給審査會の設置	三三
⑥ 恩給の負擔分擔	三三
⑦ 待遇職員の恩給	三三
⑧ 在職年の通算	三三
⑨ 準公務員の在職年通算	三四
⑩ 加算年に關する規定の改正	三四
⑪ 除算年に關する規定の改正	三四
⑫ 自己便宜の退職に關する規定の削除	三四
⑬ 爾後重症者の恩給請求期間の延長	三五
⑭ 有期傷病恩給	三五
⑮ 外國在勤加給	三五
⑯ 寡婦扶助料に關する規定	三五
⑰ 成年以上の子及夫の扶助料	三六
⑱ 屯田兵現役期間の通算	三六
第三章 昭和八年の改正要綱	三七

一、改正の趣旨	三七
二、改正の要綱	三六

① 普通恩給年限の延長	三六
② 基礎俸給の變更	三六
③ 傷病年金の創定	三〇
④ 一時恩給及一時扶助料の最短年限設定	三一
⑤ 一時恩給受給者の普通恩給額の減額	三一
⑥ 若年者の普通恩給の一部停止	三三
⑦ 多額所得者の普通恩給の一部停止	三三
⑧ 休職歸休待命等の期間中の在職年半減	三五
⑨ 失權及失格の原因の改正	三五
⑩ 個人及團體の納金の増額又は新設	三七
⑪ 特殊扶助料の増額	三七
⑫ 加算年規定の改正	三八
⑬ 恩給受給權の調査	三九

⑭ 警察監獄職員と文官(警部)との在職年通算 三九

⑮ 恩給法第九十九條(教育職員の在職年不通算)の削除 三九

⑯ 他の法令の改廢による本法の整理 四〇

第四章 恩給の計算方法

一、計算上の通則

① 在職年数の計算 四一

② 俸給額の計算 四二

二、普通恩給の計算方法

① 文官及待遇職員の普通恩給 五〇

② 教育職員の普通恩給 五一

③ 軍人の普通恩給 五二

④ 警察監獄職員の普通恩給 五三

⑤ 一時恩給を受けた者の普通恩給額 五四

三、一時恩給の計算方法

五六

四、増加恩給の計算方法 五七

五、傷病年金の計算方法 六〇

六、傷病賜金の計算方法 六一

七、扶助料の計算方法 六三

八、一時扶助料の計算方法 六三

第五章 恩給請求の手續及書式

一、普通恩給の請求手續 六五

二、一時恩給の請求手續 七〇

三、増加恩給の請求手續 七三

四、傷病年金の請求手續 七五

五、傷病賜金の請求手續 七六

六、扶助料の請求手續 七八

七、一時扶助料の請求手續 八二

第六章	普通恩給額一覽表	六
附錄	恩給法規	一
一、	恩給法	附一
二、	恩給法施行令	附二
三、	恩給給與規則	附三
四、	恩給給與細則	附四
五、	一時恩給返還等ニ關スル取扱規程	附五

目次終

昭和八年改正恩給法 恩給計算と請求手續

法學士 眞鍋喜三郎著



第一章 恩給法規の内容

第一章 總則

- 第一條 給與原則
- 第二條 恩給の種類
- 第三條 年金たる恩給の給與期間
- 第四條 恩給金額の切上
- 第五條 請求權消滅時效
- 第六條 請求權消滅時效の中斷

第七條 請求權消滅時效の停止

第八條 二重給與回避及恩給の選擇

第九條 年金恩給權一般消滅原因

第九條ノ二 恩給受給權の存否調査

令第一條 恩給受給の身分關係其他事情

令第一條ノ二 調査上必要の書類提出

令第一條ノ三 書類の提出の年月

令第一條ノ四 不提出者に對する恩給差止

第十條 殘額給與

令第一條ノ五 遺族の順位

令第二條 相續人

第十一條 處分禁止

第十二條 裁定官廳

令第三條 内閣恩給局長以外の裁定官廳

第十三條 行政救濟

第十四條 裁決の羈束力

第十五條 恩給審査會

第十六條 恩給負擔

第十七條 分擔請求

令第四條 國家又は地方公共團體の恩給分擔に關する規定

令第五條 同 右

第十八條 團體よりの納金及交付金

第二章 公務員

第一節 通則

第十九條 公務員及準公務員の意義

第二十條 文官及準文官の意義

令第六條 指定された文官

第二十一條 軍人及準軍人の意義

令第七條 陸海軍學校生徒

第二十二條 教育職員及準教育職員の意義

令第八條 在外指定學校

令第八條 準教育職員

第二十三條 警察監獄職員の意義

第二十四條 待遇職員の意義

令第十條 恩給法第二十四條第三項の待遇職員

令第十一條 恩給法二十四條の待遇職員

令第四十條 従來の待遇職員の在職者

第二十五條 就職の意義

第二十六條 退職の意義

第二十七條 準公務員の就職退職の意義

第二十八條 在職年計算原則

第二十九條 二以上の官職併有する場合の在職年計算

第三十條 軍人及警察監獄職員の恩給權に付其の在職年計算の特別規定

第三十二條 従軍加算

令第十二條 従軍加算年の程度と計算法

第三十三條 外國交戦擾亂地域加算

第三十四條 戒嚴加算

第三十五條 外國鎮戍加算

令第十三條 外國鎮戍加算の程度と計算法

第三十六條 航空勤務加算

令第十四條 航空加算の程度と計算法

第三十七條 潜水艦勤務加算

第三十八條 邊陲地域及不健康業務加算

令第十五條 邊陲不健康地域及加算程度

令第十六條 同上の加算年の計算法

令第十七條 不健康業務の種類と加算程度

第三十九條 航海及艦隊加算

令第十八條 遠洋航海の範圍

令第十九條 航海加算年の計算法

第四十條 加算年算入方法

第四十條ノ二 休職歸休待命停職等期間中の在職年

令第十九條ノ二 休職等期間中の半減方法

第四十一條 除算年

第四十二條 通算年

第四十三條 準公務員の在職年計算

第四十四條 俸給の意義

令第二十條 準本俸の意義

第四十五條 普通恩給及一時恩給の要件

第四十六條 増加恩給の要件

第四十六條ノ二 傷病年金の要件

第四十七條 準公務員の増加恩給及び傷病年金

第四十八條 公務傷病の推定

令第二十一條 流行病及び地域の指定

令第二十二條 流行病の種類

別表第三號表

第四十九條 公務傷病の原因程度及準公務員の階等

令第二十三條 公務に因る傷疾疾病

令第二十四條 不具瘥疾の程度

令第二十四條ノ二 傷病年金に於ける傷病程度

令第二十五條 準文官の公務傷病に於ける階等

令第二十六條 準軍人の公務傷病に於ける階等

令第二十七條 教育職員及び準教育職員の公務傷病に於ける階等

令第二十八條 警察監獄職員の公務傷病に於ける階等

令第二十九條 鐵道職員の公務傷病に於ける階等

第五十條 有期裁定

第五十一條 失格

第五十二條 二重公務員に關する特則

第五十三條 同 右

令第三十五條 勤續と看做される場合

第五十四條 再任 改定

第五十五條 再任改定の場合に於ける在職年計算

第五十六條 再任改定の場合に於ける恩給額

第五十七條 再任改定規定の準用

第五十八條 恩給 停止

令第二十四條ノ三 恩給外の所得

令第二十四條ノ四 同 右

令第二十四條ノ五 恩給外の所得計算

令第二十四條ノ六 恩給外の所得調査
令第二十四條ノ七 一部停止の時期
令第二十四條ノ八 申告の時期
第五十九條 公務員の個人納金

第二節 恩給金額

第五十九條ノ二 基礎俸給

令第二十四條ノ九 退職前一年内の俸給計算

令第二十四條ノ十 一級昇給の意義

第六十條 文官及準文官の普通恩給

第六十一條 軍人及準軍人の普通恩給

第六十二條 教育職員及び準教育職員の普通恩給

令第三十條 中學校と同程度の學校指定

第六十三條 警察監獄職員の普通恩給

第六十四條 待遇職員の普通恩給

第六十四條ノ二 一時恩給受給者の普通恩給減額

令第三十條ノ二 一時恩給の返還方法

第六十五條 増加恩給額

第六十五條ノ二 傷病年金

第六十六條 傷病賜金

令第三十一條 傷病賜金に於ける傷病程度

別表第三行表

第六十七條 文官教育職員、待遇職員の一時恩給

第六十八條 軍人の一時恩給

第七十條 警察監獄職員の一時恩給

第三章 遺族

第七十二條 遺族の意義

第七十三條 扶助料要件及扶助料權者

第七十四條 子及夫の特別要件

第七十五條 扶助料年額

第七十六條 扶助料失格

第七十七條 扶助料停止

第七十八條 同 右

第七十九條 扶助料の轉給

第八十條 扶助料權消滅

第八十一條 兄弟姉妹の一時扶助料

第八十二條 一時扶助料

第四章 附則

第八十三條 施行期日

第八十四條 廢止法令

第八十五條 從前の恩給の取扱

第八十六條 消滅時効規定を從前の恩給權に適用

第八十七條 從前の恩給の殘額給與

第八十九條 小學校職員恩給基金の處置

第九十條 本法施行前の在職年の計算

第九十一條 植民地加算

令第三十二條 植民地加算年の計算方法

第九十二條 國境警備及野蕃の加算

第九十三條 海軍警吏補の在職年通算

第九十四條 朝鮮總督府巡查補の在職年通算

第九十五條 臺灣總督府巡查補の在職年通算

第九十六條 大正九年七月三十一日以前の休職若は待命者に關する俸給年額

令第三十三條 在職最終俸給年額に増加すべき金額

第九十七條 退職後重症規定の遡及

第九十八條 公務傷病推定規定の不遡及

第一百條 從前の恩給に基づく扶助料轉給

第一百一條 從前恩給の増額更正

令第三十六條 増加更正の方法

第一百二條 明治四十三年前退職の公務員の恩給の増額更正

令第三十七條 増加更正の方法

第一百三條 屯田兵の恩給に關する特則

第一百四條 施行令委任

第五章 改正法律附則

第一條 改正法施行期日

第二條 適用例

第三條 公務傷病程度出訴權の存続

第四條 團體納金の経過規定

第五條 従前の在職年計算

第六條 退職者の在職年計算の特則

第七條 傷病年金の原因事實

第八條 若年者恩給停止の始期

第九條 個人納金増額の始期

第十條 基礎俸給年額の特例

第十一條 年限延長の特例

第十二條 同 右

第十三條 従前の一時恩給受給者の再任

第十四條 特殊扶助料の特例

第十五條 巡査警部在職の通算

第十六條 加算年の整備

第十七條 教育職員恩給の特例

第十八條 第九十九條廢止後の處理

第十九條 同 右

第二章 大正十二年の改正要綱

大正十二年の恩給法制定は大體從來の官吏恩給法、官吏遺族扶助法、軍人恩給法、市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法、巡查看守退職料及遺族扶助料法等を統一したものであるが其の改正には二つの大きな眼目がある。一は恩給扶助料給與率の増加で他は法規の整理統一である。

一、恩給給與率の増加

歐洲大戰以來物價騰貴に伴ひ最も困難したのは定額収入で衣食する者であつた。恩給増加運動の盛んになつたのもこの大正五、六年以降のことであつた。殊に大正六年法律第六號に依り明治四十三年四月以前に退職した軍人の恩給更正をしてから後は遡及救済の例を開くこととなつて一層受給者の運動が猛烈になつたのである。その後大正九年に一般官吏の俸給増額と共に過去並に將來の恩給扶助料受給者に對し平均約七

割の増額があつたがこれが一時的のものであることは當時政府が議會で説明したところである。而して根本的に恩給率を増加することは巨額の經費を要するので國家も容易に手を觸れ難くたゞ大正十一年三月に増加恩給を受ける者に一定の金額を増額支給することの法律が出た。この法律第十八號は一時的のもので早晚何とか解決せずにはおけないこととなつてゐた。そこで是等の問題を總て解決するため大正十二年四月恩給法が制定され同年十月一日から實施されるようになったのである。

一、普通恩給 普通恩給といふのは一定の年限在职し又は公務に因つて不具廢疾となつた者に給與する一般的恩給である。その率は從來文官、教育職員等は概ね退職當時の俸給額の四分の一を最低限とし在职四十年の最高限が三分の一強になつてゐた。新法はこの最低限を退職當時の俸給額の三分一とし、在职一年毎に増加率を百五十分の一としたので最高限が俸給額の二分の一になるやうになつた。軍人は從來も俸給に係らず在职年と退職當時の階等に依り一定の表に據つて恩給を給せられることになつてゐたが新法でも同様表にした。尤も文武官の權衡を顧慮して中佐以下の將校准士官は

俸給が比較的他の公務員より低いので殊に假定俸給を定め恩給額を算出したのである。従つて形式的には軍人の分が割がよいやうであるが實質的に權衡がとれるやうになつてゐる。

二、増加恩給 増加恩給といふのは公務に因つて不具癱疾になつた者に普通恩給に加へて支給する恩給である。恩給扶助料とも一般に少い今日ではあるが公務のために不具癱疾となつた者に與へる恩給だけは何を措いても充分に支給したいといふことは誰も異論のない所であらう。故に今回の恩給増額中ではこの増加恩給の増加率が最も大きいのである。増加恩給を受ける状況に在る者は公務員の種別に依つて大きな差別的待遇をすべきでないといふ見地から今回の恩給法では増加恩給だけは總ての公務員を通じて一つの表で金額を表はし公務員退職當時の階等に應じ一様に取扱ふ心算である。この増加恩給の表を作るに當つて考慮した重要な事項は次の如くである。

一、増加恩給と普通恩給とを合せて其の最低限を現時の社會狀態から見ても略々相當と思はれる程度に増率すること

二、増加恩給については出来るだけ階級的區別を少くすること。

三、戦闘又は戦闘に準すべき公務に因るもの(甲號)と普通公務に因るもの(乙號)との間を接近させること

四、傷痍、疾病の症項に應ずる各項間の比を適當に按配すること

五、各階級間の比を相當に考慮すること

等であつた。この目的で一般的に増加恩給の額を従来より増額したので中には従來の給與額より三倍以上にもなつたものがある。又階級的區別月少のため従來十八階級に分れてゐた階等を將官、佐官、準士官、下士、兵卒の六階級とし甲號と乙號との比が従來十と七であつたのを十と八の割合に改める等かなり考慮を加へた。

三、遺族扶助料 増加恩給者の窮乏に次いで困つて居るのは遺族である。一朝にして稼ぎ人を失つた遺族が僅か恩給の三分の一、即ち俸給額の十二分の一に相當する扶助料でどうして生活が出来よう。社會政策の立場から見てもこれは是非一刻も早く何とか増額して欲しいと思つてゐたが今回の法律では戦闘又は戦闘に準すべき公務で死ん

だ者の遺族には其の普通恩給の全額を普通の公務で死んだ者の遺族には其の亡夫の受くべき普通恩給の十分の八、その他の一般的遺族には普通恩給の二分の一（従来は三分の一を）給することとなつた。即ち普通の遺族扶助料は概ね五割の増額となつた。

以上の普通恩給、増加恩給及び遺族扶助料の増率は將來の受給者ばかりではなく現に給與を受けてゐる従來の受給者にもその恩給扶助料等を更正し大正十二年十月一日以降分即ち大正十三年一月渡の分から新しい率の恩給扶助料等が支給される。

四、一時恩給及び一時扶助料 序に申述べて置きたいのは一時恩給及び一時扶助料である。一時恩給とは恩給年限に達しないで退職した公務員に與へる一時金で従來の退官賜金退職給與金等に當る。その額は年金的恩給との權衡を顧慮して在職一年毎に退職當時の俸給月額に相當する金額を乗じたものとした。即ち普通の文官なら丁度退官賜金が倍になつた譯である。又一時扶助料とは恩給年限に達せず在職中死亡した者の遺族に給する一時金で従來の一時扶助金に當る。この一時扶助料の額は、従來區々であつたが。新法ではこれを統一して一時恩給と同率にした。

二、法規の整理統一

一、法規の合同 従來の恩給法規が複雑多岐で困ると謂はれてゐたが新恩給法は従來の主な恩給法令を合同すると同時に官吏恩給法以下法律二十八件實體法に關する勅令十四件太政官達四件を悉く廢止した。

二、恩給請求時効期間の統一 従來の規定では、恩給を受くる權利は三年乃至七年の期間内に請求しなければ、それを拋棄したものと看做される。新法では、この期間を時効期間と認め、且つ、總て請求權の時効期間を七年とした。尙ほ、時効に關する特殊の中斷、停止事由を認めることゝなつた。

三、裁定機關の變更 従來、文官、軍人、中等教員等の恩給、退隱料及び扶助料は内閣總理大臣が、又、巡查、看守、小學教員等の退隱料及び遺族扶助料は内閣恩給局長又は地方長官が裁定してゐた。新法では勅令で定めるものを除く外恩給の裁定は内閣恩給局長が行ふことゝなつた。

四、恩給權侵害に対する行政救済 行政上の處分に依り恩給に關する權利を障害された場合の行政上の救済手段は從來、區々であつたが新法では之を具申、訴願及び行政訴訟の三として且つ具申期間を處分後一年内、訴願又は訴訟を爲すべき期間を六ヶ月内と更めた。

五、恩給審査會の設置 恩給の裁定、具申及び訴願の裁決には専門的事項に亘る事が甚だ多いので新に内閣總理大臣及内閣恩給局長の諮問機關として恩給審査會を設けることとなつた。

六、恩給の負擔分擔 新法では國費支辨の公務員と地方費支辨の公務員との在職年を通算するので國庫の負擔に屬する恩給と地方費負擔に屬する恩給とを如何に分擔するかといふことが問題となる。新法では是等の負擔は大體各公務員の在職年に應じて分擔するやうに定めてある。

七、待遇職員之恩給 判任官以上の待遇を受ける公務員の恩給は從來學校教員及巡查、看守等の外一定の規定がなかつた。新法では取敢へず神職、地方待遇職員令に依

る判任以上の待遇職員、監獄の保健技師、保健技手、教誨師、教師、矯正院職員及び感化院職員等に對する恩給規定を設けた。

八、在職年の通算 從來文官、軍人、教職員、巡查、看守等は各獨立の恩給法規を有したので、各職間の在職年の通算は極めて狭い範圍で特に規定されたものに限られてゐた。新法では是等の法規を合同した結果、將來の在職年は原則として各職間の通算を認められることとなつた。尤も學校職員に限り例外として教官其他教育事務に従事する文官以外の公務員との間の在職年通算を認められないで從來通りとなつてゐる。茲に特に注意したいのはこの通算は過去の在職に及ばすか否か即ち例へば本法施行前軍人を九年服役した者がその後巡查となり本法施行後在職三年で退職したといふ場合に前の軍人と巡查は通算出来るかといふに、新法は原則として施行前の法律關係は總て從來の規定によることとし、特に新法施行の際現に在職する者に限りこれに繼續する在職年は本法施行前の在職でもこれを本法の在職年と見做し新法を適用することとなつてゐる。この在職年の繼續は事實上の繼續は事實上の繼續であればよい。事

實上繼續してゐなければその前官の在職は新法の在職とは見做されない。

九、準公務員の在職年通算 官廳の試補、見習、準教員の如き準公務員の在職期間は從來これを恩給法上在職年中に加へられなかつたが新法では直接公務員に接續した在职年の二分の一だけを通算することとした。

一〇、加算年に関する規定の改正 從來の加算制を統一整理すると共に新に航空、潜水、外國交戦擾亂地域、邊陲不健康地勤務、不健康業務、理蕃及び國境警備加算等の制度が認められ且從來年計算であつたのを月計算として。尤も加算年に関する改正規定は新法施行後事由の生じたものに限り新法施行前の加算は從來の規定に依るのである。

一一、除算年に関する規定の改正 除算年に関する規定は從來區々であつたが新法はこれを統一整理し特に從來軍人は滿十七歳未滿文官は滿二十歳未滿の在職年を除算されたが新法ではこの制限を撤廢した。

一二、自己便宜退官に関する規定の削除 從來一定年齢に達しない者が自己の便宜で

退官したときはその時恩給を受けられないのみならずその以前の在職年全部が失格してしまふのであつたが新法はこの規定を廢して自己便宜でも恩給は給與し得ることとした。

一三、爾後重症者の恩給請求期間の延長 從來公務に因つて傷痍疾病に罹り退職後重症となつた場合に、恩給の請求をすることが出来るがその期間は三年以下なのを新法では五年とし尙ほ期間後でも恩給審査會で公務に因ることが顯著であると認めるときはこれに恩給を給することゝなつた。

一四、有期傷病恩給 増加恩給を受ける受給者が裁定後輕症となり又は回復することのあるやうな場合には五年の有期恩給を興へ期間後再審査をなし得ることゝした。

一五、外國在勤加給 永年外國に在勤する者のために新法では普通の恩給の外特別に加給をする制度を認めた。

一六、寡婦扶助料に関する規定 從來扶助料を受くべき寡婦は夫在官職中から引續きその家籍に在るを要し且つ軍人は尙ほ兵籍簿に記載されてゐることを要した。新法で

は是等の制限を撤して公務員死亡の當時同一戸籍内にあればよいこととした。又分家も單獨分家又は遺族たる子供に伴つて行く場合は失権しない。

一七、成年以上の子及夫の扶助料 成年以上の孤兒には従來扶助料を與へないものもあつた。新法は不具廢疾で、生活資料を得る途がなく且これを扶養する者のない場合には、扶助料を給することとなつた。女子公務員の夫も、概ね同様な條件で扶助料が給せられる。

一八、屯田兵現役期間の通算 北海道屯田兵の現役期間は、従來軍人の在職中に通算されなかつたが新法では之を通算することとし現に恩給を受けてゐる者は更正せられ現に受けてゐない者で通算の結果恩給を受けられるやうになつた者は本人の請求を俟つて新に恩給を給し得ることとなつた。(内閣恩給局恩給法改正要綱に據る)

第三章 昭和八年の改正要綱

一、改正の趣旨

現行恩給法は大正十二年從來の諸種の恩給法規を整理統一せられたものである。其後本法中に存した色々の不備の點と行政整理其の他の原因によつて恩給總額は年々累増の一途を辿り昭和七年末に於ては國庫から支給せられる恩給だけでも約一億四千七百萬圓に昇るにいたつた。而して毎年の累増額は平均一年約四百萬に達する状況であつて財政上から考へても輕視出來ない状態となり此の儘に放任して置けば恩給總額は増加するばかりで果して何年後に此の趨勢が緩和又は停止出來るかといふことは判断つかない状況である。かく恩給總額は累年遞増してゐるが、翻つてこれを受ける個人の側から見れば中には十分の給與を受けてゐると言はれない者もある。即ち公務のため傷痍を受け又は疾病に罹つて職を罷めた者及び其の遺族の一部等には給與が薄きに過ぎると認められるものもある。以上の理由によつて現行恩給法を改正し一面現受給

恩給者又は近く恩給を受くるに至るべき人々に對しては餘り苦痛を與へない方法によつて、恩給總額の年々の膨脹の趨勢を防止して、財政上の不安を除去すると共に他面現行法中に存する不備不當の點を整理し尙ほ萬已むを得ざる者については幾分恩給の増額を圖つたのである。(内閣法制局長官の議會に於ける提案理由による)

二、改正の要綱

一、普通恩給年限の延長 從來普通恩給の最短在職年數は文官、教育職員待遇職員は十五年で、警察監獄職員は十年、軍人は十一年になつてゐた。(内閣の統計によれば文官、教育職員等で普通恩給を受けてゐる者の在職年數の平均は十八年になつてゐる)。それを此度の改正法では各公務員一様に二年(但し下士官以下の軍人は一年)を延長した。即ち文官、教育職員、待遇職員は十七年、軍人は十三年(但し下士官以下は十二年)警察監獄職員は十二年とした。そして改正法施行前の在職年に加算を附けない。

そこで改正法施行前の十四年の在職年は改正法施行後に於ても十四年の在職年にしかならぬ。

經過規定として改正法施行の際従前の規定により普通恩給につきその最短恩給年限(例へば、文官教育職員なら十五年)に達した者が改正法施行後改正規定による最短恩給年限(例へば、文官教育職員なら十七年)に達せずして退職したときは退職前の俸給により普通恩給を給與する。但しこの場合、恩給年額は在職年の不足一年につき(改正の恩給年限に對して)退職前の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を控除したものとす。改正法施行の際休職中の者で改正法施行後其の休職期間の終了により従前の規定に依り普通恩給に付ての最短恩給年限に達する者にも前と同じ取扱をして普通恩給を給與する。

二、恩給額算出の基礎俸給の變更 從來は退職當時の俸給を以て恩給額算出の基礎にしたので恩給額を増加さす目的で退職直前に異狀の昇給をなす弊があつた。そこで改正法では「退職當時」を「退職前」と改正して、恩給金額算出の基礎となる俸給年額は退

職前一年内の俸給総額を以てすることになった。今後は退職直前の増俸又は昇給は従來の如く恩給法上の利益とならぬようになった。但しこれには特例があつて①公務上の傷病のため退職し又は死亡した者に對して退職又は死亡の際、昇給のあつたものは一級を限り、退職一年前より昇給のあつたものと看做して計算される。②退職前一年内に昇給があつた者でも其の昇給が前俸給二年以上据置かれてゐた後爲されたものであるときは一級昇給に限り退職、一年前から昇給のあつたものとして計算される。③右の場合其の公務員が同一種類の公務員として實在職年二十年以上勤続した者で特殊の事情ある者については當分の内右の制限の一級を二級とすることが出来る。其の他轉官職に依る俸給の増額もこれを昇給と看做される。

實在職期間一年未満であるときは、其の俸給額の月數割合により一年分に換算する。又本法に退職前の俸給月額といふとき(一時恩給のとき)は退職前の俸給年額の十分の一に相當する金額をいふ。

三、傷病年金の制定 公務員が公務のため傷病を受け又は疾病に罹つた場合に其の機

能障害の程度が不具廢疾にいたるときは増加恩給と普通恩給とが併給せられた。しかし、其の障害が不具廢疾の程度に至らないときは下士以下の軍人に限り傷病賜金として一時金を給與されたが其の他の公務員には其のことがなかつた。それを改正法では一切の公務員に傷病年金を給與することになった。即ち公務のために永續性を有する傷病を受け又は疾病に取り不具廢疾の程度に至らないでもこれがため其の職に堪へずして一年内に退職したときは傷病年金を給與せられる。傷病年金の年額は退職當時の公務員の階等、傷害の原因及び傷病の程度によつて定められた別表による。傷病年金は普通恩給又は一時恩給と併給せられることもあるが増加恩給の如く、普通恩給が常に併給せられるものでない。例へば普通恩給年限に達せないものが公務傷病のため退職すれば傷病年金は給與されても普通恩給は給與せられない。傷病年金の制は昭和九年四月一日から實施せられる。

四、一時恩給及扶助料の最短期間設定 従來は在職一年以上で普通恩給年限に達せずして退職又は死亡したときは一時恩給又は一時扶助料が給與された。それを改正法で

は連続三年以上在職しなければ一時恩給は給與されない。又三年以上在職中死亡した者でなければ其の遺族に一時扶助料は給與されない。

しかし一時恩給金額は従来通り俸給月額に在職年数を乗じた金額で三年在職に對し従來の一年の在職分を給するといふのではない。但し従來の如く退職當時の俸給を基礎とせず退職前の俸給月額を基礎とする。

五、一時恩給受給者の普通恩給額の減額 従來は一時恩給を受けた者が再就職して前後の在職年を通算して普通恩給を受ける場合でも先きに受けた一時恩給は返還せなくともよかつた。そこで一時恩給は貰ひ得といふことになるので、大正十二年恩給法改正後は一時恩給の支出は非常に増加した。この弊を防ぐために一時恩給を受けたものが召集又は其の他の強制(多くは軍人に多い)によらず退職後一定の期間(次の在職換月数)を経過せずして再就職し其の後退職して普通恩給を受けるやうになつた場合は次の如くして算出せられた金額を控除したものを普通金額とする。

- 1、一年を二ヶ月と假定して一時恩給の基礎となつた在職年数を月数に換算する。例へば一時恩給の基礎在職年数が五年であれば十ヶ月、六年であれば十二ヶ月とする。これを假りに在職換算月数とする。

- 2、其の者の退職の翌月から再就職の月までの云ばゞ失職中の月数を計算する。例へば昭和八年四月に退職して同年十二月に再就職したら八ヶ月となる。これを假りに退職期間月数とする。
- 3、在職換算月数から退職期間月数を引く。これを差月数とする。(在職換算月数より退職期間月数の方は長いときは差月数はないから控除の問題は起らない)
- 4、そこで一時恩給額算出の基礎となつた俸給月額の二分の一に差月数を乗じた金額の十五分の一に相當する金額を出す。これを控除額とする。
- 5、この控除額を控除したものを以て其の者の普通恩給額とする。

普通恩給から一時恩給の一部を控除せられることが不利益と思ふのは差月数一ヶ月に付き一時恩給算出の基礎となつた俸給月額の二分の一の割合を以て計算した金額を再就職の翌月より一年内に一時又は分割して返還すれば普通恩給から控除されない。

六、若年者の普通恩給の一部停止 従來は普通恩給年限に達すれば、恩給受給者の年齢の如何に拘らず退職の翌月から普通恩給は給與された。そこで三十歳前後で普通恩給を受け(下士官以下の軍人に多い)一方には社會に活動して在職中の俸給以上の所得

のあるものもあつた。そこで改正法は恩給受給者が若年者であれば普通恩給の一部を停止することにした。

1、三十五歳未満で普通恩給を受けるようになったものには普通恩給額の六分の一三十五歳以上四十歳未満のものには八分の一だけ恩給給與を停止する。

但し公務のため傷病を受けて退職し増加恩給又は傷病年金を受けてゐる者の普通恩給は恩給受給者の年齢の如何に拘らずこれを停止しない。

2、右の如き者の恩給停止規定は昭和八年十月一日から實施されるが次の如き経過規定がある。

イ、改正法施行前から生じた恩給に付てはこの停止規定は適用されない。

ロ、改正法施行の際現に在職し、改正法施行後退職し普通恩給を受くるの権利を生ずる者にもこの停止規定は適用しない。

ハ、右の者でも改正法施行後再就職して退職したため普通恩給が改定される場合は其の改定の増額分については若年者の普通恩給一部停止の規定は適用される。

七、多額所得者の普通恩給の一部停止 恩給受給者に多額の所得があれば普通恩給の一部を停止する。

1、恩給年額千圓以上で其の者の他の所得が年額五千圓を超えるときは六千圓を超える額の二割に相當する金額を恩給から停止される。但し恩給支給年額は千圓を下らしめることなく又恩給年額の二割を超え停止することは出来ない。

2、この多額所得者に對する停止規定は昭和九年四月一日から實施される。尙ほ改正法施行前給與事由の生じた恩給は従前の規定によるのを原則とするが本停止規定だけは唯一の例外として改正法施行前に給與の生じた恩給に付ても適用せられる。

八、休職歸休待命停職等の期間中の在職年の半減 従來は休職又は待命、歸休、停職(以上軍人の場合)其他現實に職務を執ることを要せない在職期間をも全部其の儘在職年に通算した。それでは現實に在職するものとの間に權衡がとれないといふので改正法では休職、待命其他現實に職務を執ることを要せない在職期間にして一月以上



に亘るものはこれを半減することになった。

改正法施行前の在職年につき在職年を計算する場合には改正規定に拘らず従前の規定による。尙ほ改正法施行の際現に進行中に屬する休職の在職期間に付ては其の期間の終了に至るまで改正法施行後といへども改正法を適用しない。

九、失權及び失格原因の改正 従前は年金たる恩給を受けるの權利又は資格は、六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に處せられなければ失權しなかつた。それを改正法では二年を超える處刑(二年は入らない)であれば失權することにした。但し在職中の職務に關す犯罪(過失犯は除く)に限り禁錮以上であれば刑期に拘はらず失權することにした。軍人はこの場合に於ても陸海軍刑法による一年未満の禁錮の刑では失權しない。

従來は公務員の遺族が扶助料を受ける權利は六年以上の處刑を受けなければ失權しなかつた。それを改正法では二年を超える處刑で失權するやうにした。また従來から扶助料を受ける妻、子は婚姻すると其の權利を失つた。このときの婚姻は、法律上の婚姻であるから婚姻届出のないものは所謂内縁關係であるから扶助料を受ける權利を

失はなかつた。それを改正法では事實上の婚姻關係があれば内縁でも恩給審査會に諮問の上裁定官廳は其の權利を失はすことが出来るようになった。

一〇、個人納金の増額及び新設 従來は文官、一般教育職員は毎月俸給の百分の一を國庫に納金してゐた。それを改正法では百分の二に増加した。即ち新たに百分の一を増額した。又従來は朝鮮、臺灣、樺太以外の地の公立の小學校、實業補習學校、幼稚園盲學校、又は聾啞學校又は小學校に類する學校の職員及び軍人、警察監獄職員にはこの納金制度はなかつたものを新たに毎月俸給の百分の一を納金させることになつた。但し軍人でも兵には改正法も納金を課せない。

この改正規定は昭和九年四月一日以後新たに就職した者は就職の翌月から(従來は就
職の月か
ら)納金義務があつたが恩給法附則第九條によつて改正法施行後は就職の翌月から變更された)改正法施行の際現に在職してゐる者は改正法施行後といへども恩給法施行令附則第九條の例によつて昇給若しくは増俸のあつた月の翌月から改正規定による納金すればよい。

一一、特殊扶助料の増額 従來から公務員(準公務員)が、戦闘又は戦闘に準すべき公

務による傷痍疾病のため死亡したるとき又は普通公務による傷痍疾病のため死亡したときは其の遺族に對して扶助料が給與された。しかし一般の下級者には其の額が餘りに少額であつた。そこで改正法では公務に基因して死亡したる者及び公務傷病のため特に増加恩給を受けてゐる者が死亡したるとき遺族扶助料に對しては死亡の時より五年間は其の扶助料の十分の三を加給することとなつた。

一二、加算年規定の改正 從來は内地人が臺灣、朝鮮、樺太、關東州（滿鐵附屬地帯を含む）又は南洋群島に一定の期間、例へば、文官、教育職員、待遇職員であれば三年以上在勤するときは、在職年數計算に於て一月につき半月を加算された。それを改正法は其の一定期間を延長した。即ち文官、教育職員、待遇職員は四年以上警察監獄職員は三年以上、軍人は二年以上引續き在勤せねば加算年が附せられない。

其の他遠洋航海加算の一月に對して二分の一月を、三分の一月に減じたが新に一年以上引續き編隊艦船に乗じて上陸制限の下に準戰訓練に服したのものには一月に對して、三分の一月を加算せられることになつた。

一三、恩給受給權の調査 從來は往々死亡其他の事由によつて恩給を受ける權利が最早消滅してゐるにも拘らずこれが届出を怠つて引續き本人又は關係者が恩給の支給を受けてゐた者もあつた。それがため過誤拂が一年には數十萬圓にも昇るといふ仕末である。過誤拂は見つかり次第返還請求されるのであるが加ふる過誤拂のないやうに改正法では新に恩給の裁定官廳は恩給受給權の存否を調査することになつた。即ち年金恩給受給者は隔年一月又は七月に戸籍抄本等を裁定官廳に提出して身分の異動ないこと等を證明せねばならぬことになつた。

一四、警察監獄職員と警部との在職年通算 退隱料を受けた巡査、警部補等が引續き警部となり退職した場合に警部（文官）としての恩給年限に達せないときは警部在職に付ては一時恩給を給し別に巡査警部の在職年を通算して曩の退隱料を再任改定しなかつた。それを改正法では前後の在職年を通算して利益な文官恩給に改定することにした。

一五、恩給法九十九條の削除 恩給法第九十九條は教育職員に對してのみ當分適用せられた特則規定であつた。規定の内容は教育職員は再就職によつても普通恩給は停止

されないことと教育職員の在職年は一般公務員に通算されないことである。それが改正法によつて恩給法第九十九條が削除されたので今後は、教育職員の恩給を受けるものが再び教育職員とし又は他の公務員として再就職すれば俸給の多寡に係らず一般公務員と同様に恩給は全部停止される。但し経過規定として改正法施行の際に現に在職して差額停止を受け又は全部給與を受けてゐるものは改正法施行後に於ても其の者が引續き其の官職に在職する期間に限り従來通り差額停止又は全部給與せられる。又教育職員の在職年も一般公務員の在職年と同様に廣く通算が認められるやうになつた。

一六、他の法令の改廢による本法の整理 大正十二年恩給法施行後他の法令の改廢其の他の事情の變更により恩給法の規定不備用語の不正確其の他これに準すべき事項もあつたので今回これ等も改正整理された。しかしこれ等の改正整理は規定の内容即ち恩給の實質には變りがない。例へば恩給法第二十四條第二號の改正、同法第三十條中の「下士」を「下士官」に同法五十八條第一號中の「兵卒」を「兵」に同法第十六條中の「盲啞學校」を「盲學校、啞聾學校」に改正したが如きである。

第四章 恩給額計算の方法

一、計算上の通則

一、在職年数の計算 増加恩給、傷病年金を除くすべての恩給金額は俸給と在職年とを基礎として算定する。この恩給額算定の基礎となる在職年計算に付て注意すべき事項を擧げて見よう。

一、恩給算定の基礎在職年数の月数は恩給額に關係がない。

恩給金額算定の場合在職年の月数は恩給額に關係がない。何となれば十七年以上十八年未滿の在職年は同一に取扱はれるから十七年も十七年十一月も結局は十七年として計算され十八年も十八年十一月も結局十七年以上。一年を増すものとして計算せられるからである。一時恩給金額算定の場合も同様である。そこで月数は切捨て計算してよい。

二、最高在職年は、文官、教育職員、警察監獄職員、待遇職員にあつては四十年とし、軍人にあつては五十年とする。

一般公務員が事實上四十年以上在職した場合でも又加算年を算入して四十年以上の在職年となる場合でも恩給金額算定の在職年としては常に之を四十年として計算する。但し軍人だけは五十年を以て最高在職年とする。

三、普通恩給の基礎在職年計算に於ては前後の在職年は合算する。

前在職五年十ヶ月で一時恩給を受けた者が再就職し再在職十二年三ヶ月で退職したときは前後の在職年を合算して、十八年一ヶ月を基礎在職年とする。一時恩給の基礎在職年には前後の在職年を通算することはない。

四、各種公務員及び宮内職員としての在職年は相互に通算する。

警察監獄職員七年文官五年待遇職員六年の在職年は全部を通算して十八年とする。

五、準公務員の在職年も引續き公務員になつた場合は公務員の在職年に(二分の一)通算される。

六、警察監獄職員又は軍人の普通恩給の基礎となる在職年には一般公務員の在職年を通算する場合は十分の七に減算される。

軍人又は警察監獄職員の在職年に他の公務員の在職年を通算する場合は軍人又は警察監獄職員

の普通恩給の基礎となるべき在職年を計算するには十二年(准士官以上の軍人は十三年)に達するまでは軍人又は警察監獄職員以外の他の公務員としての在職年は其の十分の七の割合を以て通算する。

七、休職、待命、停職、歸休等の期間中の在職年は半減する。

八、大正十二年九月三十日以前の在職年は舊規程によつて、通算、不通算除算等を決定する。

九、大正十二年十月一日以後の在職年でも教育職員の在職年で恩給法第九十九條の規定によつて、恩給法第五十八條の適用を受けなかつた期間の在職年(即ち恩給全部停止せられなかつた期間)は一般公務員の在職年と相互に通算されない。

一〇、恩給の基礎在職年は常に加算年を算入したものをいふ。

一一、失權失格したる在職年は恩給基礎在職年から除算せらる。

一二、公務員が俸給の支給を受けざる所謂無給の在職年は恩給基礎在職年に通算せられない。

一三、公務員二以上の官職を併有する場合に於て其の重複する在職年に付ては年數計

算に關し利益なる一官職の在職年に依る。

二、俸給年額の計算

- 一、恩給算出の基礎となる俸給には準本俸をも加算する。
- 二、官職併有の場合は各官職より受ける俸給を合算したものを以て基礎俸給額とする。

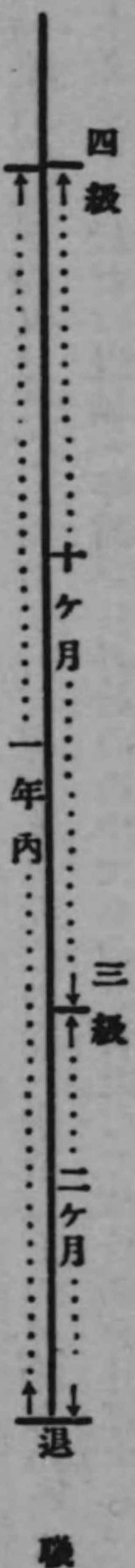
- 三、兼務手当、兼務加俸、在勤加俸、技術加俸の類は俸給又は準本俸でもないから基礎俸給に算入せられない。

- 四、恩給算定の基礎俸給は退職前一年間の俸給總額を以てすることを原則とする。但し

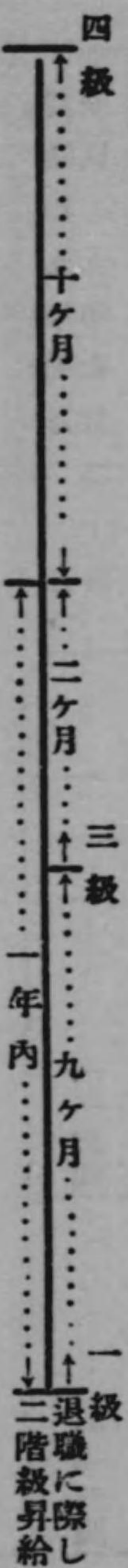
- 1、月の途中就職した者は其の月は全月分を以て其の月の俸給額とする。
- 2、月の途中昇給のあつた場合は其の月は昇給の俸給額を以て其の月の俸給額とする。
- 3、休職又は罰俸等の事情により本來給與せらるべき俸給に比し一時的に減俸を受けたときは本來給與せらるべき俸給により俸給額を定める。

- 五、退職前一年間の俸給額を計算するには次の如くする。

①退職前一年内の俸給が最初の十ヶ月が四級俸で最後の二ヶ月即ち退職二ヶ月前が三級俸であれば、四級俸の俸給月額を十ヶ月分と三級俸の俸給月額二ヶ月分とを合算したものを以て退職前の俸給年額即ち恩給の基礎俸給とする。



②退職前一年内の俸給が最初の二ヶ月か四級俸で次の九ヶ月か三級俸で退職の月の一ヶ月が一級俸であれば、四級俸二ヶ月分、三級俸九ヶ月分、一級俸一ヶ月分の合計が退職前の俸給年額となる。



③年功加俸職務俸等の準本俸を受けてゐる者は前述の如き方法によつて計算し一年内に受けた準本俸を俸給年額に加算する。

④左記の者の退職前一年内の俸給年額の算出方法の書式は、

履 歴

昭和八、五、三

給四級俸

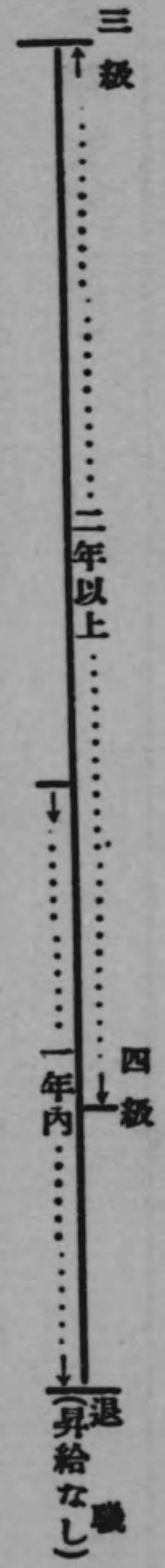
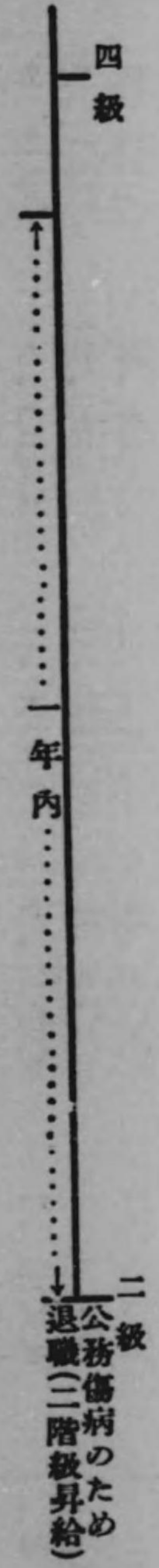
昭和八、七、二〇 給三級俸
全 日 依願退職

退職前一年ノ期間	月数	本俸	
		本俸年月額	月数ト月額ト積
自昭和九年八月三十一日 至同九年七月二十一日	一一	一〇〇圓	一、一〇〇圓
自昭和九年七月二十一日 至同九年七月二十一日	一	一一五圓	一一五圓
退職前一年ノ本俸總額			一、二一五圓

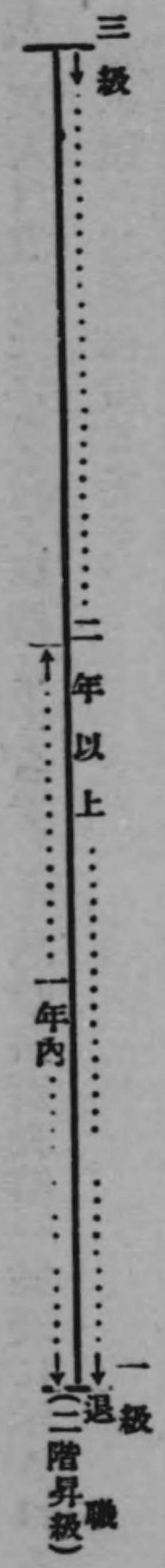
六、退職一年内に昇給のあつた者に對しては次の如き特例がある。

①公務傷病の爲退職又は死亡した者に付て退職又は死亡の際一階級以上の昇給あつたときは、其の昇給の中一級だけ退職一年前から昇給のあつたものと看做して俸給額を計算する。尙級俸の定めない俸給を受ける者に付ては昇給の前俸給の一割五分を限度として退職一年前昇給のあつた者として俸給額を計算する。設例の場合は三級俸十一ヶ月分と二級一ヶ月分の合計が俸給年額となる。

②退職一年内の昇給であつても其の昇給が前俸給が二年以上据置かれた後になされたときであれば一級の昇給に限り、級俸の定めない俸給を受ける者は前俸給の一割五分の昇給を限度として退職一年前から昇給のあつたものと看做して俸給年額を計算する。設例の場合は四級俸十二ヶ月分を俸給年額とする。



③右の場合其の公務員が恩給法上の同一公務員として二十年以上勤続した者で昇給が非常に遅れてある等の特種の事情あるものは其の昇給の一級を二級に一割五分を三割までを限度として退職一年前から昇給のあつた者と看做して俸給年額を計算することが出来る。設例の場合は一級俸十二ヶ月分を以て俸給年額とする。



七、軍人は實際受けてゐる俸給によらずして恩給法別表第一號表に示される假定俸給年額を基礎俸給とする。

八、一時恩給、一時扶助料の基礎となる退職前の俸給月額とは前述した如くして算出せられた退職前の俸給年額の十二分の一に相當する金額をいふ。

九、昭和六年六月以降退職した者は減俸された俸給を受けてゐるので恩給額算出の場合には舊俸に換算した金額を以て基礎俸給とする。即ち次の如くなる。

高等官(年俸)

現 俸	九、六〇〇圓	現 俸	四、〇五〇圓	現 俸	二、一五〇圓	現 俸	二、四〇〇圓
舊 俸	一、〇〇〇圓	現 俸	三、六〇〇圓	舊 俸	四、八〇〇圓	現 俸	二、〇〇〇圓
俸	六、八〇〇圓	現 俸	三、四〇〇圓	俸	四、五〇〇圓	現 俸	二、〇〇〇圓
俸	六、六〇〇圓	現 俸	三、〇〇〇圓	俸	四、〇〇〇圓	現 俸	一、五〇〇圓
俸	六、二〇〇圓	現 俸	二、七〇〇圓	俸	三、八〇〇圓	現 俸	一、二〇〇圓
俸	五、八〇〇圓	現 俸	二、五〇〇圓	俸	三、四〇〇圓	現 俸	一、〇〇〇圓
俸	五、三〇〇圓	現 俸	二、〇〇〇圓	俸	三、〇〇〇圓	現 俸	〇、八〇〇圓
俸	五、〇〇〇圓	現 俸	一、七〇〇圓	俸	二、八〇〇圓	現 俸	〇、七〇〇圓
俸	四、九二〇圓	現 俸	一、五〇〇圓	俸	二、七〇〇圓	現 俸	〇、六〇〇圓

現 俸	四、六五〇圓	現 俸	二、二五〇圓	現 俸	一、〇五〇圓
舊 俸	四、八〇〇圓	現 俸	二、〇〇〇圓	舊 俸	九七〇圓
俸	四、五〇〇圓	現 俸	一、八〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	四、二〇〇圓	現 俸	一、五五〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	四、〇〇〇圓	現 俸	一、三〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	三、八〇〇圓	現 俸	一、〇〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	三、六〇〇圓	現 俸	〇、七五〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	三、四〇〇圓	現 俸	〇、五〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	三、二〇〇圓	現 俸	〇、二五〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	三、〇〇〇圓	現 俸	〇、〇〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓

判任官(月俸)

現 俸	一、八〇〇圓	現 俸	一、二五〇圓	現 俸	一、〇〇〇圓
舊 俸	一、四八〇圓	現 俸	一、〇〇〇圓	舊 俸	九七五圓
俸	一、四〇〇圓	現 俸	〇、八〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	一、三〇〇圓	現 俸	〇、五五〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	一、二〇〇圓	現 俸	〇、三〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	一、一〇〇圓	現 俸	〇、〇〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	一、〇〇〇圓	現 俸	〇、〇〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	〇、八〇〇圓	現 俸	〇、〇〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	〇、六〇〇圓	現 俸	〇、〇〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	〇、四〇〇圓	現 俸	〇、〇〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	〇、二〇〇圓	現 俸	〇、〇〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓
俸	〇、〇〇〇圓	現 俸	〇、〇〇〇圓	俸	一、〇〇〇圓

一〇、恩給金額の圓位未滿の端數は圓に切上げる。

計算上圓未滿の端數を生じたときはこれを圓に切上げる。例へば計算上五百六十一圓三十錢となつたときはこれを五百六十一圓とする。

二、普通恩給の計算方法

一、文官及待遇職員の普通恩給

一、十七年の在職者に對しては俸給額の百五十分の五十、十八年以上の在職者に對しては十七年を超える一年に付百五十分の一を加へたる金額を以て普通恩給年額とする。これを算式に示せば次の如くなる。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{\text{在職年数}-17}{150} \right) = \text{普通恩給年額}$$

俸給率 加給率 俸給率 加給率

二、其の在職中に外國實勤績在職年十七年以上を含むときは十七年を増す一年毎に三百分の一の外國在勤加給率が附く。之を算式で示せば次の如くなる。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{\text{在職年数}-17}{150} + \frac{\text{外國勤績}-17}{300} \right) = \text{普通恩給年額}$$

俸給率 加給率 加給率 外國勤績加給率

三、公務傷病のため増加恩給と併合せられる場合の普通恩給に於て、普通恩給年限に達せない場合の恩給額は十七年在職の者に給する額とする。尙ほこの場合準文官

の普通恩給は在職年の如何に係らず十七年の在職のものに給する額とする。

二、教育職員の普通恩給

一、原則としては十七年の在職者に對しては俸給年額の百五十分の五十、即ち三分の一の額を、十八年以上の在職者に對しては十七年以上一年を増す毎に百五十分の一を加へたる金額を以て普通恩給年額とすることは文官の場合と同様である。

二、右の原則に對して教育職員には教育職員としての在職年に特種の勤績在職年があるときは再加給率の規定があつて他の公務員の其れと異なる取扱を受ける。即ち、

1、教育職員を退職した、めに教育職員としての普通恩給を受ける場合に教育職員としての在職年中に小學校、實業補習學校、盲學校、聾啞學校、幼稚園又は小學校に類する各種學校の教育職員として十八年以上の勤績在職年があるときはこの勤績在職年に對しては勤績在職年中十七年以上一年を増す毎に百五十分の一を再加給せられる。そこで十七年以上の勤績在職年一年に對して百五十分の二が加給せられる。之を算式に示せば次の如くなる。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{\text{在職年数}-17}{150} + \frac{\text{初等學校勤} \text{在職年数}}{150} - 17 \right) + \frac{\text{初等學校勤} \text{在職年数}}{150} \times \text{初等學校勤} \text{加給率} = \text{普通恩給年額}$$

2、教育職員を退職したため教育職員としての普通恩給を受くる場合に中學校又は之と同等以下の程度の學校の教育職員としての勤績在職年十八年以上あるときは其の勤績在職年中十七年を超える部分の一年に付ては三百分の一の再加給がある。それで結局十七年以上の勤績在職年に對しては三百分の三の加給があることになる。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{\text{在職年数}-17}{150} + \frac{\text{中學校勤} \text{在職年数}}{300} - 17 \right) + \frac{\text{中學校勤} \text{在職年数}}{300} \times \text{中學校勤} \text{加給率} = \text{普通恩給年額}$$

三、軍人の普通恩給

一、從來軍人の普通恩給は一定の表によつて決定してゐたが改正法施行後は一般公務員と同様に在職年數と退職前の俸給年額とによつて計算されることになつた。そこで准士官以上の軍人にあつては十三年の在職の者に對しては俸給年額の百五十分の五十、十三年以上一年増すごとに百五十分の一が増加することは一般公務員の場合と同様である。

員の場合と同様である。

二、外國實勤績在職年が十七年以上あるときは十七年以上一年増すごとに三百分の一の外國勤績加給の附くことも一般公務員と同様である。たゞ最高在職年が一般公務員は四十年であるが軍人に限り五十年であることは前述の通りである。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{\text{在職年数}-13}{150} + \frac{\text{外國實勤績} \text{在職年数}}{150} - 17 \right) + \frac{\text{外國實勤績} \text{在職年数}}{150} \times \text{外國勤績} \text{加給率} = \text{普通恩給年額}$$

三、下士官以下の軍人にあつては、十二年の在職者に對しては退職前の俸給年額の百五十分の五十、十二年以上一年増すごとに一年に對しては下士官にあつては七圓、兵にあつては六圓を増加する。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{130} + \left\{ \begin{array}{l} \text{下士官にあつては} \\ \text{兵にあつては} \end{array} \right. \frac{7 \text{圓}}{6 \text{圓}} \right) \times (\text{在職年数}-12) = \text{普通恩給年額}$$

四、警察監獄職員の普通恩給

- 一、在職十二年の者に對しては百五十分の五十、十二年以上一年を増すことの一年に對しては百五十分の一を増加することは一般公務員と同様である。
- 二、警察監獄職員は其の在職年に警察監獄職員として十三年以上の勤続在職年があるときは更に其の一年ごとに三百分の一の勤続加給が附けられる。算式で示せば次の如くなる。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{\text{在職年}-12}{150} + \frac{\text{警察監獄職員としての勤続在職年}-12}{300} \right) = \text{普通恩給年額}$$

基本率 加給率 勤続加給率

- 三、在職年中に外國實勤續在職年十七年以上あるときは十七年以上一年増すことに更に三百分の一の外國勤續加給がつく。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{\text{在職年}-12}{150} + \frac{\text{警察監獄職員としての勤続在職年}-12}{300} + \frac{\text{外國勤続}-17}{300} \right) = \text{普通恩給年額}$$

基本率 加給率 勤続加給率 外國勤続加給率

五、一時恩給を受けた者の普通恩給

改正法では一時恩給を受けた者が一定の期間内に召集其の他の強制(軍人の場合)によらずして再就職して普通恩給を受けるようになった場合は先きに受けた一時恩給の一部を將來の普通恩給額から控除する。この場合普通恩給額から控除せられる金額は次の如くして算出する。

- 一、一時恩給の基礎となりたる在職年數一年を二ヶ月として換算した月數から
- 二、前の退職の月の翌月から再就職したる月まで(其の月を含む)の月數を控除し差月數とする

- 三、其の差月數を一時恩給の基礎となつた俸給月額二分の一に乘じたる金額の其の十五分の一を控除金額とする。

一定の期間内とは一時恩給の基礎となつた在職年數一年を二ヶ月に換算した月數内に再就職した場合をいふ。例へば、前在職年が四年八ヶ月で退職して四年の一時恩給を受けた者は八ヶ月内に再就職する場合である。そこで前在職を退職して一定期間經過後前例に於て九ヶ月以上經過して再就職した者には本項の規定は適用されない。

例へば、退職前の俸給月額百圓で在職四年八ヶ月で退職して一時恩給を受けた者が退職した月

211
22540
24
19
12
20

五六

の翌月から起算して六ヶ月目に再就職し在職十三年五ヶ月で退職前の俸給年額二千五百四十圓で退職したとすればこの者の普通恩給額は次の如くして計算する。

一、この者が一時恩給を受けてゐないと假定しての普通恩給額は前後の在職年を通算して十八年一ヶ月の在職年と俸給額二千五百四十圓とを基礎として計算すれば普通恩給額は八百六十三圓六十錢となる。

二、この者が一時恩給四百圓を受けた故を以て普通恩給からの控除額は一時恩給の基礎在職年四年の換算月數八ヶ月から退職期間の月數六ヶ月を引くと二ヶ月の一時恩給の基礎となつた俸給月額百圓の二分の一、五十圓を二倍すると百圓、百圓の十五分の一は六圓六十七錢が控除額となる。そこで普通恩給額八百六十三圓六十錢から六圓六十七錢を控除すると八百五十六圓九十三錢となる。恩給法第四條の規定によつて圓未満は切上げて八百五十七圓がこの者の普通恩給額となる。

三、一時恩給の計算方法

一般公務員の一時恩給金額の計算は退職前の俸給月額に在職年數を乗じたらよい。

例へば退職前の俸給月額百圓(準本俸も加算する)在職年數十年(月數は切捨)であつ

たら一千圓が一時恩給額となる。これを算式に表せば次の如くなる。

$$\text{俸給月額} \times \text{在職年數} = \text{一時恩給額}$$

- 一、退職前の俸給月額については俸給の計算(四四頁以下)に注意すべき事項を擧げてある。
- 二、従來は一時恩給及び一時扶助料は一年以上の在職者に給與せられたが昭和八年の改正法では三年以上の在職でなければ給與しないことにした。しかし三年在職の者に従來の在職一年分を給與するといふのでなく三年以上の在職者に對しては退職前の俸給月額に在職年を乗じたものを給與するのであるから一時恩給の計算には變りはない。

四、増加恩給の計算方法

一、増加恩給額表 公務員及準公務員の増加恩給金額は當該公務員又は準公務員の退職當時の階等、傷病の原因、不具廢疾の程度の三つによつて定められた左表による。

號	乙	號	甲	病傷		親任	勅任	奏任	判任
				因	症				
	務公通普		ス準=闘戦ハ又闘戦 務公キへ	階	差				
	第第第第第特 六五四三二一 項項項項項項		第第第第第特 六五四三二一 項項項項項項						
	六四〇〇 八〇〇〇 一〇二四〇 一二八〇〇 一六〇〇〇 一九二〇〇		八〇〇〇 一〇二八〇〇 一六〇〇〇 二〇〇〇〇 二四〇〇〇			將官	奏任	三 等 乃 至	親任
	四八〇〇 六〇〇〇 九六〇〇 一二四〇〇 一四四〇〇		六〇〇〇 七五〇〇 九六〇〇 一〇〇〇〇 一五八〇〇			佐官	奏任	五 等 乃 至	奏任
	三二〇〇 四〇〇〇 五一二〇 六四〇〇 八〇〇〇 九六〇〇		四〇〇〇 五〇〇〇 六四〇〇 八〇〇〇 一〇〇〇〇 一二〇〇〇			尉官	奏任	六 等 乃 至	奏任
	二八八〇 三六〇〇 四六一〇 五七六〇 七二〇〇 八六四〇		三六〇〇 四五〇〇 五六七〇 七二〇〇 九〇〇〇 一〇八〇〇			准士官	奏任	一 等	判任
	二六四〇 三三〇〇 四二二三 五二八〇 六六〇〇 七九二〇		三三〇〇 四一三〇 五二八〇 六六〇〇 八二五〇 九九〇〇			下士官	奏任	二 等 三 等	判任
	二四〇〇 三〇〇〇 三八四〇 四八〇〇 六〇〇〇 七二〇〇		三〇〇〇 三七五〇 四八〇〇 六〇〇〇 七五〇〇 九九〇〇			兵	奏任	四 等	任

(備考) 特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ヲ加ヘタルモノトス

二、退職當時の階等 高等官の官等は 一等から九等までに分れ、親任官高等官一二等を勅任官とし三等以下を奏任官とする。高等官の官等は辭令書其の他に明記されるので別に疑問も起らない。官等と俸給とは平行するのが普通であるが二つは別個の觀念であるから俸給は階等には關係がない。

判任官の等級は別に定められた者を除く外はすべて俸給(本俸)によつて次の如く定まり別に辭令書には明記せられない。

一 等	二 等	三 等	四 等
特別級	四級	六級	九級
一級	三級	七級	八級
二級	五級	八級	十級
俸	俸	俸	俸
俸	俸	俸	俸
俸	俸	俸	俸
五十五圓以上	八十五圓以上	五十五圓未滿	五十五圓未滿

待遇官吏は其の待遇官等又は待遇等級による。但し巡查看守判任官の待遇を受ける消防手は相當等級の如何に係らず判任官四等とすることになつてゐる。

五、傷病年金の計算方法

傷病年金の金額は増加恩給に於けるが如く公務員又は準公務員の退職當時の階等傷病の原因傷病の程度によつて定められた恩給法別表第三號表に依る。それで計算方法は増加恩給金額算定に準じたらよい。

ただ公務員の階級に付ては増加恩給に於けるが如く高等官を細別せず且つ高等官及同待遇者に給すべき傷病年金の金額を一樣に判任官一等の者に給すべき金額の一割増としてゐる。

これは傷病年金が下級官吏の如き身體的勞作を主とするものは比較的低度の身體的障害でも勤務が不能になるので給與せられるが、高等官級にあつては傷病年金の給與せられる位の軽い傷病では其の儘在職し得ることが多いので増加恩給に於けるが如く嚴格に各階等に應ずる金額を定め置くの要がないからである。

六、傷病賜金の計算方法

傷病賜金の額も増加恩給又は傷病年金に於けるが如く傷病原因、症狀等差、階等によつて決定せられてゐる恩給法別表第四號表によればよい。

七、扶助料年金の計算方法

一、扶助料の金額は公務員(準公務員)の死亡の原因によつて次の如く其の率が三つに分れてゐる。

一、戦闘又は之に準すべき公務のため死亡したときは普通恩給額と同額のことを扶助料額とする。(註)

(註) 如何なるものが戦闘か又は之に準すべきものかは、恩給法施行令第二十三條に規定されてゐる。又、普通恩給額の計算方法は五十頁以下に述べてある。扶助料額算定の基礎となる恩給は常に普通恩給であつて増加恩給は何等關係がない。

二、普通公務により死亡したときは普通恩給額の十分の八に相當する金額を扶助料額とする。

三、其の他の場合は普通恩給額の二分の一に相當する金額を扶助料額とする。(註)

(註) 其の場合とは前二號以外の原因による死亡をいふ。換言すれば公務上の死亡を除く一切の場合をいふ。例へば病死したとか自殺したとかである。従來の恩給法規ではこの場合は普通恩給(退職料)の三分の一しか給與されなかつた。

二、昭和八年の改正恩給法により前項の第一號又は第二號に規定する場合及び増加恩給の併給せられる者の死亡したる場合換言すれば①戦闘又は準戦闘による公務に因る傷病のため死亡したとき、②普通公務に因る傷病のため死亡したとき、③公務傷病のため増加恩給と普通恩給とを併給されてゐる者の死亡したときは其の遺族の扶助料年額は前項に規定する扶助料の年額に各其の十分の三に相當する金額を加へた金額を扶助料金額として給與する。

一、①の場合は普通恩給の十分の十三、

二、②の場合は普通恩給の五十分の五十二、

三、③の場合は普通恩給の百分の六十五が扶助料となる。

但しこの扶助料年額は公務員の死亡の月の翌月より五年間増給するのみであつて五年間を経過すれば前項の規定する扶助料年額に減額する。

例へば普通公務のため死亡したる公務員の遺族は普通恩給年額の十分の八に相當する金額を扶助料額として受けることを原則とするが最初五年間だけは十分の八の十分の三、即ち十分の十二を加へたる金額、結局普通恩給額の五十分の五十二に相當する金額が扶助料額として給與される。尙ほ五年後は普通恩給年額の十分の八に相當する扶助料金額を給與される。

八、一時扶助料の計算方法

一、一般遺族の一時扶助料 一般公務員が三年以上でかつ恩給年限に達せず公務上以外の事故で死亡したときは公務員本人が一時恩給を受けることが出来ないので一時扶助料に代へて遺族に之を給與せられる。其の金額は一時恩給の金額である。即ち次の如くである。

$$\text{俸給月額} \times \text{在職年数} = \text{一時扶助料}$$

二、兄弟姉妹の一時扶助料 兄弟姉妹に給與せられる一時扶助料の金額は扶助料年額の一年分乃至五年分までの間で扶助を要する兄弟姉妹の人数等によつて裁定官廳が任

意に決定することになつてゐる。從來の例によれば一人一年分の割で給與せられてゐるようである。

第五章 恩給請求の手續及書式

一、普通恩給請求の手續

恩給を請求するに當つての手續は恩給給與規則(勅令)に大則が定められる。尙請求書類の書式その他の細則は恩給給與規則をもつて定めず各裁定官廳をしてそれぞれ定めしめられることになつてゐる。例へば内閣恩給局長の管掌に係るもの、給與細則は恩給給與細則(閣令)がある。

普通恩給を請求するに當つて提出すべき書類は次の如くである。

- 一、普通恩給請求書 (恩給給與細則別表第一號書式)
 - 二、在職中の履歴書 (同第十二號書式)
 - 三、戸籍抄本 (之に準ずべきものを含む以下同じ)
- 戸籍抄本は退職後請求までの間に於て作成せられたものでなければならぬ。
戸籍のない日本人例へば臺灣本島人の如きは戸口調査簿の抄本でよい。

一、普通恩給請求書

普通恩給請求書

昭和 年 月 日(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證
據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

内閣恩給局長

殿

氏 名 〇

(支給郵便局

〇〇郵便局)

(備考) 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スルコト

【注意事項】

- 一、右の普通恩給請求書式は内閣恩給局長を裁定官廳とする場合の例示である。
- 二、府縣知事を裁定官廳とする場合には當該府縣の恩給給與細則に據らねばならぬ。しかし各裁

定官廳とも概ね内閣恩給局長の管掌に係る恩給給與細則(閣令)に準據してゐるからこの書式に據ればよい。但し内閣恩給局長氏名殿の當該裁定官廳、例へば〇〇縣知事氏名殿とせばならぬ。

國庫支辨の恩給は年金恩給支給規則(大正十二年十一月遞信省令第九十二號)によつて遞信省貯金局が取扱つてゐるので支給郵便局指定の必要あるが地方費支辨の恩給金は支給郵便局を指定することが出来ないから其の個所を記載する要はない

三、内閣恩給局長の管掌に係る普通恩給請求書類の書式には支給郵便局名を附記指定するやうになつてゐるがこれは必ずしも指定するの要はない。たゞ前以て支給郵便局を指定して置けば恩給の裁定を受けたとき改めて支給郵便局を指定しなくても直ちに其の郵便局から現金支給を受け得ることがある。支給郵便局の指定は自分が恩給金の支給を受けようと思ふ郵便局であるからいづれの郵便局を指定するも任意である。

二、在職中の履歴書

(備考)

- 一、履歴書ハ二通提出スヘシ
- 一、學歷、位記、勳記、賞與等ノ記載ヲ要セス
- 一、官職ノ任免轉任、陞等、昇級等ハ順ヲ逐ヒ間隙ナキ様ニ詳記スベシ

- 一、退職ノ事由ヲ記スヘシ
- 一、退職當時ノ所屬廳ノ長ハ他廳ニ關スル事項ニ付テハ照會ノ上之ヲ詳記スヘシ

履 歴 書

退職當時ノ官職名		氏 名 ㊦	
年 月 日	記 事	官 公 署 名	
右相違ナキコトヲ證明ス			
年 月 日	(退職當時ノ所屬廳長)		
官 職	氏 名 ㊦		

【注意事項】

- 一、退職當時の官職名のところは官吏は官名待遇官吏は職名を書けばよい。補職名は記載するの

ではない。例へば巡査であれば、警視廳巡査だけ書けばよいので、何々警察署何々派出所詰と書くの要はない。又軍人であれば陸軍歩兵大佐でよい。何聯隊長などと書く要はない。

- 二、記事欄には任官(任命)退官(退職)、俸給(加俸)昇級等詳細に記載する必要はあるが恩給権の裁定に關係のない例へば學歷位記等の記載の要はない。

- 三、「右相違ナキコトヲ證明ス」以下は本人が記載すべき事項ではないから本人の作る履歴書の用紙に其れだけの餘白を存して置けばよい。

- 四、曩にも述べたが如く右の履歴書の書式は内閣恩給局長を裁定廳とする場合の書式であるから縣知事を裁定官廳とするものは其の者規定するところに據らねばならぬ。しかし普通恩給請求書類書式と同じく他の裁定官廳の履歴書も大體これに準據してゐるからこの書式に準據すればよい。たゞ府縣知事は裁定廳であると同時に本屬廳になつてゐるので、「右相違ナキコトヲ證明ス」の場合と相異なる。所屬廳長の證明を必要とせない。そこで「普通の履歴書に於けるが如く、本人が「右の通相違無之候也」とか「右ノ通りニ候也」として年月日、氏名捺印すればよい。この點は恩給局長を裁定官廳とするものと異なる點である。

履 歴 書

退職當時ノ官職名	氏 名
年 月 日	氏 名 ㊦

年月日	記	事	官公署名
右ノ通りニ候也			
年月日			
氏			名

三、戸籍抄本

【注意事項】

- 一、戸籍抄本は退職後恩給請求迄の間に作られたものに限る。それ以前の古い戸籍抄本は要をなさない。
- 二、臺灣本島人の如き戸籍のないものはこれに準ずべき戸口調査簿の抄本を添附すればよい。

二、一時恩給請求の手續

一時恩給を請求するには左記の書類を退職當時の本屬廳を経て裁定官廳に提出すれ

ばよい。

- 一、一時恩給請求書 (恩給給與細則別表第六號書式)
- 二、在職中の履歷書 (同第十三號書式)

一時恩給請求書	
年月日 (官職)ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也	
退職當時ノ官職名	
本籍地	
現住所	
年月日	氏
内閣恩給局長 氏	名 殿
支給郵便局 ○○郵便局	名 印

(備考) 請求書氏名ニ振假名ヲ附ス

【注意事項】

請求書類中の官職名の記載方及び支給郵便局の附記等については普通恩給請求書に於て述べたところと同一である。

三、増加恩給請求の手續

一、増加恩給を請求せんとする者は左記書類を退職當時の本屬廳を経て裁定官廳に提出すればよい。

一、普通恩給
増加恩給請求書 (恩給給與細則別表第二號書式) (註)

【註】既に普通恩給を受くるものは「増加恩給請求書」とすればよい。

二、在職中の履歴書 (同第十三號書式)

三、戸籍抄本 (退職後請求迄の間に於て作製されたもの)

四、傷痍疾病が公務に起因したることを認むるに足るべき書類 (例へば、現認者の現認説明書、所屬長の事實證明書等) (同第十四號、第十五號書式)

五、症状の経過を記載した書類

六、請求當時に於ける診断書 (可成詳細のもの)

二、増加恩給の改定を請求せんとする者は左記の書類を本屬廳を経て裁定官廳に提出すればよい。

一、増加恩給請求書 (同第三號書式)

二、前號の二より六までの書類

三、恩給證書 (従前の増加恩給證書)を添附すること。

三、増加恩給の再審査を請求せんとする者は(恩給法第五十條の規定によつて)其の期間の満了前六ヶ月以内に左記の書類を裁定官廳に直接提出すればよい。この場合本屬廳を経由する要はない。

一、再審査請求書 (同第十二號書式)

二、症状の経過を記載した書類

三、請求當時に於ける診断書

裁定官廳は必要と認むるときは其の指定する醫師の現在症状證明書の提出を請求者

に命することがある。

【注意事項】

- 一、増加恩給のみ單獨に請求する場合は極めて稀れて普通は普通恩給と増加恩給とは同時に請求する。この場合の請求書の書式は「普通恩給、増加恩給請求書」とすべし。〔恩給給與細則別表第二號〕増加恩給のみ單獨に請求する場合の請求書の書式は同則別表第三號に據ればよい。
- 二、「退職當時官職名」「裁定官廳名」「支給郵便局ノ指定」等の記載についての注意は普通恩給請求書の場合と同様である。

三、傷疾疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類とは例へば

①公務員が公務上の傷病となつた當時に其の事實を現認した者があるときは其の者の現認した顛末を記載した證明書（現認證明書）、現認者が多數であるときは二人以上連名する書式は恩給給與細則別表第十四號書式に準據すべし。

②公務員の公務上の傷疾又は疾病に付て公務員の所屬した廳の長が其の當時の報告に基いて作つた所の事實の證明書（事實證明書）、書式は同則別表第十五號書式によればよい。

これ等の證明書は事實を詳細に記載したものを必要とするのであつて、特に公務執行と傷疾（疾病）との間に相當因果關係があることについての事實の證明が大切なことである。抽象的に「右ノ傷疾（疾病）ハ公務ニ基因シタルモノト認ム」などと記載したものでは不充分である。

公務に基因したか否かは、請求者や所屬長の爲すべきことではなく裁定官廳が認定すべきことである。

四、症状の経過を記載したる書類とは公務の執行に起因して傷疾（疾病）を受けた後の症状の経過を詳細に記載した書類をいふ。この書類の必要は公務上の傷病を受けたことは受けたが不具瘵疾の程度に至つたことは其の公務傷病が基因でなく自己の不注意他の原因によることもあり得るから、其の不具瘵疾に至る症状の経過をも證明する必要がある。従つて（三）の公務傷病に關する證明書と密接の關係を有するものであるから公務傷病に關する證明書と同一の文書中に記載しても差支へない。又これを併記することが一般のようである。症状の経過を記載した書類は、内容が醫學上のことに屬するので醫師をして作成することが最も適當であるが必ずしも醫師に限らない。本人自ら作成してもよい。

四、傷病年金請求の手續

一、傷病年金を請求せんとする者は左記書類を退職當時の本屬を経て裁定官廳に提出すべし。

一、傷病年金請求書（恩給給與規則別表第二號書式ノ二）

- 二、在職中の履歴書（同第十三號書式）
- 三、戸籍抄本
- 四、傷病疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類（例へば現認者の現認證明書
所屬長の事實證明等）（同第十四號、第十五號書式）
- 五、症状の経過を記載した書類
- 六、請求當時に於ける診断書
- 二、爾後重症に赴いたので傷病年金の改定（又は新に給與）を請求せんとする場合、又は有期裁定を受けた傷病年金の再審査を請求する場合は増加恩給の改定又は再審査の場合に準ずればよい。（七三頁参照）

五、傷病賜金請求の手續

傷病賜金を請求する者は左の書類を聯隊區司令官又は所屬隊長及び陸海軍大臣を経て恩給局長に提出すればよい。

- 一、傷病賜金請求權（恩給給與細則第三十九號書式）
- 二、傷痍疾病が公務に起因したるときを認むるに足るべき書類（増加恩給請求の場合に同じ）
- 三、症状の経過を記載したる書類
- 四、請求當時に於ける診断書

六、扶助料の請求の手續

- 一、普通恩給を給せらるべき者の死亡したときの扶助料請求手續（普通恩給の裁定を受けてゐない場合）——恩給給與規則第八條
- 1、普通恩給年限に達してゐる者が在職中死亡したときの扶助料請求は左記の書類を公務員たりし者の本屬廳を経て裁定官廳に提出すればよい。
 - 一、扶助料請求書（恩給給與細則別表第四號書式）
 - 二、公務員在職中の履歴書（同第十三號書式）

三、請求者の戸籍謄本（公務員死亡の時以後の請求者の身分関係を明瞭にし得るもの）
公務員が前に恩給證書を受けたことのあるときは右書類の外に恩給證書を添附せねばならぬ。

【注意事項】

- 一、請求書類の書式に付ては普通恩給請求書類の注意事項参照。
- 二、普通恩給請求の場合と違つて戸籍謄本でなくてはならぬ。戸籍抄本では公務員と扶助料請求者との身分関係が不明であるから役立たぬ。
- 2、公務のため不具廢疾となつて退職前に死亡したとき又は公務のため死亡したときの扶助料請求は左記の書類を公務員（準公務員）たりし者の本屬應を經由して裁定官廳に提出すればよい。
- 一、扶助料請求書（同第四號書式）
- 二、公務員（準公務員）在職中の履歷書（同第十三號書式）
- 三、傷痍疾病が公務に起因したことを認めるに足るべき書類（例へば、現認者の現認証明書（第十四號書式）所屬長の事實證明書（同第十五號書式））

四、症狀の經過を記載した書類

五、死亡者の死亡診斷書又は死體檢案書

但し、死亡診斷書を添附することが出来ない場合は死亡の事實を證する公の證明書を添附すればよい。

公務員（準公務員）が前に恩給證書を受けたことのあるときは右の書類の外に恩給證書を添附せねばならぬ。

二、普通恩給を給せられてゐるもの死亡したときの扶助料請求手續（普通恩給の裁定を受けてゐる場合）——恩給給與規則第八條

一、扶助料請求書（同第四號書式）

二、請求者の戸籍謄本（公務員死亡の時以後の請求者の身分関係を明瞭にし得るもの）
公務員（準公務員）が前に受けた恩給證書を右の書類に添附せねばならぬ。

三、次順位者が引續き（第二次）扶助料を請求する場合の手續——恩給給與規則第十條
先順位の扶助料權利者が失權した場合は次順位者が扶助料權利者となる。この場合の

扶助料の請求は左記書類を裁定官廳に提出すればよい。

一、扶助料請求書（同第五號書式）

二、前扶助料權者の扶助料證書

三、請求者の戸籍謄本（公務員死亡の時以後の請求者の身分關係を明瞭にしたるもの）

前扶助料權者がまだ扶助料の裁定を経てゐないときは右書類の外に前扶助料權者が扶助料を請求する場合に添附することを要する書類を添附せねばならぬ。例へば公務員が公務のため死亡したとき其の遺族の先順位者たる妻は第一次に扶助料を受くることが出来るのにまだ其の請求をしない内に死亡又は再婚などしたときは次位者たる未成年の子は扶助料權者となるが前扶助料權者たる妻が扶助料の裁定を経てゐないから（一）公務員在職中の履歴書（二）傷痍疾病が公務に起因したことを認めるに足るべき書類（三）症状の経過を記載した書類等を添附せねばならぬ。

夫又は成年の子が恩給法第七十四條第二項の規定によつて扶助料を請求するには、別に不具癡疾を證する診断書及び生活資料を得る途なく且扶養する者なきことを證す

る市町村長等の證明書を添附せねばならぬ。内閣恩給局長の裁定する扶助料請求書を直接に裁定官廳に差出す場合に於て帝國外に居住する者は所管領官の現住證明を受け書留郵便を以て之を内閣恩給局長に提出する。（恩給給與細則第四條）

七、一時扶助料の請求手續

一、兄弟姉妹の一時扶助料を請求する場合

恩給法第八十一條の規定によつて兄弟姉妹の一時扶助料を受けんとする者は左記の書類を公務員（準公務員）の本屬廳を経て裁定官廳に提出すればよい。

一、一時扶助料請求書（恩給給與細則別表第七號書式）

二、不具癡疾を證する診断書及生活資料を得るの途なく且扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準すべき者の證明書

三、公務員が既に普通恩給の裁定を経たときはその恩給證書及請求者の戸籍謄本（公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの）

四、公務員がまだ普通恩給の裁定を経てゐないときは公務員の在職中の履歴書及請求者の戸籍謄本(公務員死亡當時の請求者の身分関係を明瞭にし得るもの)

二、一般の一時扶助料を請求する場合

恩給法第八十二條の一時扶助料を受けんとする者は左記書類を公務員の本屬廳を経て裁定官廳に提出すればよい。

一、一時扶助料請求書(同第八號書式)

二、公務員在職中の履歴書(同第十三號書式)

三、請求者の戸籍謄本(公務員死亡當時の請求者の身分関係を明瞭にし得るもの)

三、扶助料の停止及轉給の請求手續

一、恩給法第七十八條の規定によつて扶助料權者一年以上所在不明の場合に扶助料の停止を申請せんとする者はこれと同時に扶助料轉給の請求をもせねばならない。これが手續は左記の書類を裁定官廳に提出すればよい。

一、扶助料停止請求書(第十一號書式)

二、扶助料權者の所在不明なることを證する公の證明書

三、請求者の戸籍謄本

四、扶助料轉給請求書(第十號書式)

二、恩給法第七十七條の規定によつて二年未滿の處刑を受けたときの停止は次順位者の申請を俟たずして當然停止されるのであるから次順位者たる遺族はただ扶助料轉給請求書(第十號書式)に請求者の戸籍謄本を添附して裁定官廳に提出すればよい。

1,200	1,140	1,100	1,080	1,020	1,000	960	900	840
100	95	91.66	90	85	83.33	80	75	70
400	380	367	360	340	334	320	300	280
408	388	374	368	347	340	327	306	286
416	396	382	375	354	347	333	312	292
424	403	389	382	361	354	340	318	297
432	411	396	389	368	360	346	324	303
440	418	404	396	374	367	352	330	308
448	426	411	404	381	373	359	336	314
456	434	418	411	388	380	365	342	320
464	441	426	418	395	387	372	348	325
472	449	433	425	402	393	378	354	331
480	456	440	432	408	400	384	360	336
488	464	448	440	415	407	391	366	342
496	472	455	447	422	413	397	372	347
504	479	462	454	429	420	404	378	353
512	487	470	461	436	427	410	384	359
520	494	477	468	442	433	416	390	364
528	502	484	476	449	440	423	396	370
536	510	492	483	456	447	429	402	376
544	517	499	490	463	453	436	408	381
552	525	506	497	470	460	442	414	387
560	532	514	504	476	467	448	420	392
568	540	521	512	483	473	455	426	398
576	548	528	519	490	480	461	432	404
584	555	536	526	497	487	468	438	409
592	563	543	533	504	494	474	444	415
600	570	550	540	510	500	480	450	420
608	578	558	548	517	507	487	456	426
616	586	565	555	524	514	493	462	432
624	593	572	562	531	520	500	468	437
632	601	580	569	538	527	506	474	443
640	608	587	576	544	533	512	480	448
648	616	594	584	551	540	519	486	454
656	624	602	591	558	547	525	492	460
664	631	609	598	565	554	532	498	465
672	639	616	605	572	560	538	504	471
680	646	624	612	578	567	544	510	476
688	654	631	620	585	574	551	516	482
720	662	638	627	592	580	557	522	488

780	720	660	600 ^円	恩給率 百分五ノ十	數年職在		
65	60	55	50 ^円	獄監察警 員	人軍	官 員	文 教 待 遇
260	240	220	200	50	12	13	17
266	245	225	204	51	13	14	18
271	250	229	208	52	14	15	19
276	255	234	212	53	15	16	20
281	260	238	216	54	16	17	21
286	264	242	220	55	17	18	22
292	269	247	224	56	18	19	23
297	274	251	228	57	19	20	24
302	279	256	232	58	20	21	25
307	284	260	236	59	21	22	26
312	288	264	240	60	22	23	27
318	293	269	244	61	23	24	28
323	298	273	248	62	24	25	29
328	303	278	252	63	25	26	30
333	308	282	256	64	26	27	31
338	312	286	260	65	27	28	32
344	317	291	264	66	28	29	33
349	322	295	268	67	29	30	34
354	327	300	272	68	30	31	35
359	332	304	276	69	31	32	36
364	336	308	280	70	32	33	37
370	341	313	284	71	33	34	38
375	346	317	288	72	34	35	39
380	351	322	292	73	35	36	40
385	356	326	396	74	36	37	
390	360	330	300	75	37	38	
396	365	335	304	76	38	39	
401	370	339	308	77	39	40	
406	375	344	312	78	40	41	
411	380	348	316	79		42	
416	384	352	320	80		43	
422	389	357	324	81		44	
427	394	361	328	82		45	
432	399	366	332	83		46	
437	404	370	336	84		47	
442	408	374	340	85		48	
448	413	379	344	86		49	
453	418	383	348	87		50	

普通恩給年額一覽表 (本表ニ準シテキモノハ)

1,980	1,920	1,800	1,740	1,680	1,620	1,600	1,560	1,500
165	160	150	145	140	135	133.33	130	125
660	640	600	580	560	540	534	520	500
674	653	612	592	572	551	544	531	510
687	666	624	604	583	562	555	541	520
700	679	636	615	594	573	566	552	530
713	692	648	627	605	584	576	562	540
726	704	660	638	616	594	587	572	550
740	717	672	650	628	605	598	583	560
753	730	684	662	639	616	608	593	570
766	743	696	673	650	627	619	604	580
779	756	708	685	661	638	630	614	590
792	768	720	696	672	648	640	624	600
806	781	732	708	684	659	651	635	610
819	794	744	720	695	670	662	645	620
832	807	756	731	706	681	672	656	630
845	820	768	743	717	692	683	666	640
858	832	780	754	728	702	694	676	650
872	845	792	766	740	713	704	687	660
885	858	804	778	751	724	715	697	670
898	871	816	789	762	735	726	708	680
911	884	828	801	773	746	736	718	690
924	896	840	812	784	756	747	728	700
938	909	852	824	796	767	758	739	710
951	922	864	835	807	778	768	749	720
964	936	876	847	818	789	779	760	730
977	948	888	859	829	800	790	770	740
990	960	900	870	840	810	801	780	750
1,004	973	912	882	852	821	811	791	760
1,017	986	924	893	863	832	822	801	770
1,030	999	936	905	874	843	833	812	780
1,043	1,012	948	917	885	854	843	822	790
1,056	1,024	960	928	896	864	854	832	800
1,070	1,037	972	940	908	875	865	843	810
1,083	1,050	984	951	919	886	875	853	820
1,096	1,063	996	963	930	897	886	864	830
1,109	1,076	1,008	975	941	908	897	874	840
1,122	1,088	1,020	986	952	918	907	884	850
1,135	1,101	1,032	998	964	929	918	895	860
1,188	1,152	1,080	1,044	1,008	972	960	936	900

1,400	1,380	1,320	1,300	1,220	恩給率 百分五十八	數年職在		
116.66	115	110	108.33	106	督監察警 員	人軍	官員	文 職 遇 待
467	460	440	434	424	50	12	13	17
476	470	449	442	433	51	13	14	18
486	479	458	451	441	52	14	15	19
495	488	467	460	450	53	15	16	20
504	497	476	463	458	54	16	17	21
514	506	484	477	467	55	17	18	22
523	516	493	486	475	56	18	19	23
532	525	502	494	484	57	19	20	24
542	534	511	503	492	58	20	21	25
551	543	520	512	501	59	21	22	26
560	552	528	520	509	60	22	23	27
570	562	537	529	518	61	23	24	28
579	571	546	538	526	62	24	25	29
588	580	555	546	535	63	25	26	30
598	589	564	555	543	64	26	27	31
607	598	572	564	552	65	27	28	32
616	608	581	572	560	66	28	29	33
626	617	590	581	569	67	29	30	34
635	626	599	590	577	68	30	31	35
644	635	608	598	586	69	31	32	36
654	644	616	607	594	70	32	33	37
663	654	625	616	603	71	33	34	38
672	663	634	624	611	72	34	35	39
682	672	643	633	620	73	35	36	40
691	681	652	642	628	74	36	37	
700	690	660	650	636	75	37	38	
710	700	669	659	645	76	38	39	
719	709	678	668	653	77	39	40	
728	718	687	676	662	78	40	41	
738	727	696	685	670	79		42	
747	736	704	694	679	80		43	
756	746	713	702	687	81		44	
766	755	722	711	696	82		45	
775	764	731	720	704	83		46	
784	773	740	728	713	84		47	
794	782	748	737	721	85		48	
803	792	757	746	730	86		49	
812	828	792	780	764	87		50	

4,500	4,100	3,800	3,400	3,100	2,800	2,700	2,600
375	341.66	316.66	283.33	258.33	233.33	225	216.66
1,500	1,367	1,267	1,134	1,034	934	900	867
1,530	1,394	1,292	1,156	1,054	952	918	884
1,560	1,422	1,318	1,179	1,075	971	936	902
1,590	1,449	1,343	1,202	1,096	990	954	919
1,620	1,476	1,368	1,224	1,116	1,008	972	936
1,650	1,504	1,394	1,247	1,137	1,027	990	954
1,680	1,531	1,419	1,270	1,158	1,046	1,008	971
1,710	1,558	1,444	1,292	1,178	1,064	1,026	988
1,740	1,586	1,470	1,315	1,199	1,083	1,044	1,006
1,770	1,613	1,495	1,338	1,220	1,102	1,062	1,023
1,800	1,640	1,520	1,360	1,240	1,120	1,080	1,040
1,830	1,668	1,546	1,383	1,261	1,139	1,098	1,058
1,860	1,695	1,571	1,406	1,282	1,158	1,116	1,075
1,890	1,722	1,596	1,428	1,302	1,176	1,134	1,092
1,920	1,750	1,622	1,451	1,323	1,195	1,152	1,101
1,950	1,777	1,647	1,474	1,344	1,214	1,170	1,127
1,980	1,804	1,672	1,496	1,364	1,232	1,188	1,144
2,010	1,832	1,698	1,519	1,385	1,251	1,206	1,162
2,040	1,869	1,723	1,542	1,406	1,270	1,224	1,179
2,070	1,886	1,748	1,564	1,426	1,288	1,242	1,196
2,100	1,914	1,774	1,587	1,447	1,307	1,260	1,214
2,131	1,941	1,799	1,610	1,468	1,326	1,278	1,231
2,160	1,968	1,824	1,632	1,488	1,344	1,296	1,248
2,190	1,996	1,850	1,655	1,509	1,362	1,314	1,266
2,220	2,023	1,875	1,678	1,530	1,382	1,332	1,283
2,250	2,050	1,900	1,700	1,550	1,400	1,350	1,300
2,280	2,078	1,926	1,723	1,571	1,419	1,368	1,318
2,310	2,105	1,951	1,746	1,591	1,438	1,386	1,335
2,340	2,132	1,976	1,768	1,612	1,456	1,404	1,352
2,370	2,160	2,002	1,791	1,633	1,475	1,424	1,370
2,400	2,187	2,027	1,814	1,653	1,494	1,440	1,387
2,430	2,214	2,052	1,836	1,674	1,512	1,458	1,404
2,460	2,242	2,078	1,859	1,695	1,531	1,476	1,422
2,490	2,269	2,103	1,882	1,716	1,550	1,494	1,439
2,510	2,296	2,128	1,904	1,736	1,568	1,512	1,456
2,540	2,324	2,154	1,927	1,757	1,587	1,530	1,474
2,570	2,351	2,179	1,950	1,778	1,606	1,548	1,491
2,600	2,378	2,204	1,972	1,793	1,620	1,560	1,500

2,500	2,400	2,200	2,160	2,000	數年職在	文 官 員 職 遇 待
208.33	200	183.33	180	166.66		
834	800	734	720	668	50	17
850	816	748	735	681	51	18
867	832	763	749	694	52	19
884	848	778	764	708	53	20
906	864	792	778	721	54	21
917	880	807	792	734	55	22
934	896	822	807	747	56	23
950	912	836	821	760	57	24
967	928	851	836	774	58	25
984	944	866	850	787	59	26
1,000	960	880	864	800	60	27
1,017	976	895	879	814	61	28
1,034	992	910	893	827	62	29
1,050	1,008	924	908	840	63	30
1,067	1,024	939	922	854	64	31
1,084	1,040	954	936	867	65	32
1,100	1,056	968	951	880	66	33
1,117	1,072	983	965	894	67	34
1,134	1,088	998	980	907	68	35
1,150	1,104	1,012	994	920	69	36
1,167	1,120	1,027	1,008	934	70	37
1,184	1,136	1,052	1,023	947	71	38
1,200	1,152	1,066	1,037	960	72	39
1,217	1,168	1,081	1,052	974	73	40
1,234	1,184	1,096	1,066	987	74	37
1,250	1,200	1,110	1,070	1,000	75	38
1,267	1,216	1,125	1,095	1,014	76	39
1,284	1,232	1,140	1,109	1,027	77	40
1,300	1,248	1,154	1,124	1,040	78	41
1,317	1,264	1,169	1,138	1,054	79	42
1,334	1,180	1,184	1,152	1,067	80	43
1,350	1,296	1,198	1,167	1,080	81	44
1,367	1,312	1,213	1,181	1,094	82	45
1,384	1,328	1,228	1,196	1,107	83	46
1,400	1,344	1,242	1,210	1,120	84	47
1,417	1,360	1,257	1,224	1,134	85	48
1,434	1,376	1,272	1,239	1,147	86	49
1,500	1,440	1,286	1,296	1,200	87	50

一、恩給法

(大正十二年四月十四日)
法律第四十八號

法律 昭和八年四月十一日法律第五〇號改正

第一章 總 則

第一條 公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、增加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

普通恩給、增加恩給傷病年金及扶助料ハ年金トシ一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金トス

第三條 年金タル恩給ノ給與ヘ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第四條 恩給年額並一時恩給扶助料ノ額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第五條 恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ

消滅ス

第六條 普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ再就職スルトキハ前條ノ期間ハ再就職ニ係ル官職ノ退職ノ日ヨリ進行ス前項ノ規定ハ普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七條 時効期間滿了前二十日內ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事變ノ爲請求ヲ爲ス事能ハサルトキハ其ノ妨碍ノ止ミタル日ヨリ二十日內ハ時効完成セス時効期間滿了前六月內ニ於テ前權利者生死若ハ所在不明ノ爲又ハ未成年者若ハ禁治產者法定代理人ヲ有セサル爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ請求ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月內ハ時効完成セス時効期間滿了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證アルトキハ時効期間內ニ權限アル官公署ニ到達セサルモ之ヲ時効期間內ニ到達シタルモノト看做ス

第八條 公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ

通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ撰擇ニ依リ其ノ一ヲ給ス但シ特ニ併給スヘキコトヲ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ本法ニ依ル恩給ト官内官ノ恩給規定ニ依ル恩給トヲ給セラルヘキ場合ニ於テ官内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ給セラレタルトキハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第九條 年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス
一 死亡シタルトキ
二 死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ
三 國籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ禁錮以上ノ刑(陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マス)ニ處セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ爲サレタルモノナルトキハ其ノ再就職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス

ル權利ノミ消滅ス
第九條ノ二 裁定官廳ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付其ノ權利ノ存否ヲ調査スヘシ

第十條 恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケサリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ當該公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ遺族ニ給シ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス

第十一條 恩給ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス
恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 恩給ヲ受クルノ權利ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外内閣恩給局長之ヲ裁定ス
第十三條 行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタルトキハ其ノ處分後一年內ニ内閣恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得
前項ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ六月內ニ内閣總理大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴

スルコトヲ得但シ公務傷病ノ程度ニ付テハ出訴ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 内閣總理大臣及内閣恩給局長ノ裁決ハ關係官廳ヲ羈束ス

第十五條 内閣總理大臣第十三條第二項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ恩給審査會ニ諮問スヘシ
恩給審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル
一 文官及準文官並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ文官ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル者ノ一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル者之ヲ負擔ス
二 軍人及準軍人並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

三 朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモノヲ除クノ外公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

四 前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ在外指定學校職員ノ一時恩給ヲ除クノ外一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

五 警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

六 待遇職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス但シ官國幣社ノ神職及其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス
第十七條 前條第一號、第二號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケタルモノノ在職年中ニ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサルモノノ在職年ヲ通算シテ國庫ヨリ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ハ通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ニ恩給ヲ給スル者又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニ俸給ヲ給スル者ニ對シ請求スルコトヲ

三

得

前條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ國庫以外ノ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ第一號、第二號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年ヲ通算シテ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ニ對シ其通算セラルヘキ在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ノ管轄内ニ於テ在職シタル第三號ニ掲クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテノ在職年ヲ含ム場合ニ於テハ當該他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラルル在職年ニ應シ勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給ノ分擔及同

四

條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給相互ノ分擔ニ付之ヲ準用ス

第十八條 國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ「百分ノ二」ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ府縣費ヨリ俸給ヲ給スル文官、神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員タル文官、在外指定學校及國庫ノ支辨ニ屬スル地方費ヲ以テ維持スル公立學校ニ付テハ此限ニ在ラス

國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ其ノ經濟ニ納付スヘシ
前項ノ經濟ニ對シテハ國庫ハ前項ニ規定スル納金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

第二章 公務員

第一節 通 則

第十九條 本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、教育職員及警察監獄職員並第二十四條ニ掲クル待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官、準軍人及準教育職員ヲ謂フ

第二十條 文官トハ武官又ハ宮内官以外ノ官ニ在ル者ヲ謂フ但シ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス
準文官トハ高等文官ノ試補、判任官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク勅令ヲ以テ指定セラレサル者ヲ謂フ

第二十一條 軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ
一 陸軍又ハ海軍ノ現役、豫備役、後備役又ハ補充兵役ニ在ル者

二 國民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者
準軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ
一 陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生

二 勅令ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ學生生徒

第二十二條 教育職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ
一 公立ノ學校、幼稚園若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

二 道府縣立師範學校長

前項ノ在外指定學校トハ在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定シタルモノヲ謂フ
準教育職員トハ官立又ハ公立ノ學校又ハ幼稚園ノ職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十三條 警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ
一 警部補、巡查、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛及衆議院守衛

二 看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍監獄看守

三 判任官ノ待遇ヲ受クル消防手
第二十四條 待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ
一 判任官以上ノ待遇ヲ受クル神宮司廳職員、神宮神部署職員及官國幣社ノ神職

二 判任官以上ノ待遇ヲ受クル監獄ノ職員（前條第二號ニ掲クル者ヲ除ク）感化院職員及矯正院職員
三 地方待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ
四 前三號ニ掲クル者ヲ除クノ外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スル

五

モノ

第二十五條 本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

- 一 文官ニ在リテハ任官但シ終身官タル文官ニ在リテハ任官ノ外復職
 - 二 現役軍人ニ在リテハ任官又ハ入營若ハ入團、非現役軍人ニアリテハ召集ニ依ル部隊編入又ハ志願ニ依リ軍人タル勤務ニ就クコト
 - 三 教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニアリテハ任命
 - 四 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡查若ハ任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡查若ハ任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス
 - 五 待遇職員ニ在リテハ任命
- 第二十六條 本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ
- 一 文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

六

- 二 現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス
- 三 教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職又ハ失職
- 四 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官、又ハ失官、其ノ他ノ者ニ在リテハ免職、退職又ハ失職但シ警部補他ノ官職ニ轉シ又ハ他ノ官ヨリ警部補ニ轉シタルトキハ之ヲ退職ト看做ス
- 五 待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

第二十七條 第二十五條第一號及前條第一號ノ規定ハ準文官ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

第二十五條第三號及前條第三號ノ規定ハ準教育職員ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

準軍人ノ就職トハ職務、戒嚴地境內ノ勤務又ハ外國ノ鎮戍ニ服スルコトヲ謂ヒ退職トハ其ノ勤務ヲ終ル

コトヲ謂フ

第二十八條 公務員ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給又ハ第八十二條ニ規定スル一時扶助料ノ基礎ト爲ルヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セズ

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

第二十九條 公務員ニ以上ノ官職ヲ併有スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益ナル一官職ノ在職年ニ依ル

第三十條 軍人又ハ警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ准士官以上ノ軍人ニ付テハ十三年ニ達スル迄、下士官以下ノ軍人及警察監獄職員ニ付テハ十二年ニ達スル迄ハ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ十分ノ七ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

第三十一條 削除

第三十二條

公務員其ノ職務ヲ以テ從事シタルトキハ左記各號ノ規定ニ依リ加算ス

- 一 戰地ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ從軍期間ノ一月ニ付三月
 - 二 戰地外ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半
- 前項ノ規定ハ公務員其ノ職務ヲ以テ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ職務ニ服シタル場合ニ付之ヲ準用ス
- 戰爭ノ期間及地域、職務ノ範圍並戰爭ニ準スヘキ事變ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十三條 公務員外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス
- 前項ノ外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十四條 公務員戒嚴地境內ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス
- 前項ノ場合ニ於テ其ノ勤務ノ場所カ内國ナルトキハ加算年ハ其ノ二分ノ一トス

第三十五條 公務員外國領成ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

第三十六條 航空機乗員タル公務員其ノ職務ヲ以テ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月以内ヲ加算ス

第三十七條 潜水艦乗員タル公務員其ノ職務ヲ以テ在役潜水艦ノ勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月ヲ加算ス

第三十八條 公務員其ノ職務ヲ以テ邊陲又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算ス不健康ナル業務ニ引續キ一年以上服務シタルトキ亦同シ
前項ノ地域相互間ノ轉勤ハ之ヲ引續キタル在勤ト看做ス

第三十九條 海上勤務ニ服スル公務員其ノ職務ヲ以テ遠洋航海ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付三分ノ一月ヲ加算ス一年以上引續キ編隊艦船ニ乗シテ上陸制限ノ下ニ準戰訓練ニ服シタルトキ亦同シ
前項ノ遠洋航海ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條 第三十二條乃至前條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ實在職年ニ從トシテ之ヲ算入ス

加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ル二種以上ノ加算年ヲ附セラルヘキ期間ニ對シテハ最モ利益ナルモノニ依リ其ノ一ヲ附ス

第四十一條 左ニ掲クル年月數ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス
一 普通恩給又ハ增加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年
二 第五十一條ノ規定ニ依リ公務員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年
三 在職中二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ

育職員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤績年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數
第二十八條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ準軍人又ハ皇宮警手トシテノ在職年ハ夫々之ヲ軍人又ハ警察監獄職員トシテノ在職年ト看做ス

第四十三條 第三十二條乃至第四十條ノ規定ハ準軍人ノ在職年ノ計算ニ付之ヲ準用ス
第四十條ノ二及第四十一條ノ規定ハ前條第一項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之ヲ準用ス

第四十四條 本法ニ於テ俸給トハ本俸及之ニ準スヘキモノヲ謂フ
本俸ニ準スヘキモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
公務員二以上ノ官職ヲ併有シ各官職ニ付俸給ヲ給セラルル場合ニ於テハ俸給額ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ者ノ俸給額トス
第四十五條 公務員所定ノ年數在職シ退職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

此ノ限ニ在ラス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數

四 公務員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ付陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月數
五 公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月ヨリ職務ニ復シタル月迄ノ在職年月數
六 宮内職員トシテノ在職年月數ニシテ宮内官ノ恩給規程ニ依リ除算セラルヘキモノ

第四十二條 左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在職年ニ通算ス
一 宮内官ノ恩給規程ニ依リ宮内官恩給權ノ基礎ト爲ルヘキ宮内職員トシテノ在職年月數
二 準軍人ノ在職年月數
三 高等文官ノ試補又ハ判任官見習引續キ公務員ト爲リタルトキハ公務員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤績年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數
四 準教育職員引續キ教育職員ト爲リタルトキハ數

第四十六條 公務員公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ト爲リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

公務員公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具癡疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及增加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル増加恩給ヲ不具癡疾ノ程度ニ相應スル増加恩給ニ改定ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定官廳ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相當ト認メ且恩給審査會ニ於テ不具癡疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ改定ス

公務員公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス

第四十六條ノ二 公務員公務ノ爲永續性ヲ有スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ノ程度ニ至ラサルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ失格原因ナクシテ之カ爲其

流行病ニ罹リタルトキ

二 戦地ニ於テ又ハ公務旅行中流行病ニ罹リタルトキ

三 公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審査會ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

前項ノ流行病ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

第四十九條 公務傷病ノ原因ヲ分ツテ戦闘又ハ戦闘ニ準スヘキ公務ト普通公務トス

戦闘ニ準スヘキ公務ノ範圍、公務傷病ニ因ル不具癡疾ノ程度及傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度並教育職員、警察監獄職員、待遇職員、準文官、準軍人及準教育職員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ附等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 裁定官廳ハ增加恩給ノ裁定ヲ爲スニ當リ將來不具癡疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ五年間之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

ノ職ニ堪ヘスシテ一年内ニ退職シタルトキ又ハ其ノ公務員カ下士官以下ノ軍人ニシテ退職後一年内ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル條件(傷病ノ程度ヲ除ク)ヲ具備スル者ニシテ退職當時ノ傷病ノ程度カ前項ノ勅令ニ定ムル程度ニ達セザリシモノノ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

前條第四項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

傷病年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス

第四十七條 前二條ノ規定ハ準文官、陸軍ノ見習士官、海軍ノ候補生以外ノ準軍人又ハ準教育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニシテ公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第四十八條 公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス
一 勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在勤中其ノ地ニ於テ

前項ノ期間満了ノ六月前迄傷病疾病回復セサル者ハ再審査ヲ請求スルコトヲ得再審査ノ結果恩給ヲ給スヘキモノナル時ハ之ニ相當ノ恩給ヲ給ス

第五十一條 公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一 懲戒、懲罰又ハ教育免許狀取消ノ處分ニ因リ退職シタルトキ
二 在職中陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第二十六條第二號但書及第四號但書ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セス
第五十二條 公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍他ノ公務員トシテ在職スルモノニ付テハ總テノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ退職ノ當日又ハ翌日他ノ公務員ニ就職シ之ヲ勸續ト看做サルモノニ付テハ後ノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ恩給ヲ給セサル官職ニ轉シ退職シタルモノニ付テハ其ノ轉任ヲ退職ト看做シ之ニ恩給ヲ給ス

第五十三條 公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ在職スルモノニ付テハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第五十四條 普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

- 一 再就職後在職一年以上ニシテ退職シタルトキ
- 二 再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ト爲リ退職シタルトキ
- 三 再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具癡疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ第四十六條第三項ノ規定ヲ準用ス

第五十五條 前條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ改定スルニハ前後ノ在職年ヲ合算シ其ノ年額ヲ定メ増加恩給ヲ

一一

改定スルニハ前後ノ傷病又ハ疾病ヲ合シタルモノヲ以テ不具癡疾ノ程度トシ其ノ恩給年額ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ前後ノ傷病又ハ疾病カ原因ヲ異ニスルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ年額ヲ定ム

- 一 後ノ傷病又ハ疾病カ戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務ニ基因スルトキハ別表第二號表甲號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具癡疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額ヨリ前ノ増加恩給年額ト別表第二號表甲號中其ノ不具癡疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額トノ差額ヲ控除シタルモノヲ以テ増加恩給ノ年額トス但シ後ノ傷病又ハ疾病ノミニ因ル増加恩給年額カ前後ノ傷病又ハ疾病ヲ合シタルモノニ依ル増加恩給年額ト同額ナルトキハ此ノ控除ヲ爲サス
 - 二 後ノ傷病又ハ疾病カ普通公務ニ基因スルトキハ別表第二號表乙號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具癡疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額ニ前ノ増加恩給年額ト別表第二號表乙號中其ノ不具癡疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年額トノ差額ヲ加ヘタルモノヲ以テ増加恩給ノ年額トス
- 第五十五條ノ二 前二條中増加恩給ノ改定ニ關スル規

定ハ傷病年金ヲ受クル者再就職シ再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シ増加恩給又ハ傷病年金ヲ受クヘキ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十六條 前三條ノ規定ニ依リ恩給ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ年額從前ノ恩給年額ヨリ少キトキハ從前ノ恩給年額ヲ以テ改定恩給ノ年額トス

第五十七條 前四條ノ規定ハ宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ受クル者公務員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十八條 普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

- 一 公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵トシテ就職スルトキ又ハ准士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ

受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶豫ノ旨渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ旨渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

三 之ヲ受クル者三十五歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ六分ノ一、三十五歳以上四十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ八分ノ一ヲ停止ス但シ増加恩給又ハ傷病年金ト併給セラルル場合ニハ之ヲ停止セス

四 恩給年額千圓以上ニシテ其ノ恩給外ノ所得ノ年額五千圓ヲ超ユルトキハ恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額ノ六千圓ヲ超ユル額ノ二割ニ相當スル金額ヲ停止ス

但シ恩給ノ支給年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ前項第四號ノ所得ノ範圍及計算方法並停止方法ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項第二號ノ規定ハ増加恩給及傷病年金ニ付之ヲ準用ス

第五十九條 文官ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當ス

一三

ル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ
 下士官以上ノ軍人ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當
 スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ
 教育職員ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額
 ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ朝鮮、臺灣又ハ樺太以外ノ
 地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、
 盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育
 職員ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣
 又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ其ノ俸給(又ハ給
 料)ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ
 警察監獄職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他
 ノ經濟ニ對シ毎月其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ一ニ
 相當スル金額ヲ納付スヘシ
 待遇職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經
 濟ニ對シ毎月其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ二ニ相當
 スル金額ヲ納付スヘシ

第二節 恩給金額

第五十九條ノ二 本節ニ於テ退職前ノ俸給年額ト稱ス
 ルハ退職前一年內ノ俸給(軍人及準軍人ニ在リテハ
 各階等ニ付定メラレタル別表第一號表ノ假定俸給額

本節ニ於テ退職前ノ俸給月額ト稱スルハ退職前ノ俸
 給年額ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ謂フ

第六十條 文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルト
 キハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未
 滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當
 スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ
 對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金
 額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實績在職年
 十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年中十
 七年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職前ノ
 俸給年額三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス
 在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ
 在職年四十年トシテ計算ス

第一項ノ在職年ハ國務大臣トシテ退官スル者ニ付テ
 ハ國務大臣トシテ在職年七年以上ナルヲ以テ足ル
 第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號、
 第五十五條ノ二又ハ前項ノ規定ニ依リ在職年十七年
 未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年

ヲ以テ其ノ階等ニ對スル俸給額トス)ノ總額ヲ謂フ
 但シ左ノ特例ニ從フ

一 公務ノ爲傷喪ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職
 シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡ノ際昇給ア
 リタルトキハ其ノ爲サレタル昇給ノ中級俸ノ定ア
 ルモノ(軍人及準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ假
 定俸給額ヲ以テ級俸トス)ニ付テハ一級、其ノ定
 メナキモノニ付テハ昇給前ノ俸給ノ百分ノ十五ヲ
 限度トシ退職一年前ヨリ昇給セラレタルモノトシ
 テ計算ス

二 前號ニ規定スル場合以外ノ場合ニ於テ退職前一
 年內ニ昇給アリタルトキハ其ノ昇給カ前俸給二年
 以上据置ノ後爲サレタルモノナルトキニ限り前號
 ノ規定ヲ準用ス

轉官職ニ依ル俸給ノ増額ハ之ヲ昇給ト看做シ前項但
 書ノ規定ヲ準用ス
 前二項ニ規定スル退職前一年內ノ俸給ノ算出方法ハ
 勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 實在職期間一年未滿ナルトキハ其ノ俸給額ヲ月數ノ
 割合ニ依リ一年分ニ換算ス

ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第四十七條ノ規定ニ依リ準文官ニ給スヘキ普通恩給
 ノ年額ハ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當
 スル金額トス

第六十一條 准士官以上ノ軍人在職年十三年以上ニシ
 テ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第一號ノ準軍人在職
 年十三年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタ
 ル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年以上十四年
 未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相
 當スル金額トシ十四年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年
 ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル
 金額ヲ加ヘタル金額トス
 前條第三項ノ規定ハ准士官以上ノ軍人ニ付之ヲ準用
 ス

在職年五十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ
 在職年五十年トシテ計算ス
 陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ二年以上實在職シ最高
 ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官八等ノ額ヲ給ス

第四十六條、第四十七條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十三年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

準軍人ノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條ノ二 下士官以下ノ軍人在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第二號ノ準軍人在職年十二年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トシ十三年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ下士官ニ在リテハ七圓、兵ニ在リテハ六圓ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項並前條第五項、第七項及第八項ノ規定ハ下士官以下ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

第六十二條 教育職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未

滿ニ對シ退職前ノ俸給年額百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤績在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年十七年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第二項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤績在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年十七年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 又ハ第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ警察監獄職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條 待遇職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項及第四項並第六十二條第六項ノ規定ハ待遇職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條ノ二 一時恩給ヲ受ケタル後其ノ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年數一年ヲ二月ニ換算シタル月數内ニ召集其ノ他ノ強制ニ依ラスシテ再就職シタル者ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テハ當該換算月數ト退職ノ翌月ヨリ再就職ノ月迄ノ月數トノ差月數ヲ一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ニ乘シタル金額ノ十五分ノ一ニ相當スル金額ヲ控

者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ教育職員ニ付之ヲ準用ス

第四十七條ノ規定ニ依リ準教育職員ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トス

第六十三條 警察監獄職員在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トシ十二年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ警察監獄職員トシテノ勤績在職年十二年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年中十二年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第四十六條、又ハ第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十二年未

除シタルモノヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス但シ差
月數一月付一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月
額ノ二分ノ一ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ勅令ノ
定ムル時期ニ於テ返還シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第六十五條 公務員ノ増加恩給ノ年額ハ退職當時ノ階
等、傷病ノ原因及不具癡疾ノ癡度ニ依リ定メタル別
表第二號表ノ金額トス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ増加恩
給ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十五條ノ二 公務員ノ傷病年金ノ年額ハ退職當時
ノ階等、傷病ノ原因及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別
表第三號表ノ金額トス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ傷病年
金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十六條 下士官以下ノ軍人公務ノ爲傷病ヲ受ケ又
ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給セラルルノ程度ニ至ラサ
ルモ之カ爲退職シ又ハ退職後一年内ニ之カ爲一種以
上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ
妨ケス傷病賜金ノ額ハ退職當時ノ階等並傷病ノ原因

及程度ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス
前項ノ傷病ノ程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年
以上十七年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩
給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當ス
ル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十八條 准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年
未滿ニシテ又ハ下士官在職年三年以上十二年未滿ニ
シテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス但シ下士
官以上トシテノ在職年一年未滿ナルトキハ此ノ限ニ
在ラス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當ス
ル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十九條 削除

第七十條 警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニ
シテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス
前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當ス
ル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七十一條 削除

第三章 遺 族

第七十二條 本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準ス
ヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉
妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之
ト同一戸籍内ニ在ルモノヲ謂フ
公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時胎兒タル子
出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員
又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時其ノ戸籍内ニ在リ
タルモノト看做ス

第七十三條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一
ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫
父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ニ扶
助料ヲ給ス

一 在職中死亡シ其死亡ヲ退職ト看做ス時ハ之ニ普
通恩給ヲ給スヘキトキ
二 普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ
前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子數人アルトキハ公務員
又ハ之ニ準スヘキ者ヲ被相続人トシタル家督相続ノ
順位ニ準シ之ヲ定ム
父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス祖父母

ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニ
シ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スル
ニ至リタルトキハ前三項ノ規定ハ當該後順位者失權
シタル後ニ限り之ヲ適用ス

第七十四條 未成年ノ子ハ未タ婚姻セザルトキニ限り
之ニ扶助料ヲ給ス

夫又ハ成年ノ子ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ
途ナク且之ヲ扶養スル者ナキトキニ限り之ニ扶助料
ヲ給ス

養子ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ家督相続人タル
トキ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者カ家督相続人ニ
シテ之ヲ戸主ト看做ストキハ其ノ死亡ノ時ニ於テ其
ノ家督相続人タルヘキ者ニ限り之ニ扶助料ヲ給ス
前項ノ家督相続人ニハ之ニ準スヘキ者ヲ包含ス

第七十五條 扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル
一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰闘又ハ戰闘ニ準ス
ヘキ公務員ニ因ル傷疾疾病ノ爲死亡シタルトキハ其
ノ普通恩給年額ノ全額
二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務員ニ因ル傷疾

疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額

三 其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

前項第一號又ハ第二號ニ規定スル場合及增加恩給ヲ併給セラルル者ノ死亡シタル場合ニハ其ノ死亡ノ月ノ翌月ヨリ五年間ハ前項ノ規定ニ依ル扶助料ノ年額ニ各其ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ加給ス

第七十六條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一 子婚姻シ又ハ其ノ家ヲ去リタルトキ但シ父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者女子ナル場合ニ於テ夫婚姻シ又ハ家ヲ去リタルトキ

三 父、母、祖父又ハ祖母其ノ家ヲ去リタルトキ

第七十七條 扶助料ヲ受クル者二年以下ノ懲役又ハ禁

分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 妻、子又ハ夫婚姻シタルトキ

三 不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

届出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ入りタリト認メラルル遺族ニ付テハ裁定官廳ハ恩給審査會ニ諮問ノ上其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得

裁定官廳ハ前項ニ規定スル事情ヲ調査スル爲必要アルトキハ他ノ官廳又ハ公署ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第八十一條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者第七十三條第一項各號ノ一ニ該當シ兄弟姉妹以外ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限り之ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ兄弟姉妹ノ人員ニ拘ラス扶助料年額ノ一年分乃至五年分ニ相當スル金額トス

錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル時ハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタル時ハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七十八條 扶助料ヲ給セラルヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定官廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十九條 前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ次順位者アルトキハ停止期間中扶助料ハ之ヲ當該次順位者ニ轉給ス

第八十條 遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

一 其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキ及子父ノ屬シタル家ヨリ

第八十二條 文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未満、准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未満、下士官タル軍人又ハ警察監獄職員在職年三年以上十二年未満ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ公務員ノ死亡前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第五十九條ノ二第五項ノ規定ハ死亡前ノ俸給月額ニ付之ヲ準用ス

第七十三條中遺族ノ順位ニ關スル規定及第七十四條ノ規定ハ第一項ノ扶助料ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス

第八十三條 本法ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條 左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

- 一 官吏恩給法
一 官吏遺族扶助法
一 軍人恩給法

- 一 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法
- 一 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法
- 一 明治二十四年法律第四號
- 一 明治二十九年法律第十三號
- 一 官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則
- 一 明治二十九年法律第七十八號
- 一 明治三十三年法律第七十五號
- 一 明治三十三年法律第七十六號
- 一 明治三十三年法律第七十七號
- 一 巡查看守退職料及遺族扶助料法
- 一 明治三十五年法律第二十九號
- 一 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法
- 一 明治四十年法律第四十八號
- 一 明治四十年法律第四十九號
- 一 明治四十一年法律第三十五號
- 一 明治四十三年法律第三十號
- 一 明治四十四年法律第六十一號
- 一 明治四十四年法律第六十七號
- 一 明治四十五年法律第十一號

- 一 明治四十五年法律第十二號
- 一 大正七年法律第三十號
- 一 大正十年法律第三十五號
- 一 大正十年法律第九十四號
- 一 大正十一年法律第十八號
- 一 大正十一年法律第十九號
- 一 明治二十二年勅令第九十三號
- 一 明治二十三年勅令第九十八號
- 一 明治二十五年勅令第十八號
- 一 明治二十五年勅令第三十二號
- 一 明治三十二年勅令第九十六號
- 一 明治三十八年勅令第二百二十九號
- 一 明治四十年勅令第八十八號
- 一 明治四十年勅令第八十九號
- 一 明治四十一年勅令第七十一號
- 一 明治四十五年勅令第七十號
- 一 大正七年勅令第六十二號
- 一 大正十年勅令第二百六十八號
- 一 大正十一年勅令第八十七號
- 一 大正十一年勅令第二百八十四號

- 一 明治九年第九十九號達陸軍恩給令
 - 一 明治十五年第四十一號達巡查看守給助例
 - 一 明治十六年第三十八號達海軍恩給令
 - 一 明治十七年第一號達官吏恩給令
- 第八十五條** 本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル
- 從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノハ之ヲ本法ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ恩給ト看做ス
- 前項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノカ本法ニ依リ給與スル恩給ノ何レノ種類ニ屬スヘキカハ公務員及其ノ遺族ノ種類並給與ノ事由ニ依リ之ヲ定ム
- 從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本法ニ依ル恩給ニ該當セサルモノアルトキハ本法ニ依ル恩給中最近キ性質ヲ有スルモノニ依ル
- 第八十六條** 第五條乃至第七條ノ規定ハ從前ノ規定ニ依リ生シタル恩給、退職料、遺族扶助料、退官賜金

- 退職給與金、退職一時金、給助金、服恤金、一時扶助金、其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受クヘキ權利ニシテ本法施行ノ日迄ニ從前ノ規定ニ依ル請求期間ヲ經過セサルモノニ付之ヲ適用ス
- 第八十七條** 第十條ノ規定ハ本法施行前給與ノ事由ヲ生シタル恩給、退職料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、服恤金、一時扶助金、其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ本法施行後其ノ給與ヲ爲ス場合ニ付之ヲ適用ス
- 第八十八條** 從前ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ノ爲シタル裁定ハ具申、訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ之ヲ本法ニ依ル内閣恩給局長ノ裁定ト看做シ從前ノ規定ニ依ル具申ノ裁決ハ之ヲ本法ニ依ル具申ノ裁決ト看做ス
- 本法施行ノ際現ニ具申中又ハ訴願中ノ事件ニ付テハ從前ノ手續規定ニ依リ之ヲ完結ス
- 第八十九條** 府縣ニシテ本法施行ノ際市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法第十四條ノ規定ニ依リ小學校教員恩給基金ヲ備フルモノハ本法施行後引續キ其ノ恩給基金ヲ備フルコトヲ得
- 前項ノ恩給基金ヲ備フル府縣ニ於テハ第十八條第二

項ノ規定ニ依ル納金ハ之ヲ其ノ恩給基金ト爲スヘシ」恩給基金ハ其ノ利子ヲ以テ府縣カ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員又ハ其ノ遺族ノ恩給ニ充ツルノ外之ヲ支消スルコトヲ得ス

府縣ニ於テ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ恩給基金ノ利子及第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付スル給與金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ニ補充スヘシ

恩給基金ノ管理ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法施行ノ際現ニ在職スル者ニ付テハ其ノ在職ニ繼續スル在職ニ限リ本法施行前ノ在職ト雖加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外本法ニ依リ其ノ在職年ヲ計算ス

前項但書ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ特ニ通算シ得ヘキコトヲ定メラレタル年月數アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス之ヲ在職年ニ通算ス

第九十一條 内地人タル公務員其ノ職務ヲ以テ臺灣、朝鮮關東州(關東廳及其ノ所屬官署職員ニ付テハ南

テノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十五條 臺灣總督府巡査補ヨリ臺灣總督府巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ臺灣總督府巡査補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十六條 大正九年七月三十一日以前ニ休職若ハ待命ト爲リタル者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ休職若ハ待命中ノモノ又ハ其ノ遺族同日以前ノ俸給ニ基キ年金タル恩給ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ金額算出ノ基礎タル俸給年額ハ其ノ額ニ勅令ノ定ムル金額ヲ加ヘタル額トス

第九十七條 第四十六條第二項第三項及第五十四條第一項第三號第二項ノ規定ハ本法施行前退職シタル公務員ニ付之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス
前二項ノ規定ニ依リ給スル恩給ノ金額ハ本法施行前ノ分ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第九十八條 第四十八條ノ規定ハ本法施行前傷喪ヲ受

滿洲鐵道附屬地ヲ含ム)樺太又ハ南洋群島ニ一定ノ期間引續キ在勤シタルトキハ當分ノ内在勤期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス

前項ノ引續キ在勤スヘキ期間ハ軍人ニ在リテハ一年警察監獄職員ニ在リテハ三年、其ノ他ノ公務員ニ在リテハ四年トス

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十二條 公務員其ノ職務ヲ以テ國境警備又ハ理蕃ノ爲危險地域内ニ勤務シタルトキハ當分ノ内在勤期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

前項ノ危險地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十三條 海軍警吏補ヨリ海軍巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ現ニ南洋廳巡査ノ職ニ在ルモノニ付テハ其ノ海軍警吏補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十四條 朝鮮總督府巡査補ヨリ朝鮮總督府巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ統監府巡査補及朝鮮總督府巡査補トシ

ケ又ハ疾病ニ罹リ本法施行後退職シ本法施行後不具癈疾ト爲リタル者ニハ之ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第九十九條 削除

第一百條 本法施行前死亡シタル者ノ遺族ノ扶助料ニシテ本法施行後轉給セラルヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル恩給額ヲ標準トスルノ外本法ニ依リ之ヲ給ス

前項ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クル事ヲ得ル者ノ權利ヲ妨クルコトナシ
本法施行前ニ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有シ且其ノ權利ヲ有セサルニ至リタル者ハ之ヲ受クルノ權利ヲ本法ニ依リ取得スルコトナシ

第一項ノ場合ニ於テ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルニ付先順位ニ在ルヘキ者ト雖本法ニ依リ後順位ニ在ル者先ニ扶助料ヲ受ケタル場合ニハ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルコトナシ

大正六年法律第六號附則ノ規定ニ依リ恩給ノ增額ヲ受ケサリシ軍人ノ遺族本法施行後扶助料ヲ轉給セラレヘキ場合ニ於テ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ軍人

ノ恩給ハ之ヲ請求ヲ俟タスシテ同法附則ノ規定ニ依リ増額セラレタルモノト看做ス

第百一條 本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ年金タル恩給、退職料、遺族扶助料、其他之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法所定ノ恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケサル者ニハ當該金額ニ其金額ト本法所定ノ各相當恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ増給ス

第百二條 明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛若ハ衆議院守衛又ハ其ノ遺族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給令ニ依ル俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スル者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ増額給與ス

前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前ニ退職シタル小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員若ハ巡查又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スルモノニ付之ヲ準用ス

第百三條 北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ者ノ受クル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル扶助料ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ第五條ニ規定スル請求期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第百四條 第八十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(別表)

第一號表(甲)

階等	將官及相等官		佐尉官及相等官	
	親任	高等官二等	同上二等	同上三等
假定俸給年額	七、五〇〇円	六、五〇〇円	五、六〇〇円	四、六〇〇円
			同上四等	同上五等
			同上六等	同上七等
			同上八等	
			三、九五〇円	三、二五〇円
			二、三五〇円	一、七〇〇円
				一、四〇〇円

(乙)

階等	准士官				下士官				兵				
	判任官一等	同上二等	同上三等	同上四等	海軍一等兵	陸軍上等兵	陸軍一等兵	陸軍二等兵	海軍二等兵	海軍三等兵	海軍四等兵	陸軍二等兵	陸軍四等兵
假定俸給年額	一、二〇〇円	八五五円	七六五円	六七五円	六〇〇円	五四〇円	四九五円	四五〇円					

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス	乙 號				甲 號				傷病原因等		階	
	普通公務				戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務				症狀等		階	
	第 四 款	第 三 款	第 二 款	第 一 款	第 四 款	第 三 款	第 二 款	第 一 款	差	等	差	等
	一三二	一五六	一九二	二五二	一五六	一九二	二四〇	三一二	准 士 官	判 官	一 等	判 任
	一二一	一四三	一七六	二三一	一四三	一七六	二二〇	二八六	下 士 官	任 官	三 二 等	判 任
	一一〇	一三〇	一六〇	二一〇	一一〇	一六〇	二〇〇	二六〇	兵	過 遇	四 等	任

第三號表

備考・特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ヲ加ヘタルモノトス	乙 號							甲 號							傷病原因等		階	
	普通公務							戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務							症狀等		階	
	第 六 項	第 五 項	第 四 項	第 三 項	第 二 項	第 一 項	特 別 項	第 六 項	第 五 項	第 四 項	第 三 項	第 二 項	第 一 項	特 別 項	差	等	差	等
	六四〇	八〇〇	〇二四	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	八〇〇	〇〇〇	二、八〇〇	一、六〇〇	二、〇〇〇	二、四〇〇	將 官	勳 任 待 遇	勳 任	親 任	
	四八〇	六〇〇	七六八	九六〇	一、二〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	六〇〇	七五〇	九六〇	二、〇〇〇	二、五〇〇	二、八〇〇	佐 官	奏 任 待 遇	三 等 乃 至 五 等	奏 任	
	三二〇	四〇〇	五一二	六四〇	八〇〇	九六〇	九六〇	四〇〇	五〇〇	六四〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	尉 官	待 遇	六 等 乃 至 九 等	任	
	二八八	三六〇	四六一	五七六	七二〇	八六四	八六四	三六〇	四五〇	五七六	七二〇	九〇〇	〇八〇	准 士 官	判 任	一 等	判 任	
	二六四	三三〇	四二三	五二八	六六〇	七九二	七九二	三三〇	四一三	五二八	六六〇	八二五	九九〇	下 士 官	待 遇	二 等 三 等	判 任	
	二四〇	三〇〇	三八四	四八〇	六〇〇	七二〇	七二〇	三〇〇	三七五	四八〇	六〇〇	七五〇	九〇〇	兵	過 遇	四 等	任	

第二號表

第四號表

甲						乙					
傷病原因			症狀等差			傷病原因			症狀等差		
又ハ戰闘ニ準スヘキ公務			戰闘			普通			公務		
第一目	第二目	第三目	第四目	第五目	第六目	第一目	第二目	第三目	第四目	第五目	第六目
九九〇 ^円	八二五	六六〇	四九五	三三〇	一六五	七九二 ^円	六六〇	五二八	三九六	二六四	一三二
九〇〇 ^円	七五〇	六〇〇	四五〇	三〇〇	一五〇	七二〇 ^円	六〇〇	四八〇	三六〇	二四〇	一二〇
下士官						下士官					
兵						兵					

三〇

附則

第一條 本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ
 第四十六條ノ二、第五十八條第一項第四號及第五十九條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第二條 本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ第五十八條第一項第四號ノ改正規定ハ本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テモ之ヲ適用ス
 第三條 第十三條第二項但書ノ改正規定ハ本法施行前

ヨリ行政裁判所ニ繫屬スル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ
 第四條 第十八條第一項ノ改正規定ニ依ル納付金額ハ同項ニ規定スル公務員ニ付テ附則第九條ノ規定ノ必要ナキニ至ル迄ハ第十八條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル公務員ガ第五十九條(改正前又ハ改正後)及附則第九條ノ規定ニ依リ納付スル金額ノ合計額ト同額トス
 第五條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合

ニ於テハ加算年又ハ休職等ノ減算ニ關スル改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル

第六條 第四十條ノ二ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ進行中ニ屬スル休職、待命、歸休、停職其ノ他同條ニ規定スル在職期間ニ付テハ其ノ期間ノ終了ニ至ル迄本法施行後ト雖モ同條ノ規定ヲ適用セズ

第七條 傷病年金ハ本法施行後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニ之ヲ給ス但シ本法施行前販恤金(之ニ準ズルモノヲ含ム)又ハ傷病賜金ヲ受クベキ事由ヲ生ジタル者ニハ本法施行前其ノ事由ヲ生ジタルトキト雖モ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス

第八條 第五十八條第一項第三號ノ改正規定ハ本法施行前普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者及本法施行ノ際現ニ在職シ本法施行後退職シテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ズル者ニハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル者本法施行後再就職シ其ノ普通恩給ヲ改定セラルル場合ニハ其ノ改定ニ因ル増額分ニ付テ之ヲ適用ス
 第五十八條第一項第三號ノ改正規定ヲ適用ス
 第九條 第五十九條ノ改正規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依

リ本法施行後就職シ俸給(又ハ給料)ガ昇給若ハ増額セラレタル月ノ翌月ヨリ之ヲ適用ス

第十條 第五十九條ノ二第一項但書ノ場合ニ於テ其ノ公務員ガ同一種類ノ公務員トシテ實在職年二十年以上勤続シタル者ニシテ特殊ノ事情アルモノニ付テハ當分ノ内同但書各號ニ於ケル制限ノ一級ヲ二級、百分ノ十五ヲ百分ノ三十トス

第十一條 本法施行ノ際從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者ニハ其ノ者ガ本法施行後改正規定ニ依ル最短恩給年限ニ達セズシテ退職シタル場合ト雖モ退職前ノ俸給ニ依リ之ニ普通恩給ヲ給ス但シ其ノ年限ハ在職年ノ不足一年ニ付退職前ノ俸給年限ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス

第十二條 前條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ休職、再服役其ノ他法令上ノ在職期限ノ定アル地位ニ在ル者ニシテ本法施行後其ノ期間ノ終了ニ因リ從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達スルモノニ付テ之ヲ適用ス
 第十三條 第六十四條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前受

三一

ケタル一時恩給ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十四條 第七十五條第二項ノ改正規定ハ公務員ガ本法施行前死亡シタル場合ニ付テモ之ヲ適用ス但シ此ノ場合ニ於ケル加給ハ本法施行後ニ屬スル殘存期間ニ付テノミ之ヲ爲ス

第十五條 恩給法施行前同法第二十三條ニ掲グル公務員トシテ普通恩給(退隱料)ヲ受ケ引續キ文官ニ任ジ同法施行後迄在職シタル後本法施行前退職シ同法第八十五條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ其ノ普通恩給(退隱料)ヲ文官ノ普通恩給ニ改定セラレザリシ者ニ付テハ同項ノ規定ニ拘ラズ特ニ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ本法施行ノ日ヨリ本法施行前ノ規定ニ依リ其ノ普通恩給(退隱料)ヲ文官ノ普通恩給ニ改定ス但シ恩給法施行後文官退職ニ因リ一時恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一時恩給ノ金額ヲ改定ニ因リ増額セラルル普通恩給額中ヨリ支給ニ際シ控除ス

前項ノ規定ハ恩給法施行後本法施行前ニ文官トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ
第一項ニ規定スル者引續キ本法施行後迄在職スルト

キハ恩給法第八十五條第一項ノ規定ニ拘ラズ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ同法第二十三條ニ掲グル公務員トシテノ普通恩給(退隱料)ヲ文官トシテノ普通恩給ニ改定ス

第十六條 第九十一條第二項ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ在職シ從前ノ同項ニ規定スル期間ヲ經過シタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十七條 本法施行ノ際現ニ在職シ恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ恩給ノ停止ニ付テハ其ノ者ガ引續キ其ノ官職ニ在職スル期間ニ限り仍同法第九十九條第一項ノ規定ニ依ル

第十八條 本法施行前恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザリシ者又ハ前條ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ當該在職期間ト他ノ公務員ノ在職年トノ通算ハ仍從前ノ例ニ依ル

第十九條 前條ニ規定スル者ヲ除クノ外恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者ノ大正十二年十月一日以後ノ在職年ハ同日以後ノ他ノ公務員ノ在職年ト互ニ

職年ノ通算ニ關シテハ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用ス

通算ス但シ本法施行前ニ給與事由ノ生ジタル場合ニ於テハ其ノ者ガ再就職シ本法施行後退職又ハ死亡シタル場合ニ限り此ノ規定ニ依ル
前項ニ規定スル者ノ大正十二年九月三十日以前ノ在職年ノ同日以前ノ他ノ公務員ノ在職年トノ通算ニ付テハ同日以前ノ舊法ノ例ニ依ル
第一項ニ規定スル者ノ大正十二年十月一日前後ノ在

二、恩給法施行令(大正十二年八月十七日)

勅令第三百六十七條

改革 大正十二年二月第五〇號、一三年三月第五一號、一二年四月〇七號、一四年四月第五三號、一五年七月第二四四號、九月第三〇四號、昭和二年二月第三六二號、三年四月第七三號、五年二月第一九號、七年四月第六〇號、八年九月第二三六號改正

第一條 恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給權存否ノ調査ハ受給者ノ身分關係ノ變動ノ有無ニ付之ヲ行フ

遺族タル夫又ハ成年ノ子カ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ條件トシテ扶助料ヲ給セラルトキハ其ノ者ニ付テハ前項ニ規定スル事項ノ外特ニ右事情ノ繼續ノ有無ヲ調査ス

第一條ノ二 受給者ハ左ノ區別ニ從ヒ調査上必要ナル書類ヲ裁定官廳ニ提出スヘシ

一 前條第一項ノ事實ヲ證スル爲ニハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者及妻ニ在リテハ戶籍抄本、妻以外ノ扶助料權者ニ在リテハ戶籍謄本

三四

二 前條第二項ノ事實ヲ證スル爲ニハ不具廢疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ證スル居住地ノ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書

前項ノ書類ハ事實力裁定官廳ニ顯著ナル場合又ハ他ノ相當官公署ノ證明アル場合ニ於テ裁定官廳カ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一條ノ三ニ規定スル書類ヲ提出スヘキ月カ恩給ノ裁定ヲ受ケタル月(證書ノ日附ニ在ル月)ノ翌月ヨリ十二月内ニ在ルトキハ其ノ書類ヲ提出スルコトヲ要セス

第一條ノ三 各受給者ハ前條ノ書類ヲ左ノ區別ニ從ヒ隔年提出スヘシ

一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテ恩給ヲ受クル者ハ一月

二 遺族トシテ恩給ヲ受クル者ハ七月

陸軍ノ軍人、之ニ準スヘキ者及警察監獄職員並其ノ遺族ハ昭和ノ偶數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出シ他ノ公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ其ノ奇數年ニ

於ケル前項ノ月ニ提出スヘシ

第一條ノ四 第一條ノ二ニ規定スル書類ヲ提出セサル受給者ニ對シテハ之ヲ提出スヘキ月ヨリ一期隔リタル後ノ支給期以後ノ支給ヲ一時差止ムヘシ

第一條ノ五 恩給法第十條ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

同法第十條ノ恩給權者カ死亡ノ當時家族ナリシトキハ其ノ相續人ハ恩給權者死亡ノ當時之ト同一戶籍内ニ在リタルコトヲ要ス

第二條 恩給法第十條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未ダ恩給ノ請求ヲ爲ササリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三條 恩給法第十二條ノ規定ニ依リ内閣恩給局長以外ノ者ニ於テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ裁定スヘキ場合ハ左ノ區分ニ依ル

一 内地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼

稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

二 前號ニ掲ケタルモノヲ除クノ外内地ニ於ケル公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

三 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於ケル公立ノ小學校、普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ裁定ス

四 朝鮮、臺灣、樺太、關東州(南滿州鐵道附屬地ヲ含ム以下同シ)又ハ南洋群島ニ於テ國庫ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員(陸海軍ニ屬スルモノ及樺太ニ於ケル刑務所ニ屬スルモノヲ除ク)及其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督(道ノ警部補、巡查及消防手並其ノ遺族ノ恩給ハ道知事臺灣

三五

ニ在リテハ臺灣總督(州又ハ廳ノ警部補及巡查並其ノ遺族ノ恩給ハ州知事又ハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ裁定ス

五 内地ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事(警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監)之ヲ裁定ス

六 恩給法第二十四條第三號ニ掲クル待遇職員(國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク)及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事、警視廳部内ノ職員ニ在リテハ警視總監朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ裁定ス

第四條 恩給法第十七條第一項ノ規定ニ依リ負擔スヘキ恩給ハ普通恩給、扶助料、一時恩給及一時扶助料トシ國庫カ恩給金額ノ分擔ヲ請求スル場合ニ於テハ當該公務員ノ在職年中ニ恩給ノ負擔者ヲ異ニスヘキ二種以上ノ公務員ノ在職年ヲ含ムトキハ各在職年ノ

三條第五項又ハ第六十四條第三項ノ規定ニ依リ外國勳績ニ因ル加給ヲ爲スヘキ場合及同法第六十二條第四項又ハ同法第六十三條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勳績在職年ノ一年ニ付六月

前項ノ規定ハ恩給法第十七條第二項乃至第四項ノ分擔請求ニ付之ヲ準用ス

第五條 恩給ノ分擔ハ支給義務額ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第六條 左ニ掲クルモノハ國庫ヨリ俸給ヲ給セサルモ恩給法第二十條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ文官トス

- 一 地方官官制第二條ニ規定スル府縣判任官
- 二 都市計畫地方委員會ノ職員ニシテ官吏タルモノ
- 三 神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員ニシテ官吏タルモノ

四 朝鮮道立醫院職員ニシテ官吏タルモノ

第七條 恩給法第二十一條第二項第二號ノ陸軍又ハ海軍ノ學生生徒トハ陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍戸山學校、陸軍工科學校、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校ノ生徒、陸軍ノ士官候補生、海

年數ヲ其ノ各官職ノ退職又ハ死亡前一年間ノ俸給年額ニ乘シタル數ニ比例シテ分擔請求額ヲ定ム但シ退職又ハ死亡ヲ以テ終ラサル在職ニ付テハ右ノ退職又ハ死亡前一年間ノ俸給年額ニ代ヘ在職最終ノ俸給年額(軍人及準軍人ニ付テハ恩給法別表第一號表ノ金額)ニ依ル

前項ニ規定スル退職又ハ死亡前一年間ノ俸給年額ハ恩給法第五十九條ノ二規定ヲ準用シテ之ヲ算出ス恩給法第四十五條ノ規定ニ依リテ普通恩給ヲ受クヘキ所定ノ年數ニ滿タサル在職年ノ者ニ給スル普通恩給及其ノ遺族ニ給スル扶助料ニ付テハ當該所定ノ年數ニ滿タサル年月數ハ分擔請求額計算上之ヲ當該恩給ノ分擔者ニ歸スヘキ在職年ト看做ス

分擔請求額ニ付在職年數ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ割合ニ依リ其ノ基礎タル在職年月數ニ加算ス

- 一 恩給法第六十二條第三項ノ規定ニ依リ加給スヘキ場合ニ於テハ加給セラルヘキ勳績在職年ノ一年ニ付一年
- 二 恩給法第六十條第三項、第六十一條第四項、第六十一條ノ二第四項、第六十二條第七項、第六十

軍豫備生徒並海軍豫備練習生ニシテ軍人ニ非サルモノヲ謂フ

第八條 恩給法第二十二條第二項ノ在外指定學校ハ外務大臣及文部大臣之ヲ指定ス但シ關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ指定ス

第九條 恩給法第二十二條第三項ノ準教育職員トハ教授心得、助教授心得、教諭心得、助教諭心得、准訓導及判任官ノ待遇ヲ受ケサル保姆ニシテ專任教員タルモノヲ謂フ

第十條 恩給法第二十四條第三號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 道路管理職員制ニ依ル職員
- 二 地方土木職員制ニ依ル職員
- 三 地方產業職員制ニ依ル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)
- 四 地方測候所職員制ニ依ル職員
- 五 地方學校衛生職員制ニ依ル職員(大正十四年勅令第五十三號ヲ以テ追加)

- 六 地方社會教育職員制ニ依ル職員（大正十五年勅令第三百四號ヲ以テ追加）
- 七 地方社會事業職員制ニ依ル職員（同上）
- 八 地方建築職員制ニ依ル職員
- 八ノ二 地方警察職員制ニ依ル職員
- 八ノ三 地方體育運動職員制ニ依ル職員
- 九 防疫職員制ニ依ル職員
- 十 税關官制第二十六條ノ規定ニ依ル職員（大正十三年勅令第四百七號ヲ以テ改正）
- 十一 臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員
- 十二 廳府縣衛生職員制ニ依ル職員
- 十三 癩瘻養所職員制ニ依ル職員
- 十四 家畜防疫職員制ニ依ル職員（大正十五年勅令第三百四號ヲ以テ追加）
- 十五 朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、産業衛生、社會事業又ハ測候ニ關スル事務又ハ技術ニ從事スル職員（府費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）
- 十六 臺灣地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、衛生産業、物産検査、社會事業又ハ社會教育ノ事務又ハ技術ニ從事スル職員（市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）（大正十二年勅令第五百二十號ヲ以テ改正）
- 十七 關東州地方待遇職員令ニ依ル地方ノ産業、土木、衛生、教育又ハ行政ニ關スル事務又ハ技術ニ從事スル職員（大正十四年勅令第五十三號ヲ以テ追加）
- 第十一條 恩給法第二十四條第四號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ
 - 一 造幣醫、專賣醫及專賣、專賣藥劑師
 - 二 陸軍ノ通譯ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
 - 三 靖國神社附屬遊就館職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
 - 四 鐵道醫
 - 五 北海道廳事業手
 - 六 朝鮮ニ於ケル監獄ノ藥劑師、鐵道醫及鐵道藥劑師並臺灣ニ於ケル監獄醫及警察醫（同上及大正十五年勅令第三百四號ヲ以テ改正）
 - 七 臺灣又ハ關東州ニ於ケル検査員及檢疫醫員
- 第十二條 恩給法第三十二條第一項第一號ノ規定ニ依

- リ從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ例ニ依ル
 - 一 戰爭開始後戰地ニ到リタル者ニ付テハ戰地ニ到ルヘキ事由ノ生シタル當時所在スル地ノ屬スル地域ヲ離レタル月ヨリ加算ス
 - 二 戰爭中戰地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ其ノ歸還スヘキ地ノ屬スル地域ニ到着シタル月迄加算ス
- 前項ノ地域トハ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島及之ニ準スヘキ外國ノ地區ヲ謂フ
- 恩給法第三十二條第一項第二號ノ規定ニ依リ從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外左各號ノ例ニ依ル
 - 一 動員（之ニ準スルモノヲ含ム）部隊ニ編入セラレタル者ニ付テハ編入ノ月、動員（之ニ準スルモノヲ含ム）下令前ヨリ其ノ部隊ニ在リタル者ニ付テハ其ノ下令ノ月ヨリ加算ス
 - 二 戰爭開始後職務ニ服スヘキ地ニ到リタル者及戰爭中其ノ地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス
- 前三項ノ規定ハ恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依
- ル加算ニ付之ヲ準用ス
- 第十三條 恩給法第三十五條ノ規定ニ依リ償成加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外公務員償成ノ爲内國ヲ出發シタルトキハ内國ヲ離レタル月ヨリ加算シ償成ノ終了後直ニ内國ニ歸還シタルトキハ内國歸者ノ月迄加算ス
- 第十四條 恩給法第三十六條ノ規定ニ依リ航空加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル
 - 一 同月内ニ於テ飛行時數五時間以上飛行機ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキ又航空機ニ搭乘シ特ニ危険ト認ムル航空試験ニ從事シタルトキハ其ノ一月ニ一月半
 - 二 同月内ニ於テ飛行時數一時間以上飛行機ニ搭乘シ又ハ五時間以上航空船、航行中ノ艦、聚留ノ氣球若ハ自由氣球ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付一月
 - 三 前二號ニ掲クルモノヲ除クノ外航空機ニ搭乘シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付半月
- 第十五條 恩給法第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陲又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第二

號表ニ依ル

第十六條 邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到着シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル

前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

第十七條 恩給法第三十八條ノ規定ニ依ル不健康業務

ノ加算ハ一月ニ付半月トス其ノ業務左ノ如シ

- 一 有毒ノ瓦斯若クハ蒸氣、爆藥類又ハ危険ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ従事スル勤務ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノ
- 二 排水量千噸以下ノ在役ノ驅逐艦、水雷艇若ハ掃海艇乗員トシテノ勤務又ハ鐵道事業ニ於ケル蒸氣機關車乗員トシテノ現業勤務
- 三 炭坑内切羽ニ於ケル連續的現業勤務
- 四 肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ従事スル勤務

職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

第二十條 恩給法第四十四條ノ本俸ニ準スヘキモノト

ハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 年功ニ因ル加俸
 - 二 府縣知事ノ指定地加俸
 - 三 官立又ハ公立ノ大學ノ教授又ハ助教ノ職務俸
 - 四 第一號ニ掲クルモノヲ除クノ外市町村立小學校教員加俸令ニ依ル加俸
 - 五 警察監獄職員ノ精勤加俸及功勞加俸
- 第二十一條 恩給法第四十八條第一項第一號ニ規定スル流行病及地域ハ別表第三號表ニ依ル
- 第二十二條 恩給法第四十八條第一項第二號ノ流行病ノ種類左ノ如シ
- 一 マラリア(黒水熱ヲ含ム)
 - 二 猩紅熱
 - 三 コレラ
 - 四 脚氣(戰地ニ限ル)
 - 五 發疹チフス

四〇

前項ノ規定スル業務ニ從事中引續キ三十日以上服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテ不健康ノ業務ノ加算ヲ爲サス

第十八條 恩給法第三十九條ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千哩ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第十九條 航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸省シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ内國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸省ニ際シ内國港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ到着シタル月迄加算ス

航海中引續キ三十日以上航行セサルトキハ全ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

第十九條ノ二 恩給法第四十條ノ二ニ規定スル期間一月以上ニ互ルトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル總テノ場合ヲ謂フ但シ現實ニ

六 腸チフス

七 パラチフス

八 ベスト

九 回歸熱

十 赤痢

十一 流行性腦脊髄膜炎

十二 流行性感胃

十三 肺ヂストマ病

十四 トリパノゾーム病

十五 ワイルス氏病

十六 カラアザール

十七 黃熱

第二十三條 恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依ル戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痕疾病トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 戰地ニ於テ勤務中敵ノ設置若ハ遺棄シタル危險物ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因ル傷痕疾病
- 二 暴徒襲撃又ハ集團ヲ爲ス馬賊海賊蕃人討伐中等ノ敵對行動ニ因ル又ハ敵對行動中ノ不可抗力ニ因

ル傷疾疾病

- 三 外國ノ交戦若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ勤務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戦又ハ擾亂ニ因ル傷疾疾病
 - 四 航空機ニ乗シ航空勤務中又ハ潜水艦ニ乗シ潜航勤務中ノ不可抗力ニ因ル傷疾疾病
 - 五 職務ヲ以テ凶賊又ハ脱獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危険ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷疾疾病
 - 六 職務ヲ以テコレラ又ハベストノ防疫診療又ハ看護ニ直接従事シ之ガ爲罹リタル該疾病
 - 七 急流其ノ他生命ノ危険ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル潜水勤務ニ因ル傷疾疾病
- 第二十四條 恩給法第四十九條第二項ノ規定ニ依リ不具療疾ノ程度ヲ分チテ左ノ七項トス
- 特別項症
- 一 常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ
 - 二 重大ナル精神障碍ノ爲常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要スルモノ

三 身體諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

第一項症

- 一 複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ
 - 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ
 - 三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ
 - 四 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
 - 五 肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ
 - 六 膝關節以上ニテ兩上肢ヲ夫ヒタルモノ
- 第二項症
- 一 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ
 - 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ
 - 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
 - 四 兩耳全ク聾シタルモノ
 - 五 腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ

第六項症

- 一 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ大ニ妨アルモノ
 - 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サル者
 - 三 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
 - 四 一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ
- 前項ノ各症ニ該當セサル傷疾疾病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ査定ス
- 視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル
- 第二十四條ノ二 恩給法第四十九條第二項ニ規定スル傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ四款トス

第一款症

- 一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
 - 二 一耳聾シタルモノ
 - 三 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
 - 四 一側拳丸ヲ全ク失ヒタルモノ
- 第二款症

第三項症

- 一 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 兩拳丸ヲ全ク失ヒタルモノ
- 三 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 四 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
- 五 兩耳ノ聽力カ耳殼ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ

第四項症

- 一 泌尿器ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 三 腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ
- 四 足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症

- 一 鼻ヲ失ヒ其ノ機能ニ大ニ妨アルモノ
- 二 頭部顔面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ
- 三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 四 一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

- 一 一耳ノ聽力カ耳設ニ接セサレハ大聲ヲ解シ得サルモノ
- 二 一側指ノ機能ヲ廢シタルモノ

第三款症

- 一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ
- 二 一耳ノ聽力カ十センチメートル以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得サルモノ
- 三 一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第四款症

- 一 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 二 一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 三 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
- 四 一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

第二十四條ノ三 恩給法第五十八條第一項第四號ニ規定スル恩給外ノ所得ハ恩給受給者カ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ住所又ハ一年以上

四四

ノ居住ヲ有スル場合ノ所得ニ限ル但シ左ニ掲クル所得ハ右地域内ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルトキト雖之ヲ所得中ニ算入ス

- 一 恩給受給者カ右地域内ニ有スル資産又ハ營業ヨリ生スル所得
- 二 右地域内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ恩給受給者ノ受クル利益若ハ利息ノ配當剩餘金ノ分配又ハ俸給、賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與

恩給受給者カ前項ノ地域内ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スルトキハ右地域外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生スル所得ト雖之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外セス

第二十四條ノ四 前條第一項第二號ニ掲クルモノ以外ノ恩給外ノ所得ハ所得税法ニ規定スル個人ノ第三種所得ト同範圍トス

所得税法第十八條第一號乃至第五號ニ掲クル所得ハ之ヲ恩給外ノ所得中ヨリ除外ス

第二十四條ノ五 恩給外ノ所得ノ計算ニ關シテハ所得税法第十四條第一項及第二項並所得税法施行規則第

七條及第八條ノ規定ヲ準用ス

第二十四條ノ六 恩給外ノ所得ハ毎年稅務署長ノ調査ニ依リ裁定官廳之ヲ決定ス

裁定官廳ハ恩給外ノ所得ノ調査ヲ要スル恩給受給者ノ氏名、住所又ハ居所及恩給年額ヲ稅務署長ニ通知スヘシ

稅務署長恩給外ノ所得ノ調査ヲ結了シタルトキハ之ヲ裁定官廳ニ報告スヘシ

前三項中稅務署長トアルハ朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ在リテハ各其ノ地域ニ於ケル稅務官署トス

第二十四條ノ七 恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止ハ恩給外ノ所得ノ決定ニ基キ其ノ年七月一日ヨリ翌年六月三十日ニ至ル期間分ノ恩給ニ付テ之ヲ爲ス但シ其ノ前年以前ノ分ノ恩給ニ付停止ヲ爲スヘキ場合ニ於テ恩給ノ請求又ハ裁定ノ遅延ニ依リ一般ノ手續ニ依リテ恩給外ノ所得ヲ調査決定スルコトヲ得サルトキハ前條ニ規定スル調査決定ノ機關ハ其ノ分ニ付テハ一般ノ場合ニ準シ臨時ニ恩給外ノ所得ヲ調査決定ス此ノ場合ニ於テハ其ノ

停止額ハ後ノ恩給支給額中ヨリモ之ヲ控除スルコトヲ得

恩給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル年分ノ恩給ニ付テハ恩給法第五十八條第一項第四號ノ規定ニ依ル恩給ノ一部停止ノ手續ヲ行ハス

恩給外ノ所得額ノ増加又ハ更訂アリタルトキハ恩給ノ停止額モ之ヲ更正ス

恩給給與ノ止ムヘキ事由ノ生シタル場合ニ於テハ恩給ノ停止ハ其ノ事由ノ生シタル月分迄ノ恩給ニ付テ之ヲ爲ス

第二十四條ノ八 年額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ朝鮮、關東州若ハ南洋群島ニ住所若ハ一年以上ノ居所ヲ有シ又ハ同地域ニ住所若ハ一年以上ノ居所ヲ有セサルモ同地域内ニ有スル資産若ハ營業ヨリ生スル所得ヲ得ルモノハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ裁定官廳カ内閣恩給局長ナルトキハ夫々朝鮮總督府、關東州又ハ南洋廳ヲ經由シテ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ裁定官廳カ地方長官ナル場合ニ於テ恩給受給者カ裁定官廳ノ管轄内ニ住所又ハ居所ヲ有スルトキハ直接ニ裁定官廳ニ然ラサルト

キハ住所若ハ居所又ハ資産若ハ營業ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ

年額千圓以上ノ恩給ヲ受クル者ニシテ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋羣島ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セスシテ第二十四條ノ三第一項但書第二號ニ規定スル所得ヲ得ルモノハ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ直接ニ裁定官廳ニ其ノ申告ヲ爲スヘシ

第二十四條ノ九 恩給法第五十九條ノ二ニ規定スル退職前一年内ノ俸給ヲ計算スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ例ニ依ル

- 一 初任ノ月ニ於テ日割計算ヲ以テ俸給ヲ給セラレタル場合ニ於テモ全月分ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス
- 二 月ノ中途ニ於テ昇給アリタルトキハ昇給後ノ俸給額ヲ以テ其ノ月ノ俸給額トス
- 三 休職、罰俸等ノ事情ニ依リ本來給與セラルヘキ俸給ニ比シ一時的ニ少額ヲ給セラレタル場合ニ於テモ本來給與セラルヘキ俸給額ニ依ル

第二十四條ノ十 恩給法第五十九條ノ二第一項但書ニ規定スル一級ノ昇給ニ付テハ左ノ例ニ依ル

- 一 一級俸ノ定アル場合ニ於テ當分給トシテ給與級俸ヨリ少額ノ俸給ヲ給セラレタル者ニ付テハ給與級俸ノ直近上位ノ級俸ノ額ニ給與級俸ニ對シ當分俸給カ有スル割合ヲ乘シタルモノ（圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム）ヲ以テ當分俸給ニ對スル一級上位ノ俸給額トス級俸ノ定アル場合ニ於テ月俸七十五圓未滿ノモノニ付級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定メ之ヲ給與シタルトキ亦同シ
 - 二 同一級俸ニ付上下ノ區分アル場合ニ於テハ其ノ上俸ハ之ヲ下俸ニ對スル一級上位ノ遺給ト看做ス
 - 三 轉官職ニ依リ昇給ヲ來ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル級俸中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一級上位ノ俸給トス但シ其ノ額カ前官職ニ付給セラレタル俸給ニ其ノ百分ノ十五ヲ加ヘタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ一級上位ノ俸給ト看做ス
- 第二十五條 準文官ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

一 高等官ノ試補ハ判任官一級トシ判任官見習ハ同四等トス

二 國庫ヨリ俸給ヲ有セサル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ官等等級ニ依ル

第二十六條 準軍人ノ公務傷病等ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生ハ判任官一等等トス
- 二 前號ニ掲ケサル陸軍ノ士官候補生、陸軍士官學校生徒、海軍兵學校生徒、海軍機關學校生徒、海軍經理學校生徒及海軍豫備生徒ハ判任官三等等トス
- 三 前二號ニ掲ケサル陸海軍諸生徒及海軍豫備練習生ノ階等ハ兵ニ準ス

第二十七條 教育職員及準教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 教育職員ノ階等ハ其ノ官等等級又ハ待遇官等等級ニ依リ勲任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル
- 二 準教育職員ノ階等ハ公立學校職員待遇官等等級

令別表第二表ノ例ニ準ス

第二十八條 警察監獄職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ判任官四等トス但シ警部補ハ其ノ等級ニ依ル

第二十九條 待遇職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ階等ハ其ノ待遇官等等級ニ依リ勲任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモ官等等級ノ定ナキ者ハ各其ノ最下位ノ官等等級ニ依ル

第三十條 恩給法第六十二條第五項ニ規定スル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 師範學校
- 二 高等女學校
- 三 專門學校令ニ依ラサル實業學校（實業補習學校ヲ除ク）
- 四 中學校又ハ前二號ニ掲クル學校ニ準スヘキ學校
- 五 實業補習學校教員養成所
- 六 朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル中學校又ハ第一號乃至第三號若ハ第五號ニ掲クルモノニ準スヘキモノ
- 七 在外指定學校ニシテ中學校又ハ第一號乃至第三號ニ掲クル學校ニ準スヘキモノ

第三十條ノ二 恩給法第六十四條ノ二但書ノ規定ニ依ル一側指ノ返還ハ之ヲ負擔シタル國庫、府縣其ノ他ノ機關ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ再就職ノ月ノ翌月ヨリ一年内ニ一時ニ又ハ分割シテ之ヲ完了スヘシ

前項ノ規定ニ依リ一時恩給ノ全部又ハ一部ヲ返還シ失格原因ナクシテ再在職ヲ退職シタルニ拘ラス普通恩給ヲ受ケタルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ一時恩給ノ返還ヲ受ケタル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ返還者ニ還付スヘシ

第三十一條 恩給法第六十六條第四項ノ規定ニ依リ傷病賜金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ六目トス

- 第一目症
- 一 一眼ノ視力カ〇・一ニ滿タサルモノ
 - 二 一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 第二目症
- 一 一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ
- 第三目症
- 一 一眼ノ視力カ〇・一ニ滿タサルモノ
 - 二 一耳ノ聽力カ四十センチメートル以上ニテハ

- 聾語ヲ解シ得サルモノ
- 三 一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ
 - 四 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

- 第四目症
- 一 一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ
 - 二 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 第五目症
- 一 一眼ノ視力カ〇・三ニ滿タサルモノ
 - 二 一耳ノ聽力カ一メートル以上ニテハ聾語ヲ解シ得サルモノ

- 三 一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
 - 四 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ全ク失ヒタルモノ
- 第六目症
- 一 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
 - 二 前目ノ各症ニ次ク症ヲ殘シタルモノ

第二十四條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ

程度ノ査定ニ付之ヲ準用ス

第三十二條 第十六條ノ規定ハ恩給法第九十一條又ハ九十二條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第三十三條 恩給法第九十六條ノ規定ニ依リ在職最終俸給年額ニ増加スヘキ金額ハ別表第四號表ノ區分ニ依ル

第三十四條 削除

第三十五條 廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在ル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ任セラレタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ之ヲ勳績ト看做ス

(大正十五年勅令第三百四號ヲ以テ改正)

第三十六條 恩給法第一百一條ノ規定ニ依ル增額ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 軍人以外ノ公務員ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル俸給カ大正九年七月三十一日以前ノ俸給令ニ依ルモノナルトキハ別表第四號表ノ區分ニ依リ増加シタル金額ヲ俸給年額ト爲シ、其ノ他

ノモノナルトキハ在職最終ノ俸給年額ヲ基礎トシテ恩給法第六十條、第六十三條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ

扶助料ノ年額トス

二 軍人又ハ準軍人ノ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ別表第五號表ニ依リ當該軍人又ハ準軍人ノ際等ヲ定メ恩給法第六十一條及第七十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給又ハ扶助料ノ年額トス

三 增加恩給ノ年額ヲ更正スル場合ニ於テハ退職當時ノ階等並別表第六號表ニ依リ定メタル傷病ノ原因及不具廢疾ノ程度ニ從ヒ恩給法第六十五條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ增加恩給ノ年額トス但シ陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ對スル最高俸ヲ受ケタルモノノ階等ハ之ヲ尉官トシ名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス

第二十五條乃至第二十九條ノ規定ハ增加恩給年額ノ更正ニ付之ヲ準用ス

四 執達吏ノ恩給ヲ更正スル場合ニ於テハ第一號ノ

四九

規定ニ依ラス六百圓ヲ俸給年額ト看做シ恩給法第六十條ノ規定ニ依リ算出シタル年額ヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス

前項ノ増加ヲ爲ス場合ニ於テハ外國勤務ニ因ル加給ハ之ヲ爲サス

三十七條 恩給法第百二條ノ規定ニ依リ普通恩給又ハ遺族ノ扶助料ノ年額ヲ増加スル場合ニ於テハ其ノ年額算出ノ基礎ト爲リタル退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ヲ別表第七號表ニ依リ假定俸給年額ニ増加シ之ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給年額ト看做シ之ニ恩給法第百一條ノ規定ヲ適用ス

附 則

第三十八條 本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條 左ノ命令ハ之ヲ廢止ス

- 一 明治二十四年勅令第二百四十八號
- 一 明治二十七年勅令第五十二號
- 一 明治二十七年勅令第八十一號
- 一 明治二十七年勅令第四百四十五號
- 一 明治三十一年勅令第二百四十四號

- 一 明治三十二年勅令第二百一號
- 一 明治三十三年勅令第四百七十三號
- 一 明治三十三年勅令第四百四號
- 一 巡查看守退職料及遺族扶助料法施行令
- 一 明治三十四年勅令第五十號
- 一 明治三十五年勅令第五百七十七號
- 一 明治四十一年勅令第三百三十七號
- 一 明治四十三年勅令第二百二十七號
- 一 明治四十四年勅令第七十號
- 一 大正六年勅令第二百四十一號
- 一 大正六年勅令第二百四十二號
- 一 大正九年勅令第三百二十三號
- 一 明治十八年第十五號達官吏恩給令附則
- 一 明治十八年第十六號達文官傷病疾病等差例
- 一 明治十八年第四十號達陸軍恩給令附則

第四十條 第十條各號ニ掲クル官制ニ依リ廢止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラレタル官制ニ依リテ判任官以上ノ待遇ヲ受ケタル職員ハ在職年通算ノ關係ニ於テハ之ヲ當該各號ニ掲クル官制ニ依ル職員ト看做ス

附 則

(大正十三年勅令第五十一條)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
從來ノ水雷艇乗員トシテノ勤務ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

附 則

(大正十三年勅令第四百七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
港務部設置制ニ依ル待遇職員ハ仍之ヲ第十條第六號ニ掲クル待遇職員ト看做ス

附 則

(大正十五年勅令第二百四十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(昭和八年九月勅令第二百三十號)

第一條 本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條ノ改正規定中一時恩給及一時扶助料ニ關スル部分、第二十四條ノ二乃至第二十四條ノ八並ニ附則第三條及第四條ノ規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 昭和八年九月三十日以前ニ給與事由ノ生ジタル普通恩給及扶助料ノ分擔ニ付テハ第四條第一項ノ規定ノ改正ニ拘ラズ其ノ分擔請求額ハ仍改正前ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第三條 昭和八年法律第五十號附則(以下單ニ改正法律附則ト稱ス)第七條但書ノ規定ニ依リ給スベキ傷病年金ハ前ニ傷病賜金ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者ニ付テハ之ヲ生ジタル月ヨリ起算シ新ニ受クベキ恩給別表第三號表ノ傷病年金額ヲ以テ其ノ者ノ受ケタル傷病賜金額ヲ除シテ得タル數ニ相當スル年數ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ給セズ

前項ノ年數ノ一年ニ滿タザル部分ハ之ヲ月ニ換算シ月ニ滿タザルモノハ之ヲ切捨ツ

第四條 改正法律附則第九條ニ規定スル場合ニ於テハ左ノ例ニ依ル

- 一 轉官職ニ依リ新官職ニ付前俸給ヨリ多額ノ俸給ヲ給セララルニ至ルトキハ之ヲ昇給ト看做ス
- 二 本俸ト之ニ準ズベキモノトト併セ受クル場合ニ於テ其ノ一ニ付昇給又ハ増額アリタルトキハ改正法律附則第九條ノ規定ニ依リ本俸及之ニ準ズベキモノノ總テニ付同法第五十九條ノ改正規定ヲ適用ス
- 三 俸給ノ法令ニ依ル増額アル場合ニ於テ其ノ増額分ガ恩給法第五十九條ノ規定ノ改正ニ依リ増加シ

又ハ新ニ納付スベキニ至リタル額以上ナルトキニ
 限リ俸給ハ増額セラレタルモノトシ之ニ及バザル
 トキハ其ノ増額ナカリシモノトシテ取扱フ

第五條 改正法律附則第十五條第一項但書ノ規定ニ依
 リ改定普通恩給ヨリ控除スル金額ノ年額ハ改定ニヨ
 リ増額スル金額ノ一分分ト同額トス
 控除ハ控除金額ノ總額ガ一時恩給金額ニ達シタルト
 キヲ以テ之ヲ止ム

第六條 改正法律附則第十七條以下ノ規定ニ依リ同法
 施行後仍削除セラレタル恩給法第九十九條ノ規定ニ
 依ルベキ場合ニ於テ同條ニ規定スル教育事務ニ従事
 スル文官トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

- 一 官立ノ學校又ハ圖書館ノ職員
 - 二 文部省官吏
 - 三 教育事務従事ノ北海道廳、府、縣、郡、島廳、
 朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡島、臺灣總督府、
 臺灣總督府州廳郡市、樺太廳、關東廳又ハ南洋廳
 ノ官吏
 - 四 臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ク
 ルモノ
 - 五 教育事務従事ノ従前ノ區、統監府又ハ關東都督
 府ノ官吏
- 第七條 大正十三年勅令第四百七號附則第二項中「第
 六號」ヲ「第十號」ニ改ム

第二號表
 (一) 三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ

内地	朝鮮	臺灣	樺太	南洋群島	其ノ他
北海道 國後郡 安波移矢 松浦郡	京畿道 富川郡 忠清南道 瑞山郡	臺北州 基隆郡 基隆街ノ内彭佳嶼 街庄ヲ置カサル蕃地中清水、牛閣及	名敷散 大字好香江 安村郡郡郡	各群島 (ベラオ 列島中 ルコロイ 島)	北 樺 太 北 樺 太 北 樺 太 北 樺 太

小笠原島 石川島 占守島 幌加呂島 幌加呂島 幌加呂島	全羅南道 務安郡 七發島 小黒山	松羅溪駐在警察官管轄區域ヲ除キタ 蘇澳郡 蘇澳街ノ内彭佳嶼 蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳	留多別 呂西加 岬能登	ク島ヤンサ ヲツ島イ 除ブ	農龍 井村 安春 街溝 化街 龍化 通化 赤龍 宜龍 沙龍 重龍 成龍 外龍 新龍 西龍 盤龍 新龍 盤龍 嘉龍 蒙龍 嘉龍 蒙龍 嘉龍 蒙龍
長崎縣 南松浦郡 女島	莞島郡 魚籠島 港門島 竹島 下島	蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳	呂西加 岬能登	ク島ヤンサ ヲツ島イ 除ブ	農龍 井村 安春 街溝 化街 龍化 通化 赤龍 宜龍 沙龍 重龍 成龍 外龍 新龍 西龍 盤龍 新龍 盤龍 嘉龍 蒙龍 嘉龍 蒙龍 嘉龍 蒙龍
松浦郡 長門郡 小島郡 長門郡 小島郡 長門郡	松浦郡 長門郡 小島郡 長門郡 小島郡 長門郡	蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳	呂西加 岬能登	ク島ヤンサ ヲツ島イ 除ブ	農龍 井村 安春 街溝 化街 龍化 通化 赤龍 宜龍 沙龍 重龍 成龍 外龍 新龍 西龍 盤龍 新龍 盤龍 嘉龍 蒙龍 嘉龍 蒙龍 嘉龍 蒙龍
長崎縣 南松浦郡 女島	莞島郡 魚籠島 港門島 竹島 下島	蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳 蘇澳街ノ内大南澳	呂西加 岬能登	ク島ヤンサ ヲツ島イ 除ブ	農龍 井村 安春 街溝 化街 龍化 通化 赤龍 宜龍 沙龍 重龍 成龍 外龍 新龍 西龍 盤龍 新龍 盤龍 嘉龍 蒙龍 嘉龍 蒙龍 嘉龍 蒙龍

支	滿洲	南	臺	朝	八	地
(滿洲ヲ除キ香港ヲ含ム)	東	洋	灣	鮮	重	城
那	州	島	灣	鮮	山	表
赤痢、カラアザール	ベスト、猖紅熱、痘瘡、腸チフス、赤痢	マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢、黃熱、デング熱	マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢、デング熱	猖紅熱、痘瘡、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、赤痢、肺デストマ病	マラリア(黒水熱ヲ含ム以下同シ)、赤痢	第三號表
						流
						行
						病

右ニ掲クル地方	甲仙庄
鐵道沿線	屏東郡
五里以内ニ在ル	六龜庄(大字新威ヲ除ク)
地ハ之ヲ除ク	潮州郡
	枋山庄
	恆春郡
	街庄ヲ置キタル地域全部
	臺東郡
	臺東街ヨリ里龍ニ至ル鐵道沿線
	二里以内ノ地域及其ノ以東ノ地域
	花蓮港ヨリ玉里ニ至ル鐵道沿線
	二里以内ノ地域及其ノ以東ノ區域

天城村大字	阿木野同	平野四阿	木村西阿	木名大西	實久村大字	實久村大字	原方村大字	嘉鐵字皆津	沖大東島	大東島	伊古島	宮古島	八重山列島
ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)	ヲ除ク(龜城面)
カウボウ、ラハウ、斷崖駐在警	察官管轄區域	竹東郡	街庄ヲ置カサル蕃地中内灣、カ	ラバ、メカラ、シラ、シラ、シラ、シラ	シイ、ガオ、大隘駐在警察官管轄	シイ、ガオ、大隘駐在警察官管轄	シイ、ガオ、大隘駐在警察官管轄	シイ、ガオ、大隘駐在警察官管轄	シイ、ガオ、大隘駐在警察官管轄	シイ、ガオ、大隘駐在警察官管轄	シイ、ガオ、大隘駐在警察官管轄	シイ、ガオ、大隘駐在警察官管轄	シイ、ガオ、大隘駐在警察官管轄
廣汕頭	廣東	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南
廣汕頭	廣東	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南	雲南

露領西伯利亞 (薩哈連州ヲ含ム)	比律賓諸島	蘭領東印度諸島	佛領印度、馬來半島	英領印度	ペルシヤ	中央亞米利加	南亞米利加	墨西哥	亞弗利加
發疹チフス、腸チフス、バラチフス、ベスト、回歸熱、赤痢	マラリア、コレラ、腸チフス、バラチフス、赤痢	マラリア、コレラ、發疹チフス、ベスト、赤痢	マラリア、コレラ、發疹チフス、ベスト、赤痢	マラリア、コレラ、ベスト、赤痢、カラアザール	マラリア、猖狂熱、發疹チフス、腸チフス、バラチフス、回歸熱、赤痢	マラリア、腸チフス、バラチフス、赤痢、黃熱	マラリア、發疹チフス、黃熱	マラリア、ベスト、回歸熱、赤痢、トリベノゾーム病、黃熱	マラリア、ベスト、回歸熱、赤痢、トリベノゾーム病、黃熱

第四號表

陸軍恩給令	軍人恩給法		從前法	
	親任	高	親任	高
大將	親任一等	將官及相當官	親任一等	將官及相當官
中將	二等	佐尉官及相當官	二等	佐尉官及相當官
少將	三等	佐尉官及相當官	三等	佐尉官及相當官
大佐	四等	佐尉官及相當官	四等	佐尉官及相當官
中佐	五等	佐尉官及相當官	五等	佐尉官及相當官
少佐	六等	佐尉官及相當官	六等	佐尉官及相當官
大尉	七等	佐尉官及相當官	七等	佐尉官及相當官
中尉	八等	佐尉官及相當官	八等	佐尉官及相當官
少尉	九等	佐尉官及相當官	九等	佐尉官及相當官
准士	判任	判任官	判任	判任官
曹長	下士	下士官	下士	下士官
軍曹	下士	下士官	下士	下士官
伍長	下士	下士官	下士	下士官
兵卒	兵	兵	兵	兵

第五號表

海軍恩給令	海軍退隱料
大將中將	大將中將
官相同少將	官相同少將
官相同大佐	官相同大佐
官相同中佐	官相同中佐
官相同少佐	官相同少佐
官相同大尉	官相同大尉
官相同中尉	官相同中尉
官相同少尉	官相同少尉
官准士	官准士
士機副	官相同兵一等
樂次水手	官相同兵二等
手長兵	官相同兵三等
屬九海長火長機舟大	官相同兵三等
等軍屬大屬關長端	
水一等	卒一等
水二等	卒二等
水三等	卒三等
銀三水三	卒三等
治等兵等	
水四兵等	卒四等
夫若一兵若一	卒五等
火等水等	

備考
 一 大正九年三月三十一日以前ニ海軍兵曹長同相當官タリシ者ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタルモノハ高等官六等トシ其ノ他ノモノハ高等官七等トス
 一 大正十年三月三十一日以前ニ退職シタル陸軍一等樂長ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタルモノハ高等官六等トス
 一 名譽進級ニ因リ階等ヲ進メラレタル軍人ノ階等ハ名譽進級ニ因ル階等トス
 一 本表ニ該當セサルモノハ陸海軍武官官階及兵級ノ例ニ依ル

第六號表

從前ノ法令	傷病原因		給法
	症狀	等差	
特別 項第一 項第二 項第三 項第四 項第五 項第六	甲		恩給
	乙		
	號		
	特別		
	項第一		
	項第二		
項第三			
項第四			
項第五			
項第六			

海軍退隱令	明治十六年太政官達陸軍恩給令	明治九年太政官達陸軍恩給令	陸軍武官傷疾扶助及ヒ死亡ノ者祭葬並ニ其家族扶助概則	明治四年兵部省陸軍士官兵卒給俸諸定則	軍人恩給法	官吏恩給法施行規則	官吏恩給令附則	官吏恩給法
第十八條	第十九條	第十一條	第一條		第三號表乙號	第十二條	第五條	第十二條
第一號	第一號	第一號	第一號		第十條第二項	第三號表甲號		第十四條
第二號	第二號	第二號	第二號		症項	第一號		
第三號	第三號	第三號	第三號		症項	第二號		
第四號	第四號	第四號	第四號		症項	第三號		
第五號	第五號	第五號	第五號		症項	第四號		
第六號	第六號	第六號	第六號		症項	第五號		
					症項	第六號		
					症項	第七號		
					症項	第八號		
					症項	第九號		
					症項	第十號		
					症項	第十一號		
					症項	第十二號		
					症項	第十三號		
					症項	第十四號		
					症項	第十五號		
					症項	第十六號		

海軍恩給令	第二十條	戰間ノ爲傷疾ヲ受ケタル者	戰間以外ノ公務ニ因リ傷疾ヲ受ケタル者
市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則	第十五條	第一號 第二號 第三號 第四號 第五號 第六號	第一號 第二號 第三號 第四號 第五號 第六號
公立學校教員退職料及遺族扶助料支給規則	明治二十年閣令第八號 明治二十五年文部省令第一號 明治三十五年文部省令第十七號	項第一 項第二 項第三 項第四 項第五 項第六	項第一 項第二 項第三 項第四 項第五 項第六
臺灣ニ在勤スル學校教員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料支給規則	第十六條	項第一 項第二 項第三 項第四 項第五 項第六	項第一 項第二 項第三 項第四 項第五 項第六
巡查看守退隱及遺族扶助料法施行令	第一條	號第一 號第二 號第三 號第四 號第五 號第六	號第一 號第二 號第三 號第四 號第五 號第六
巡查看守給助例	第四條	號第一 號第二	號第一 號第二

備考 明治三十五年勅令第四十一號ニ定メタル事件ノ爲受ケタル傷疾ハ之ヲ戰間ニ準スヘキ公務ニ因ル傷疾ト看做ス

第七號表

高等官及同待遇	判任官及同待遇
退職又ハ死亡當時ノ俸給年額	退職又ハ死亡當時ノ俸給年額
九、六〇〇	一、二〇〇
六、〇〇〇	九〇〇
五、〇〇〇	七二〇
四、五〇〇	六〇〇
四、〇〇〇	五〇〇
三、六〇〇	四八〇
三、五〇〇	四二〇
三、三〇〇	三百六十圓以下
三、〇〇〇	三百二十四圓以下
二、八〇〇	二百七十六圓以下
二、六〇〇	二百二十八圓以下
二、五〇〇	百八十圓以下
二、四〇〇	百三十二圓以下
二、〇〇〇	
一、八〇〇	
一、六〇〇	
假定俸給年額	假定俸給年額
一、二〇〇〇	一、四四〇
八、〇〇〇	一、一四〇
六、〇〇〇	九〇〇
五、五〇〇	七八〇
五、〇〇〇	六六〇
四、五〇〇	六〇〇
四、二〇〇	五一六
四、〇〇〇	八十四圓ヲ加ヘタル額
三、七〇〇	七十二圓ヲ加ヘタル額
三、五〇〇	六十圓ヲ加ヘタル額
三、二〇〇	四十八圓ヲ加ヘタル額
三、〇〇〇	三十六圓ヲ加ヘタル額
二、七〇〇	二十四圓ヲ加ヘタル額
二、五〇〇	
二、二〇〇	
二、〇〇〇	
一、八〇〇	
一、六〇〇	

一、五〇〇	一、八〇〇
一、四〇〇	一、七〇〇
一、三〇〇	一、六〇〇
一、二〇〇	一、五〇〇
一、一〇〇	一、四〇〇
一〇〇	一、三〇〇
九〇〇	一、二〇〇
八〇〇	一、一〇〇
七〇〇	一〇〇
六〇〇	八五〇
五〇〇	七五〇
四五〇	六〇〇
四〇〇	五五〇
三〇〇	四〇〇

備考

一 本表ノ俸給額ニハ加俸ヲ包含セス恩給年額算出ノ基礎ト爲リタル加俸ハ其ノ實額ニ依ル
 一 本表ニ該當セサル俸給ニ付テハ之ニ其ノ俸給年額ノ二割五分ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノヲ以テ假定俸給年額トス但シ其ノ額カ實俸給年額ニ最モ近キ本表中ノ上級俸給年額ニ對スル假定俸給額ヲ超過スルトキハ之ヲ當該上級俸給年額ニ對スル假定俸給年額ニ止ム

三、恩給給與規則(大正十二年八月二十二日勅令第三百六十九號)

附本 昭和八年九月第二三七號改正

第一章 恩給ノ請求

第一條 普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受ケムトスル者ハ普通請求書、增加恩給請求書又ハ傷病年金請求書ヲ退職當時ノ本屬廳ヲ經テ裁定官廳ニ差出スヘシ

第二條 前條ノ恩給請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 在職中ノ履歴書
- 二 戶籍抄本(之ニ準スヘキモノヲ含ム以下同シ)(退職後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ)
- 增加恩給請求書又ハ傷病年金請求書ニハ前項各號ニ掲クル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ
 - 一 傷痍疾病カ公務ニ起因シタルコトヲ認ムルニ足ルヘキ書類(例ヘハ現認者ノ現認證明書、所屬長ノ事實證明書等)
 - 二 症狀ノ經過ヲ記載シタル書類
 - 三 請求當時ニ於ケル診斷書

恩給ヲ改定スル場合ニ於テ前ニ恩給證書ヲ受ケタルコトアルトキハ前二項各號ニ掲クル書類ノ外其ノ恩給證書ヲ添附スヘシ

第三條 恩給法第五十條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ再審査ヲ請求スル者ハ再審査請求書ニ前條第二項

第二號及第三號ニ掲クル書類ヲ添ヘ裁定官廳ニ之ヲ差出スヘシ再審査ノ請求アリタル場合ニ於テ裁定官廳ハ必要ト認ムルトキハ其ノ指定スル醫師ノ現在症狀證明書ノ提出ヲ請求者ニ命スルコトヲ得

第四條 一時恩給ヲ受ケムトスル者ハ一時恩給請求書ニ在職中ノ履歴書ヲ添附シ退職當時ノ本屬廳ヲ經テ

裁定官廳ニ之ヲ差出スヘシ

第五條 傷病賜金ヲ受ケムトスル者ハ傷病賜金請求書ニ第二條第二項各號ニ掲クル書類ヲ添附シ陸軍軍人

ニ在リテハ陸軍大臣、海軍軍人ニ在リテハ海軍大臣ヲ經テ内閣恩給局長ニ之ヲ差出スヘシ

第六條 扶助料ヲ受ケムトスル者ハ扶助料請求書ヲ裁定官廳ニ差出スヘシ但シ第七條、第八條第一項第二

號又ハ第十條第二項ノ規定ニ依リ扶助料請求書ニ公務員(公務員ニ準スヘキモノヲ含ム以下同シ)ノ在職

中ノ履歷書ヲ添附スヘキ場合ニ於テハ公務員ノ本屬
廳ヲ經テ之ヲ差出スヘシ

第七條 恩給法第七十三條第一項第一號ノ規定ニ依リ

第一次ニ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料ヲ
請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添
附スヘシ

- 一 公務員ノ在職中ノ履歷書
- 二 請求者ノ戸籍謄本（之ニ準スヘキモノヲ含ム以
下同シ）（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係
ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

前項ノ場合ニ於テ公務員前ニ恩給證書ヲ受ケタルコ
トアルトキハ前項各號ニ掲クル書類ノ外其ノ恩給證
書ヲ添附スヘシ

第八條 恩給法第七十三條第一項第二號ノ規定ニ依リ

第一次ニ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料ヲ
請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添
附スヘシ

- 一 公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ經タルトキハ其
ノ恩給證書及請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時
以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

二 公務員カ未ダ普通恩給ノ裁定ヲ經サルトキハ前
條第一項各號ニ掲クル書類

前條第二項ノ規定ハ前項第二號ニ掲クル書類ヲ添附
スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 前二條ノ場合ニ於テ公務員ノ死亡カ公務ニ因
ル傷疾疾病ニ起因スルトキハ前二條ノ規定ニ依ルノ
外扶助料請求書ニ第二條第二項第一號及第二號ニ掲
クル書類並死亡者ノ死亡診斷書又ハ屍體檢案書ヲ添
附スヘシ前項ノ死亡診斷書又ハ屍體檢案書ヲ添附ス
ルコトヲ得サル場合ニ於テハ死亡ノ事實ヲ證スル公
ノ證明書ヲ添附スヘシ

第十條 恩給法第七十三條第一項各號ノ規定ニ依リ第

二次以下ニ於テ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶
助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書
類ヲ添附スヘシ

- 一 前扶助料權者カ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタ
ルコトヲ證スル書類
- 二 前扶助料權者ノ扶助料證書
- 三 請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求
者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

前項ノ場合ニ於テ前項扶助料權者カ未ダ扶助料ノ裁
定ヲ經サルトキハ前項第一號ニ掲クル書類及前扶助
料權者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ添附スルコトヲ要
スル書類ヲ添附スヘシ

第十一條 恩給法第七十四條第二項ニ規定スル扶助料

ヲ請求スル場合ニ於テハ第七條乃至前條ノ規定ニ依
ルノ外扶助料請求書ニ不具瘵疾ヲ證スル診斷書及生
活資料ヲ得ルノ途ナク且扶養スル者ナキコトヲ證ス
ル市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書ヲ添附スヘ
シ

第十二條 恩給法第七十八條ノ規定ニ依リ扶助料ノ停

止ヲ申請スル者ハ扶助料停止申請書ニ左ノ書類ヲ添
附シ裁定官廳ニ之ヲ差出スヘシ

- 一 扶助料權者ノ所在不明ナルコトヲ證スル公ノ證
明書
- 二 請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求
者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

前項ノ場合ニ於テハ同時ニ恩給法第七十九條ノ規定
ニ依ル扶助料轉給ノ請求ヲ爲スヘシ

第十三條 恩給法第七十九條ノ規定ニ依リ扶助料ノ轉

給ヲ請求スル者ハ其ノ事由ヲ記載シタル扶助料轉給

請求書ニ請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ
請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）ヲ添附シ裁
定官廳ニ之ヲ差出スヘシ但シ前條ノ規定ニ依リ請求
者ノ戸籍謄本ヲ添附シタル場合ニ於テハ其ノ添附ヲ
要セス

第十四條 恩給法第八十一條又ハ第八十二條ノ規定ニ

依リ一時扶助料ヲ受ケムトスル者ハ一時扶助料請求
書ヲ裁定官廳ニ差出スヘシ但シ第十四條第二號又ハ
第十六條ノ規定ニ依リ一時扶助料請求書ニ公務員ノ
在職中ノ履歷書ヲ添附スヘキ場合ニ於テハ公務員ノ
本屬廳ヲ經テ之ヲ差出スヘシ

第十五條 恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料

ヲ請求スル場合ニ於テハ一時扶助料請求書ニ不具瘵
疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナク且扶養
スル者ナキコトヲ證スル市町村長又ハ之ニ準スヘキ
者ノ證明書ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ經タルトキハ其
ノ恩給證書及請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡當時
ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

二 公務員カ未ダ普通恩給ノ裁定ヲ經サルトキハ公務員ノ在職中ノ履歴書及請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)

第十六條 恩給法第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ一時扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スヘシ
一 公務員ノ在職中ノ履歴書
二 請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)

第十七條 恩給法施行令第二條第一項ノ規定ニ依リ恩給ヲ請求スル者ハ恩給ノ請求書ヲ裁定官廳ニ差出スヘシ但シ死亡シタル恩給權者カ恩給ヲ請求ストセハ其ノ本屬廳ヲ經由スヘキ場合ニ於テハ其ノ本屬廳ヲ經由テ之ヲ差出スヘシ

第十八條 前條ノ請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ
一 死亡シタル恩給權者カ恩給ヲ請求ストセハ添付スルコトヲ要スヘキ書類
二 請求者ノ戸籍謄本(死亡シタル恩給權者ノ死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)

請求者前項ノ期間内ニ不備ノ追完ヲ爲ササルトキ又ハ經由廳恩給請求理由ナシト認メタルトキハ經由廳ハ恩給金額計算書ノ作成ヲ省略シ意見ヲ具シ恩給請求書類ヲ裁定官廳ニ送付スヘシ

第二十三條 裁定官廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受けケタルトキハ之ヲ審査シ恩給請求書類ニ不備ノ點ナク且恩給ヲ受クルノ權利アリト認メタルトキハ年金タル恩給ニ付テハ恩給證書ヲ、一時金タル恩給ニ付テハ裁定通知書ヲ請求者ニ交付スヘシ但シ第十七條ノ規定スル恩給ノ請求ニ對シテハ裁定通知書ヲ交付ス裁定官廳ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ點アルコトヲ認メタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備ヲ追完セシムルコトヲ得

請求者前項ノ期間内ニ不備ノ追完ヲ爲ササルトキ又ハ裁定官廳恩給ヲ受クルノ權利ナシト認メタルトキハ裁定官廳ハ理由ヲ附シ其ノ請求ヲ却下スヘシ

第二十三條ノ二 裁定官廳ハ恩給請求書類ニ依リ證明セントスル事實ノ一部ニハ十分ナル心證ヲ得サル場合ニ於テ爭ナキ部分ノ事實ノミヲ以テスルモ尙恩給ヲ給與シ得ルコトヲ認メタルトキハ之ヲ他ノ部分ト

第十九條 恩給法第八十一條ニ規定スル一時扶助料ヲ給セラルヘキ者數人アルトキ又ハ恩給法施行令第二條第一項若ハ第二項ノ相續人數人アルトキハ其ノ中一人ヲ總代者トシテ恩給ノ請求又ハ恩給支給ノ請求ヲ爲スヘシ

第二十條 恩給ノ請求ニ付恩給證書ヲ添附スヘキ場合ニ於テ死亡失其ノ他ノ事由ニ因リテ之ヲ添付スルコトヲ得サルトキハ證據書類ヲ添ヘ其ノ事由ヲ届出ツヘシ

第二十一條 經由廳カ廢止セラレタル場合ニ於テハ書類ハ其ノ廳ノ事務ヲ引繼キタル廳ヲ經由スヘシ

第二章 恩給ノ裁定

第二十二條 經由廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受けケタルトキハ之ヲ調査シ不備ノ點ナキコトヲ認メタルトキハ恩給金額計算書ヲ作り履歴書、證明書其ノ他ノ添付書類ニ付其ノ廳ニ於テ證明シ得ヘキモノハ證明シ速ニ裁定官廳ニ之ヲ送付スヘシ

經由廳ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ點アルコトヲ認メタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備ヲ追完セシムルコトヲ得

切離シ先ツ其ノ事實ノミニ基キ恩給ノ裁定ヲ爲スコトヲ得但シ之ニ因リテ別種ノ恩給ヲ給與スルニ至ルヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ爭アル事實ニ付證ヲ得タルトキハ前裁定ヲ訂正スヘシ

第二十四條 權利者又ハ關係廳ニ於テ恩給證書又ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ證據書類ヲ添附シ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ

第二十五條 裁定官廳ニ於テ恩給證書又ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ認メタルトキハ訂正ノ爲必要ナル手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ關係廳ヲ經由テ權利者ニ通知スヘシ

第二十六條 裁定官廳ハ審査上必要アリト認ムルトキハ請求者又ハ申請者ニ出頭ヲ命シ又ハ必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第三章 恩給ノ支給

第二十七條 恩給ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ其ノ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ支給廳ニ呈示スヘシ

第二十八條 年金タル恩給ハ毎年一月、四月、七月、十月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分ヲ支給ス但シ前支給

期月ニ支給スヘカリシ恩給ハ支給期月ニ非サル時期ニ於テモ之ヲ支給ス
 年金タル恩給ヲ受クルノ権利消滅シタル場合ニ於テノ其ノ期ノ支給時期ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第二十九條 支給應ハ年金タル恩給ヲ受クルノ権利ノ消滅シ又ハ停止セラルヘキ原因タル事實アルコトヲ知リタルトキハ其ノ支給ヲ止メ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ

第四章 異動通知

第三十條 普通恩給ヲ受クル者官職ニ就キ恩給法第五十八條第一項第一號ノ規定ニ依リ其ノ恩給ヲ停止セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ就職當時ノ本屬廳ハ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ

第三十一條 年金タル恩給ヲ受クル者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ(刑ノ執行猶豫ノ旨渡ヲ受ケタルトキヲ除ク)又ハ刑ノ執行猶豫ノ旨渡ヲ取消サレタルトキハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル裁判所ハ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ
 第三十二條 年金タル恩給ヲ受クル者國籍ヲ失ヒ、死亡シ又ハ恩給法第八十條ノ規定ニ依リ其ノ恩給ヲ受

クルノ権利ヲ失フ場合ニ於テハ本人、遺族又ハ縁故者ヨリ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ通知スヘシ
 第三十三條 年金タル恩給ヲ受クル者其ノ本籍又ハ現住所ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ届出ツヘシ
 第三十四條 第三十條乃至前條ノ場合ニ於テ裁定官廳ト支給應トカ異ルトキハ裁定官廳ニ對スル通知又ハ届出ハ支給應ヲ經由スヘシ
 第三十四條ノ二 恩給法施行令第一條ノ二第一項ノ規定ニ依リ提出スル戸籍謄本又ハ戸籍抄本及證明書ハ之ヲ提出スヘキ月又ハ其ノ前月現在ニ於ケル受恩給者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノタルコトヲ要ス

第五章 恩給證書ノ返還及再交付

第三十五條 年金タル恩給ヲ受クル者死亡シ若ハ恩給ヲ受クルノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於テ恩給ヲ受クヘキ順位者ナキトキハ恩給證書ヲ占有スル者ハ速ニ裁定官廳ニ之ヲ返還スヘシ
 前項ノ場合ニ於テ死亡其ノ他ノ事由ニ因リ恩給證書ヲ返還シ得サルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ届出ツヘシ

第三十六條 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ證據書類ヲ添ヘ裁定官廳ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第三十七條 恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタルトキハ從前ノ恩給證書又ハ裁定通知書ハ其ノ效力ヲ失フ
 死亡ヲ理由トシテ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタル後從前ノ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ發見シタルトキハ速ニ裁定官廳ニ之ヲ返還スヘシ

第三十八條 年金タル恩給ヲ受クル者其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ恩給證書及戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ裁定官廳ニ届出ツヘシ
 前項ノ場合ニ於テ裁定官廳ハ恩給證書ニ改氏名ノ事實ヲ記載シタル上之ヲ權利者ニ返付スヘシ此ノ場合ニ於テ裁定官廳ト支給應トカ異ルトキハ支給應ヲ經由スヘシ

第六章 具申及裁決

第三十九條 恩給法第十三條第一項ノ具申ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
 第四十條 具申書ニハ左ノ事項ヲ記載シ具申者記名捺

印シ證據書類其ノ他必要ナル書類ヲ添附スヘシ
 一 具申者ノ氏名年齢及住所
 二 對手者タル行政廳
 三 具申ノ趣旨及理由
 第四十一條 具申カ内閣恩給局長以外ノ者カ爲シタル行政處分ニ對スルモノナルトキハ具申書ハ其ノ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ差出スヘシ
 前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ具申書ヲ受取リタル日ヨリ十四日以内ニ辯明書及必要ナル書類ヲ添ヘ内閣恩給局長ニ之ヲ送付スヘシ
 第四十二條 内閣恩給局長ハ必要アリト認ムルトキハ期限ヲ定メ辯明書ニ對スル辯駁書、再度辯明書其ノ他必要ナル書類ヲ差出サシメ又ハ具申者若ハ對手者タル行政廳ノ主任者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得
 第四十三條 裁決ハ理由ヲ附シタル裁決書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
 裁決書ハ具申者及對手者タル行政廳ニ之ヲ送付スヘシ

附 則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條乃至第三條ノ改正規定ヲ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

四、恩給給與細則(大正十二年十月一日閣令第七號)

國庫ノ支辨ニ屬スル恩給中内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則

沿革 昭和八年九月第二號改正

第一條 恩給請求書類ニシテ其ノ提出ニ付經由廳ノ定アルモノハ左ノ區分ニ從ヒ先ツ之ヲ經由廳ニ差出ス

一 本屬廳ヲ經由差出スヘキコトヲ定メタルモノハ高等文官、同待遇、高等官、試補、軍人及準軍人ニ在リテハ所管大臣ニ、判任文官、同待遇ニ在リテハ其ノ身分進退ヲ取扱フ廳ノ長官ニ之ヲ差出ス

二 陸軍大臣又ハ海軍大臣ヲ經由差出スヘキコトヲ定メタルモノ及本屬長官カ陸軍大臣若ハ海軍大臣ナルトキハ聯隊區司令官又ハ所屬隊長ニ之ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ聯隊區司令官又ハ所屬隊長ハ順序ヲ經テ之ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ進達ス

ヘシ

三 在外指定學校職員ノ差出スヘキモノハ所管領事官ニ之ヲ差出ス

第二條 裁定官廳ニ直接ニ差出スヘキコトヲ定メタル書類ハ之ヲ内閣恩給局ニ差出スヘシ

第三條 恩給請求書類ハ概ネ別紙様式(第一號乃至第十五條書式)ニ準シ作成スヘシ

第四條 恩給給與規則第六條ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ直接ニ裁定官廳ニ差出ス場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ハ所管領事館ノ現住、證明ヲ受ケ書留郵便ヲ以テ之ヲ内閣恩給局ニ差出スヘシ

第五條 本屬廳其ノ他ノ經由廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ恩給金額計算書(第十六號乃至第二十一號書式)ヲ作り證據書類ヲ添附シ内閣恩給局ニ送付スヘシ但シ數個ノ經由廳アルトキハ最終ノ經由廳ニ於テ計算書ヲ作成スヘシ

第六條 内閣恩給局ニ於テ給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ貯金局ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スト共ニ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り請求者ニ之ヲ交付スヘシ

第七條 恩給ノ請求ヲ却下シタル場合ニ於テハ内閣恩

給局長ハ請求者ニ對シ直接其ノ旨ヲ通知スルト共ニ其ノ要旨ヲ關係廳ニ通知スヘシ

第八條 内閣恩給局ニ於テ恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依リ誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ貯金局ヲ經テ權利者ニ通知シ又ハ新證書ヲ交付スヘシ

第九條 恩給給與規則第三十一條ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル裁判所ハ別紙様式(第二十二號又ハ第二十三號ノ書式)ニ準シ貯金局ヲ經テ内閣恩給局ニ通知スヘシ

第十條 恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ概ネ別紙様式(第二十四號書式)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添附シ之ヲ内閣恩給局ニ差出スヘシ

一 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ警察官署等ノ公ノ證明書但シ裁定通知書ヲ亡失シタル場合ニ於テハ警察官署ノ公ノ證明ヲ要セス
二 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナル

トキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

第十一條 恩給給與規則ニ依リ支給應ラ經テ内閣恩給局ニ差出スヘキ書類ハ支給郵便局ニ差出スヘシ

第十二條 恩給法施行令第一條ニ規定スル恩給受給權調査票ハ別紙様式(第二十五號書式)ニ準シ作成スヘシ

第十二條ノ二 恩給法施行令第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬長官ハ勤務日誌ヲ作り恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
左ノ閣令ハ之ヲ廢止ス

- 官吏恩給法施行令規則
- 官吏遺族扶助法施行規則
- 軍人恩給法施行規則
- 明治二十四年閣令第二號
- 明治二十四年法律第四號施行規則
- 官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則施行規則

明治三十四年閣令第一號
明治三十五年法律第四十五號施行手續
明治三十九年法律第二十號施行手續
明治四十三年閣令第九號
明治四十四年法律第五十九號施行手續

別 紙

第一號書式

普通恩給請求書
年 月 日 (官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也
退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年 月 日
氏 名 印
内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則
明治二十九年法律第十三號施行規則
在外指定學校職員退職料及遺族扶助料等支給規則
大正十一年閣令第五號

第二號書式

普通恩給 請求書
增加恩給
年 月 日 (官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給及增加恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也
退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年 月 日
氏 名 印
内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第二號書式ノ二

傷病年金請求書

年 月 日 (官職)ヲ退職シ(年 月 日) 役ヲ免セラレ(候ニ付傷病年金ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也)

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名 印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第三號書式

增加恩給請求書

年 月 日 (官職)ヲ退職致候處在職中ノ傷疾(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付增加恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名 印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第三號書式ノ二

傷病年金請求書

年 月 日 (官職)ヲ退職シ(年 月 日) 役ヲ免セラレ(候處在職中ノ傷疾(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付傷病年金改定相成度證據書類相添へ請求候也)

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名 印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第四號書式

扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者

年 月 日 死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名 印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第五號書式

扶助料請求書

前扶助料權者氏名

右者年 月 日 失權候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名 印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第七號書式

一時扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者ノ退職當時ノ官職名

右者年 月 日 死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名 印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第六號書式

一時恩給請求書

年 月 日 (官職)ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名 印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第八號書式

一時扶助料請求書

公務員ノ官職名

右者年 月 日 在職中死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

公務員トノ身分關係

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名 印

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第九號書式

傷病賜金請求書

年月日(官職)ヲ退職シ(年月日)役
ヲ免セラレ(候)ニ付傷病賜金ヲ給與相成度證據書
類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局 氏 名印

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十號書式

扶助料轉給請求書

停止中ノ扶助料權者 氏 名
右者犯 罪ニ因ル扶助料停止期間中扶助料ヲ轉
給相成度證據書類相添へ請求候也

公務員トノ身分關係

本籍地

現住所

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局 氏 名印

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十一號書式

扶助料停止請求書

停止セラレキ扶助料權者 氏 名
右者 年月日以來所在不明ニ付扶助料ヲ停止
相成度證據書類相添へ請求候也

公務員トノ身分關係

申請者 氏

内閣恩給局長氏名殿
申請者 氏 名印

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十二號書式

再審査請求書

年月日退職ニ因リ普通恩給及增加恩給ヲ
給セラレ候處未ダ傷病(疾病)回復セサルヲ以テ再
審査相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局 氏 名印

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十二號書式ノ二

再審査請求書

年月日退職シ 年月日 役ヲ免セ
ラレタル)ニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候處未ダ傷
病(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類
相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年月日

氏 名印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十三號書式

履歴書

年月日記	事官公署名	退職當時ノ官職名	氏 名印

右相違ナキコトヲ證明ス

官職 氏 名印

備考

履歷書ハ二通提出スヘシ
一 學歴、位記、勳記、賞與等ノ記載ヲ要セス
一 官職任免、轉任、階等、昇級等ハ順ヲ逐ヒ間隙
ナキ様ニ詳記スヘシ
一 退職ノ事由ヲ明記スヘシ
一 退職當時ノ所屬廳ノ長ハ他廳ニ關スル事項ニ付
テハ照會ノ上之ヲ詳記スヘシ

第十四號書式

現認證明書

公務員ノ官職名

氏名

右者 年月日 午前(後) 時 地ニ於
テ(何)ニ從事中(何)ニ因リ(何)ノ事情ノ下ニ負
傷(疾病)シタルコトヲ現認候也

住所又ハ官職名

現認者 氏名印

年月日

備考 本證明書ニハ傷病當時ノ狀況ヲ成ルヘク詳細ニ記載シ現認者多数アルトキハ二名以上連名スヘシ

第十五號書式

事實證明書

公務員ノ官職名

氏名

右者 年月日ヨリ(何)ニ從事中 年月日
(何)ノ狀況ニ於テ(何)ニ從事シ 月 日頃ヨリ
(何)ノ症狀アルヲ訴ヘ爾後(何)ノ處置ヲ施シタリ

右證明ス

所屬長 氏名印

年月日

備考 本證明書ニハ公務傷病ノ原因タル事實ヲ詳細ニ記載スヘシ

第十六號書式

前證書 記號番號	前在職年	前職又ハ 前階等	前恩給 額	普通恩給金額計算書	退職年月日	退職ノ事由	在職年數	退職前ノ俸給年額	本俸 加俸 合計	普通恩給金額	請求者ノ退職當時ノ官職名	居住地方 地名	支給局 名
					年月日			本俸 加俸 合計	圓圓圓 錢錢錢	圓圓圓 錢錢錢	氏名	局	
恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額
恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額
恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額	恩給第十條 法第六條 四二ノ依 ルニ控除額

右取調候處相違無之ニ付給與相成度

内閣恩給局長 氏名 殿

官職 氏名印

第十六號書式ノ二

前 記 號 番 號	前 在 職 年	前 職 又 ハ	前 恩 給 額

右取調候處相違無之ニ付給與相成度 年 月 日 官職 氏 名印	退職年月日 退職ノ事由 在職年數 退職給年前額ノ 退職當時ノ階級 恩給年額算出率 公務傷病ノ原因 傷病ニ罹リ 症狀等差 第 項	退職前一年ノ期間 月 數 本俸年(月)額 月數ト月額トノ積	合計 至自 年 年 年 年 年 月 月 月 月 月 日 日 日 日 日 合計 至自 年 年 年 年 年 月 月 月 月 月 日 日 日 日 日 合計 至自 年 年 年 年 年 月 月 月 月 月 日 日 日 日 日	實 在 職 年 內 譯 始 終 期 算 事 由 年 月 數 除 始 終 期 算 事 由 年 月 數	
	增普通恩給金額計算書 居住地方 氏 名 氏 名 年 月 日 生	請求者ノ退職當時ノ官職名 氏 名 年 月 日 生	本俸年(月)額 月數ト月額トノ積	合計 至自 年 年 年 年 年 月 月 月 月 月 日 日 日 日 日 合計 至自 年 年 年 年 年 月 月 月 月 月 日 日 日 日 日 合計 至自 年 年 年 年 年 月 月 月 月 月 日 日 日 日 日	實 在 職 年 內 譯 始 終 期 算 事 由 年 月 數 除 始 終 期 算 事 由 年 月 數
	退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額	退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額	退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額	退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額	退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額

退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額	退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額	退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額	退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額	退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額 退職前一年ノ加俸總額
--	--	--	--	--

前傷病年金證書
記號番號
第 號
金額 圓

右取調候處相違無之ニ付給與相成度 年 月 日 內閣恩給局長 氏 名 殿 官 職 氏 名 印	傷病年金額計算書 退職年月日 年 月 日 兵役免除年月日 年 月 日 除(兵役免)事由 退職當時ノ階等 傷病ニ罹リ タル年月日 年 月 日 公務傷病ノ原因 症狀等差 第 款	居住地方 氏 名 退職當時ノ官職名 氏 名 傷病年金金額 圓	支給郵便局名 局
---	--	---	-------------

退職前ノ給俸額内課											
退職前一年ノ期間			退職前一年ノ期間			退職前一年ノ期間			退職前一年ノ期間		
至	自	至	至	自	至	至	自	至	至	自	至
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
退職前一年ノ加俸總額			退職前一年ノ加俸總額			退職前一年ノ加俸總額			退職前一年ノ加俸總額		
月 數			月 數			月 數			月 數		
本俸年(月)額			本俸年(月)額			本俸年(月)額			本俸年(月)額		
月數ト月額トノ積			月數ト月額トノ積			月數ト月額トノ積			月數ト月額トノ積		
合計			合計			合計			合計		
至自			至自			至自			至自		
年 年 年			年 年 年			年 年 年			年 年 年		
月 月 月			月 月 月			月 月 月			月 月 月		
日 日 日			日 日 日			日 日 日			日 日 日		
在職年內課			在職年內課			在職年內課			在職年內課		
始 終			始 終			始 終			始 終		
年 年 年			年 年 年			年 年 年			年 年 年		
月 月 月			月 月 月			月 月 月			月 月 月		
日 日 日			日 日 日			日 日 日			日 日 日		
事由			事由			事由			事由		
年 年 年			年 年 年			年 年 年			年 年 年		
月 月 月			月 月 月			月 月 月			月 月 月		
日 日 日			日 日 日			日 日 日			日 日 日		

一時恩給金額計算書			退職年月日		退職ノ事由		在職年數		退職前ノ俸給月額		退職當時ノ階等	
便支給郵局名			年 月 日						合計 加俸 本俸			
請求者ノ退職當時ノ官職名			年 月 日						圓 圓 圓			
氏 名			年 月 日						錢 錢 錢			
一時恩給金額			金						圓			
氏 名			名 印									
官職 氏 名			印									

右取調候處相違無之ニ付給與相成度

年 月 日

內閣恩給局長 氏 名 殿

退 職 前 之 俸 給 額 內 課																																																						
退 職 前 一 年 內 之 加 俸 總 額	至自	至自	至自	退 職 前 一 年 內 之 本 俸 總 額	至自	至自	至自	本 俸 年 (月) 額	月 數 下 月 額 下 ノ 積	退 職 前 一 年 ノ 期 間 月 數	退 職 前 一 年 ノ 加 俸 總 額	退 職 前 一 年 內 之 加 俸 總 額																																										
	年	年	年		年	年	年																																															
	月	月	月		月	月	月																																															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>至自</td><td>至自</td><td>至自</td> <td rowspan="2">合計</td> <td>至自</td><td>至自</td><td>至自</td> <td rowspan="2">合計</td> <td>至自</td><td>至自</td><td>至自</td> </tr> <tr> <td>年</td><td>年</td><td>年</td> <td>年</td><td>年</td><td>年</td> <td>年</td><td>年</td><td>年</td> </tr> <tr> <td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td> <td>月</td><td>月</td><td>月</td> <td>月</td><td>月</td><td>月</td><td>月</td> </tr> <tr> <td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td> <td>日</td><td>日</td><td>日</td> <td>日</td><td>日</td><td>日</td><td>日</td> </tr> </table>												合計	至自	至自	至自	合計	至自	至自	至自	合計	至自	至自	至自	年	年	年	年	年	年	年	年	年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
合計	至自	至自	至自	合計	至自	至自	至自	合計	至自	至自	至自																																											
	年	年	年		年	年	年		年	年	年																																											
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																																												
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																																												

